

令和7年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第1章 共通				
1-1	第1節 一般事項 1-1-1 適用	本文中、 1 適用工事 2 標準仕様書の適用 請負者は、標準仕様書の適用にあたって、豊田市上下水道局工事監督規程、豊田市上下水道局公共工事監督要領及び豊田市上下水道局工事検査規程に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、請負者はこれら監督、検査（完了検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治法施行令第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。 3 優先事項 契約書に添付されている図面、特記仕様書及び設計書に記載された事項は、この標準仕様書に優先する。 4 設計図書間の不整合 特記仕様書、図面、設計書の間に関連がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合は、請負者は監督員に確認して指示を受けなければならない。 5 S I 単位 設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は（ ）内を非S I 単位とする。	本文中、 1 適用工事 2 標準仕様書の適用 請負者は、標準仕様書の適用にあたって、豊田市上下水道局工事監督規程、豊田市上下水道局公共工事監督要領及び豊田市上下水道局工事検査規程に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、請負者はこれら監督、検査（ 完成検査 、既済部分検査）にあたっては、地方自治法施行令第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。 3 優先事項 契約書に添付されている図面、特記仕様書及び設計書に記載された事項は、この標準仕様書に優先する。 4 設計図書間の不整合 特記仕様書、図面、設計書の間に関連がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合は、請負者は監督員に確認して指示を受けなければならない。 5 S I 単位 設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は（ ）内を非S I 単位とする。 ※3～5 愛知県標準仕様書に準拠	愛知県標準仕様書に準拠（省略）
1-1～2	1-1-2 用語の定義	本文中、 1～21 省略 22 愛知県標準仕様書に準拠 23 書面 書面とは、工事打合せ簿等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名又は押印したものを有効とする。なお、記名においては氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでも有効とする。ただし、電子メール等電子媒体を用いて報告等を行ったものについては、記名又は押印がなくても有効とする。 ※24～26 愛知県仕様書に準拠 27～44 省略	本文中、 1～21 省略 22～26 愛知県仕様書に準拠 23 書面 書面とは、工事打合せ簿等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名又は押印したものを有効とする。なお、記名においては氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでも有効とする。ただし、電子メール等電子媒体を用いて報告等を行ったものについては、記名又は押印がなくても有効とする。 27～44 省略	愛知県標準仕様書に準拠（ASP活用に伴う削除）
1-2	1-1-3 設計図書の照査等	本文中、 1 図面原図の貸与 2 設計図書の照査 (省略) ただし、発注者は設計図書の照査以外の書面の追加については、契約約款第19条によるものとし、監督員の指示によるものとする。 設計図書の照査は、「豊田市設計変更ガイドライン（土木）」に基づき行う。なお、工事着手前に行う設計図書の照査は、愛知県建設局の「工事請負契約における設計変更ガイドライン（統合版）」の「I 設計変更ガイドライン 10 設計図書の照査について」の内、照査要領（案）平成22年11月に基づいた照査を行い、照査結果を報告するものとする。 3 条件変更に係る通知等 発注者は、第2項の規定により、契約書第18条第1項第1号から第5号に該当することを確認できる資料が提出された場合、請負者の立会のうえ調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを得ずに調査を行うことができる。 発注者は調査終了後14日以内に調査結果を工事打合簿により請負者に通知し、また、これにより必要と認められる場合は工期又は契約金額を変更するとともに、さらに請負者に損害を及ぼした場合は、その必要な費用を負担しなければならない。	本文中、 1 図面原図の貸与 2 設計図書の照査 (省略) ただし、発注者は設計図書の照査以外の書面の追加については、契約約款第19条によるものとし、監督員の指示によるものとする。 設計図書の照査は、「豊田市設計変更ガイドライン（土木） 【統合版】-設計図書の照査について」に基づき行うものとする。 なお、工事着手前に行う設計図書の照査は、愛知県建設局の「工事請負契約における設計変更ガイドライン（統合版）」の「I 設計変更ガイドライン 10 設計図書の照査について」の内、照査要領（案）平成22年11月に基づいた照査を行い、照査結果を報告するものとする。 3 条件変更に係る通知等 発注者は、第2項の規定により、契約書第18条第1項第1号から第5号に該当することを確認できる資料が提出された場合、請負者の立会のうえ調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを得ずに調査を行うことができる。 発注者は調査終了後14日以内に調査結果を工事打合簿により請負者に通知し、また、これにより必要と認められる場合は工期又は契約金額を変更するとともに、さらに請負者に損害を及ぼした場合は、その必要な費用を負担しなければならない。	最新の記載に時点修正 愛知県標準仕様書に準拠（省略）

令和7年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第1章 共通				
1-2	1-1-3 設計図書の照査等	本文中、 4 設計図書等の使用制限 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、 契約図書 、およびその他の図書を監督員の 承諾 なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。 新設	本文中、 4 設計図書等の使用制限 —請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、およびその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。 5 「設計・施工条件確認会議」の開催 ※1、3～5 愛知県仕様書に準拠	愛知県標準仕様書に準拠（省略） 愛知県標準仕様書に準拠（追加）
1-2～3	1-1-4 契約金額内訳書	本文中、 1 契約金額内訳書 (文章省略) 新設	本文中、 1 契約金額内訳書 (文章省略) 2 工事費構成書 3 構成書の提出 4 構成書の内容説明 ※2～4 愛知県標準仕様書に準拠	愛知県標準仕様書に準拠（追加）
1-3	1-1-5 工程表	本文中、 新設 1 請負者は、契約書第3条に基づき、 設計図書に定めのある場合には、工程表 を所定の様式に基づき作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。 2 設計図書に定めのある場合とは、監督員が 工事内容により特記仕様書などで提出を求めることを言う。 3 前項の規定によるほか、下記のいずれかに該当する場合には、 工程表（別紙） を作成し、既発注工事及び新たに契約した工事の監督員それぞれに提出しなければならない。 ① 現場代理人を他工事の現場代理人と兼務させる場合。 ② 専任が求められる工事において建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、他の工事の主任技術者と兼務させる場合。 4 前項の規定による工程表の提出時期は、既発注工事においては 兼務期間の始期日より前 とし、新たに契約した工事については、 契約締結後5日以内 とする。	本文中、 請負者は、契約書第3条及び第1章「1-1-56 現場代理人及び監理技術者等の現場専任及び兼務について」の「4 現場代理人を兼務する場合の手続き」並びに「5 技術者の現場専任の特例」の「6 主任技術者及び監理技術者等を兼務する場合の手続き」により必要に応じて工程表を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。 1 —請負者は、契約書第3条に基づき、設計図書に定めのある場合には、工程表を所定の様式に基づき作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。 2 —設計図書に定めのある場合とは、監督員が工事内容により特記仕様書などで提出を求めることを言う。 3 —前項の規定によるほか、下記のいずれかに該当する場合には、工程表（別紙）を作成し、既発注工事及び新たに契約した工事の監督員それぞれに提出しなければならない。 ① —現場代理人を他工事の現場代理人と兼務させる場合。 ② —専任が求められる工事において建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、他の工事の主任技術者と兼務させる場合。 4 —前項の規定による工程表の提出時期は、既発注工事においては兼務期間の始期日より前とし、新たに契約した工事については、契約締結後5日以内とする。	愛知県仕様書を参考に豊田市の記載に変更 後述有のため削除
1-3	1-1-6 施工計画書	本文中、 1 一般事項 2 施工計画書の記載事項 請負者は施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。 この場合、請負者は施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。 また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は 当初請負代金額が4,000万円未満の工事及び単価契約工事 については、設計図書に示す場合を除き、記載内容の一部を省略する。省略する項目は(2)、(4)、(5)、(6)、(10)、(11)とする。	本文中、 1 一般事項 2 施工計画書の記載事項 請負者は施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。 この場合、請負者は施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。 また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は 当初請負代金額が4,500万円未満の工事及び単価契約工事 については、設計図書に示す場合を除き、記載内容の一部を省略する。省略する項目は(2)、(4)、(5)、(6)、(10)、(11)とする。 <u>なお、つり足場を使用する工事においては、省略する項目から(6)施工方法を除くものとする。</u>	愛知県標準仕様書に準拠 (建設業法改正に伴う変更)

令和7年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第1章 共通				
1-3	1-1-6 施工計画書	本文中、 2 (前頁のとおり) (1) 実施工程表 (2) 現場組織表 (3) 安全管理 (4) 指定機械及び主要機械 (5) 主要資材 (6) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む) ただし、特殊な工法がある場合は省略不可。(必ずその工法について記載する。) (7) 施工管理計画 (8) 緊急時の体制及び対応 (9) 交通管理 (10) 環境対策 (11) 現場作業環境の整備 (12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (13) 法定休日・所定休日(週休二日の導入) (14) その他 新設	本文中、 2 (前頁のとおり) (1) 実施工程表 (2) 現場組織表 (3) 安全管理 (4) 指定機械及び主要機械 (5) 主要資材 (6) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む) ただし、特殊な工法がある場合は省略不可。(必ずその工法について記載する。) (7) 施工管理計画 (8) 緊急時の体制及び対応 (9) 交通管理 (10) 環境対策 (11) 現場作業環境の整備 (12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (13) 法定休日・所定休日(週休二日の導入) (14) その他 <u>緊急維持工事について、協定を締結した業者は、一般事項として(3)、(8)、(9)を記載した施工計画書を契約当初に担当者へ提出すること。</u>	愛知県標準仕様書に準拠 (緊急工事について追記)
1-4	1-1-10 工事の着手	本文中、 請負者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事に着手しなければならない。	本文中、 請負者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事に着手しなければならない。 ※ 愛知県標準仕様書に準拠	愛知県標準仕様書に準拠(省略)
1-4~5	1-1-11 工事の下請負	本文中、 1 一般事項 請負者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。 (3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 (4) 下請負者が豊田市の競争入札参加資格者である場合には、豊田市入札参加停止等要綱に基づく指名停止期間中でないこと。 (5) 省略 2 工事下請負届 (文章省略)	本文中、 1 一般事項 請負者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。 (3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 (4) 下請負者が豊田市の競争入札参加資格者である場合には、豊田市入札参加停止等要綱に基づく指名停止期間中でないこと。 (5) 省略 2 工事下請負届 (文章省略)	愛知県標準仕様書に準拠(省略)
1-5	1-1-12 施工体制台帳	本文中、 1 一般事項 請負者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。施工体制台帳の添付書類については提出する必要はないが、監督員、検査員等により提示を求められた場合は速やかに応じなければならない。 なお、台帳提出毎の施工計画書の変更は必要ないものとする。 2 施工体系図 3 名札等の着用 4 施工体制台帳等の変更時の処置	本文中、 1 一般事項 請負者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。施工体制台帳の添付書類については提出する必要はないが、監督員、検査員等により提示を求められた場合は速やかに応じなければならない。 なお、台帳提出毎の施工計画書の変更は必要ないものとする。 2 施工体系図 3 名札等の着用 4 施工体制台帳等の変更時の処置	愛知県標準仕様書に準拠(省略)

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																																
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																																
第1章 共通																																				
1-6	1-1-12 施工体制台帳	<p>本文中、</p> <p>5 施工体制台帳の記載事項 施工体制台帳には、一次下請、二次下請などその建設工事に関わるすべての下請人（建設業の許可を受けていない者を含む）の商号又は名称、それぞれの工事の内容、工期などを記載する。また、添付書類として、すべての下請契約に係る下請契約書等を添付する。（添付書類は、第9章第3節9-3-3参照） 下請契約書には、建設業法第19条第1項に規定する16項目（支払時期や方法等）すべてを記載するほか、作業内容（材料や建設機械の支給有無）が分かるように記述すること。（〇〇工1式計上は不可）</p> <p>（参考）契約書に記載しておかなければならない重要事項16項目</p> <table border="1"> <tr> <td>① 工事内容</td> <td>⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め</td> </tr> <tr> <td>② 請負代金の額</td> <td>⑩ 建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め</td> </tr> <tr> <td>③ 工事着手の時期及び工事完成の時期</td> <td>⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡の時期</td> </tr> <tr> <td>④ 工事を施工しない日、又は期間等の定めをするときは、その内容</td> <td>⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法</td> </tr> <tr> <td>⑤ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来型部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法</td> <td>⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合における、その不適合を拒否すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容</td> </tr> <tr> <td>⑥ 当事者の一方から設計変更・工事着手の遅延・工事の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額に変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め</td> <td>⑭ 各当事者の履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金</td> </tr> <tr> <td>⑦ 天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及び其の額の算定方法に関する定め</td> <td>⑮ 契約に関する紛争の解決方法</td> </tr> <tr> <td>⑧ 価格等の変動もしくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更</td> <td>⑯ その他国土交通省令で定める事項</td> </tr> </table> <p>6 下請者の専門技術者に関する資料の提出 請負者は、下請負者に専門技術者を配置させる場合は、その専門技術者の経歴書及び1-1-50主任技術者（監理技術者）及び現場代理人で定める書類を整え、監督員の求めがある場合は提示しなければならない。</p> <p>7 社会保険未加入対策 元請業者は未加入業者を選定する場合は、契約書第7条の2に基づき特別な事情を確認する書類を監督員に提出し承認を受ける。監督員の承認がない未加入業者を使用することは契約違反となるため、必ず承認を受ける。 二次下請以下に社会保険等未加入業者がある場合は、当該下請業者の変更又は当該社会保険等の加入を促すよう元請業者を指導する。</p> <p>※1~4 愛知県標準仕様書に準拠</p>	① 工事内容	⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	② 請負代金の額	⑩ 建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め	③ 工事着手の時期及び工事完成の時期	⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡の時期	④ 工事を施工しない日、又は期間等の定めをするときは、その内容	⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法	⑤ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来型部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法	⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合における、その不適合を拒否すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容	⑥ 当事者の一方から設計変更・工事着手の遅延・工事の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額に変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	⑭ 各当事者の履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金	⑦ 天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及び其の額の算定方法に関する定め	⑮ 契約に関する紛争の解決方法	⑧ 価格等の変動もしくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	⑯ その他国土交通省令で定める事項	<p>本文中、</p> <p>5 一 施工体制台帳の記載事項 — 施工体制台帳には、一次下請、二次下請などその建設工事に関わるすべての下請人（建設業の許可を受けていない者を含む）の商号又は名称、それぞれの工事の内容、工期などを記載する。また、添付書類として、すべての下請契約に係る下請契約書等を添付する。（添付書類は、第9章第3節9-3-3参照）— — 下請契約書には、建設業法第19条第1項に規定する16項目（支払時期や方法等）すべてを記載するほか、作業内容（材料や建設機械の支給有無）が分かるように記述すること。（〇〇工1式計上は不可）—</p> <p>（参考）契約書に記載しておかなければならない重要事項16項目</p> <table border="1"> <tr> <td>① 工事内容</td> <td>⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め</td> </tr> <tr> <td>② 請負代金の額</td> <td>⑩ 建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め</td> </tr> <tr> <td>③ 工事着手の時期及び工事完成の時期</td> <td>⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡の時期</td> </tr> <tr> <td>④ 工事を施工しない日、又は期間等の定めをするときは、その内容</td> <td>⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法</td> </tr> <tr> <td>⑤ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来型部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法</td> <td>⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合における、その不適合を拒否すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容</td> </tr> <tr> <td>⑥ 当事者の一方から設計変更・工事着手の遅延・工事の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額に変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め</td> <td>⑭ 各当事者の履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金</td> </tr> <tr> <td>⑦ 天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及び其の額の算定方法に関する定め</td> <td>⑮ 契約に関する紛争の解決方法</td> </tr> <tr> <td>⑧ 価格等の変動もしくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更</td> <td>⑯ その他国土交通省令で定める事項</td> </tr> </table> <p>6 一 下請者の専門技術者に関する資料の提出 — 請負者は、下請負者に専門技術者を配置させる場合は、その専門技術者の経歴書及び1-1-50主任技術者（監理技術者）及び現場代理人で定める書類を整え、監督員の求めがある場合は提示しなければならない。—</p> <p>7 一 社会保険未加入対策 — 元請業者は未加入業者を選定する場合は、契約書第7条の2に基づき特別な事情を確認する書類を監督員に提出し承認を受ける。監督員の承認がない未加入業者を使用することは契約違反となるため、必ず承認を受ける。— — 二次下請以下に社会保険等未加入業者がある場合は、当該下請業者の変更又は当該社会保険等の加入を促すよう元請業者を指導する。—</p> <p>※1~4 愛知県標準仕様書に準拠</p>	① 工事内容	⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	② 請負代金の額	⑩ 建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め	③ 工事着手の時期及び工事完成の時期	⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡の時期	④ 工事を施工しない日、又は期間等の定めをするときは、その内容	⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法	⑤ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来型部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法	⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合における、その不適合を拒否すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容	⑥ 当事者の一方から設計変更・工事着手の遅延・工事の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額に変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	⑭ 各当事者の履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金	⑦ 天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及び其の額の算定方法に関する定め	⑮ 契約に関する紛争の解決方法	⑧ 価格等の変動もしくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	⑯ その他国土交通省令で定める事項	<p>第9章に記載を移動</p> <p>該当案件なしのため削除</p> <p>契約約款に記載があるため削除</p>
① 工事内容	⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め																																			
② 請負代金の額	⑩ 建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め																																			
③ 工事着手の時期及び工事完成の時期	⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡の時期																																			
④ 工事を施工しない日、又は期間等の定めをするときは、その内容	⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法																																			
⑤ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来型部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法	⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合における、その不適合を拒否すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容																																			
⑥ 当事者の一方から設計変更・工事着手の遅延・工事の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額に変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	⑭ 各当事者の履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金																																			
⑦ 天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及び其の額の算定方法に関する定め	⑮ 契約に関する紛争の解決方法																																			
⑧ 価格等の変動もしくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	⑯ その他国土交通省令で定める事項																																			
① 工事内容	⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め																																			
② 請負代金の額	⑩ 建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め																																			
③ 工事着手の時期及び工事完成の時期	⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡の時期																																			
④ 工事を施工しない日、又は期間等の定めをするときは、その内容	⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法																																			
⑤ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来型部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法	⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合における、その不適合を拒否すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容																																			
⑥ 当事者の一方から設計変更・工事着手の遅延・工事の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額に変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	⑭ 各当事者の履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金																																			
⑦ 天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及び其の額の算定方法に関する定め	⑮ 契約に関する紛争の解決方法																																			
⑧ 価格等の変動もしくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	⑯ その他国土交通省令で定める事項																																			

令和7年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表







































頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第1章 共通				
1-7	1-1-16 設計図書の変更	本文中、 設計図書の変更手続きは、「豊田市設計変更ガイドライン（土木）」及び「設計変更事務取扱要領」の規定により行うものとする。	本文中、 設計図書の変更手続きは、「豊田市設計変更ガイドライン（土木） 【統合版】 」及び「設計変更事務取扱要領」の規定により行うものとする。	最新の記載に時点修正
1-7	1-1-17 工期変更	本文中、 1 一般事項 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条及び第40条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と請負者との間で確認する（以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を請負者に通知するものとする。 2 工期変更協議 請負者は、下記事項に該当する場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。 (1) 契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合 (2) 契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合 (3) 契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合 (4) 契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合 3 保証契約の変更 請負者は、工期の変更契約時に、先に提出した契約保証について契約書第37条の規定に基づき処理する。	本文中、 1 一般事項 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条及び第 4.1 条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と請負者との間で確認する（以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を請負者に通知するものとする。 2 工期変更協議 請負者は、下記事項に該当する場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。 (1) 契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合 (2) 契約書第20条に基づく工事の全部又は もしくは 一部の施工が一時中止となった場合 (3) 契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合 (4) 契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合 3 保証契約の変更 請負者は、 前払金額の変更を伴わない 工期の変更が行われた場合は、 先に提出した契約保証について 契約書第37条 第4項 の規定に基づき 保証事業会社に直ちに通知するものとする。	約款条数との整合 契約約款との整合
1-8	1-1-18 使用材料	本文中、 1 一般事項 2 木材の使用 3 再生資源の利用 ※1、2、3 愛知県標準仕様書に準拠	本文中、 1 一般事項 2 木材の使用 3 再生資源の利用 ※1～3 愛知県標準仕様書に準拠	他条文との表記整合
1-8～9	1-1-21 建設副産物	本文中、 1 一般事項 2 マニフェスト 3 搬出伝票 4 法令順守（文章省略） 5 計画書の提出 請負者は、次の（1）から（7）の計画書等を施工計画書に含め、監督員に提出しなければならない。また、（1）、（2）の実施書を、工事時に監督員に提出しなければならない。	本文中、 1 一般事項 2 マニフェスト 3 搬出伝票 4 法令順守（文章省略） 5 計画書の提出 請負者は、次の（1）～（7）の計画書等を施工計画書に含め、監督員に提出しなければならない。また、（1）、（2）の実施書を、工事 完成 時に監督員に提出しなければならない。	愛知県標準仕様書の改訂に準拠
1-9	1-1-22 監督員による確認及び立会等	本文中、 1～8 省略 9 施工状況把握の臨場 表1-1 段階確認一覧表 表1-2 施工状況把握一覧表 ※1～3、5、7～9、表1-1、表1-2 愛知県標準仕様書に準拠	本文中、 1～8 省略 9 施工状況把握の臨場 表1-1 段階確認一覧表、 本仕様書第9章第1.0節9-10-1段階確認一覧表 表1-2 施工状況把握一覧表、 本仕様書第9章第1.0節9-10-2施工状況把握一覧表 ※1～3、5、7～9、表1-1、表1-2 愛知県標準仕様書に準拠	参照元の追記

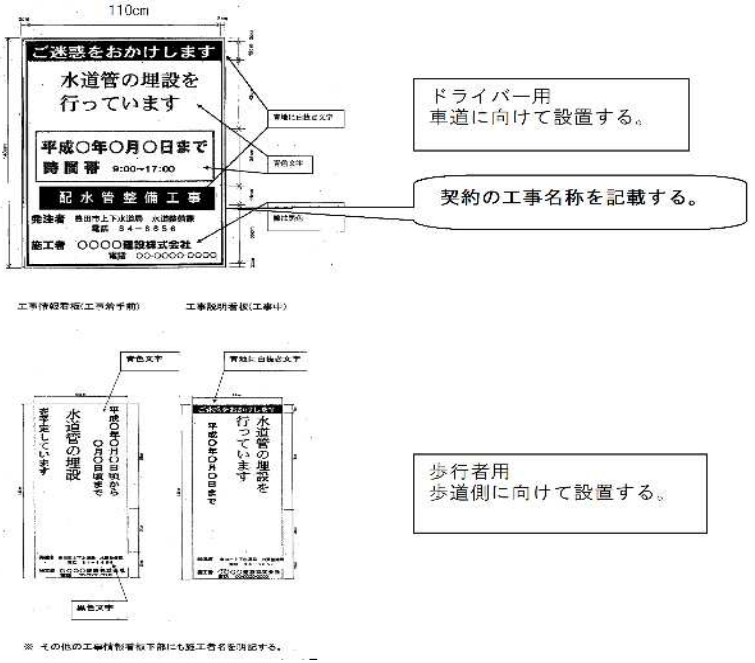
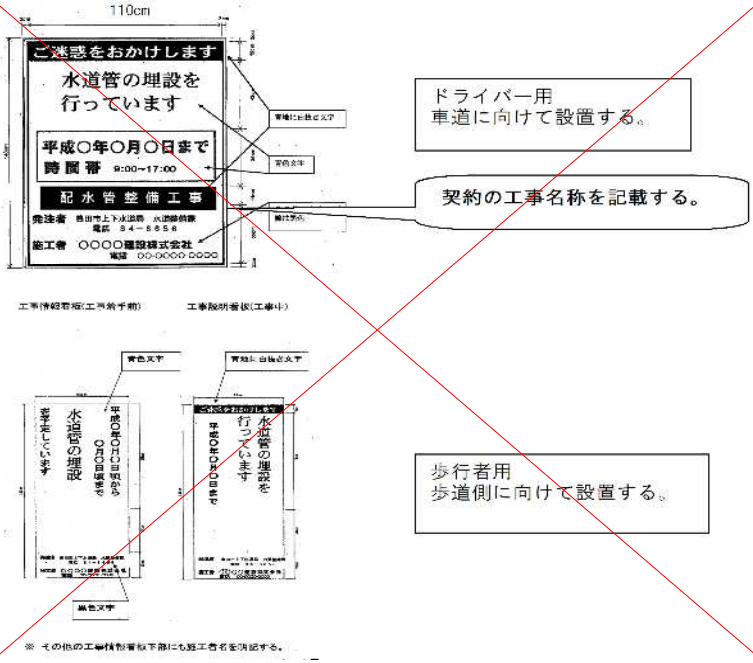
令和7年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第1章 共通				
1-10	1-1-25 工事完成検査	本文中、 1 工事完成検査の提出（文章省略） 2 工事完成検査の要件（文章省略） 3 検査日の通知 発注者は、工事完成検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。 4 検査内容 5 修補の指示 6 修補期間 <u>新設</u> 7 適用規定 請負者は、当該工事完成検査については、1-1-21監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。 8 検査の立会 現場代理人及び主任（監理）技術者は、完成検査に立会わなければならない。やむを得ず一方が立会できない場合は、検査前に申し出ること。 ※4、5、6 愛知県標準仕様書に準拠	本文中、 1 工事完成検査の提出（文章省略） 2 工事完成検査の要件（文章省略） 3 検査日の通知 発注者は、工事完成検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。 4 検査内容 5 修補の指示 6 修補期間 <u>修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書第3.4条第2項に規定する期間に含めないものとする。</u> 7 適用規定 請負者は、当該工事完成検査については、1-1-21監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。 8 検査の立会 現場代理人及び主任（監理）技術者は、完成検査に立会わなければならない。やむを得ず一方が立会できない場合は、検査前に申し出ること。 ※ <u>3</u> ~ <u>5</u> 、 <u>7</u> 愛知県標準仕様書に準拠	愛知県標準仕様書に準拠（省略） 愛知県標準仕様書に準拠（追加） 愛知県標準仕様書に準拠（省略）
1-10~11	1-1-26 既済部分検査等	本文中、 1~4 省略 5 適用規定 請負者は、当該既済部分検査については、1-1-21監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。 6 検査日の通知 7 中間前払金の請求 請負者は、契約書第3.6条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に1-1-29履行報告による履行報告を作成し、監督員に提出しなければならない。	本文中、 1~4 省略 5 適用規定 請負者は、当該既済部分検査については、1-1-21監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。 6 検査日の通知 7 中間前払金の請求 請負者は、契約書第3.6条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に1-1- <u>30</u> 履行報告による履行報告を作成し、監督員に提出しなければならない。	愛知県標準仕様書に準拠（省略） 条数合わせ
1-11	1-1-27 中間検査	本文中、 1 一般事項 請負者は、契約書第3.2条に基づく、中間検査を受けなければならない。 2 中間検査の時期選定 3 検査内容 4 適用規定 請負者は、当該中間検査については、1-1-21監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。 ※2、3 愛知県標準仕様書に準拠	本文中、 1 一般事項 請負者は、契約書第3.2条に基づく、中間検査を受けなければならない。 2 中間検査の時期選定 3 検査内容 4 適用規定 請負者は、当該中間検査については、1-1-21監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。 ※ <u>1</u> ~ <u>4</u> 愛知県標準仕様書に準拠	愛知県標準仕様書に準拠（省略）
1-11	1-1-28 部分使用	本文中、 1 一般事項 2 検査員による検査 請負者は、発注者が契約書第3.5条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、検査員による品質及び出来形等の検査を受けるものとする。 ※1 愛知県標準仕様書に準拠	本文中、 1 一般事項 2 検査員による検査 請負者は、発注者が契約書第3.5条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、検査員による品質及び出来形等の検査を受けるものとする。 ※ <u>1</u> 、 <u>2</u> 愛知県標準仕様書に準拠	愛知県標準仕様書に準拠（省略）

令和7年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第1章 共通				
1-11~12	1-1-29 施工管理	本文中、 1~7 省略 8 記録及び関係書類 請負者は、本仕様書第9章第5~7節出来形管理及び第8節品質管理により施工管理を行い、また第3節写真管理による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完了時までに監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。なお、本仕様書に定められていない工種又は項目については、監督員と協議の上、愛知県建設局の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）及び写真管理基準を準用するなど適切な施工管理、写真管理を行うものとする。 9 工事情報共有化 <u>新設</u> 10 不具合等発生時の措置 ※1~7、9、10 愛知県標準仕様書に準拠	本文中、 1~7 省略 8 記録及び関係書類 請負者は、本仕様書第9章第1節、第6~8節出来形管理及び第9節品質管理により施工管理を行い、また第4節写真管理による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完了時までに監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。なお、本仕様書に定められていない工種又は項目については、監督員と協議の上、愛知県建設局の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）及び写真管理基準を準用するなど適切な施工管理、写真管理を行うものとする。 9 工事情報共有化 <u>請負者は、監督員及び請負者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</u> <u>また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「豊田市発注工事における情報共有システム運用の手引き（案）」に基づくこととする。</u> 10 不具合等発生時の措置 ※1~7、 9 、10 愛知県標準仕様書に準拠	条数合わせ 愛知県仕様書を参考に豊田市の記載に変更
1-12~13	1-1-33 工事中の安全確保	本文中、 1~15 省略 16 南海トラフ地震臨時情報 <u>新設</u> 17~26 省略 27 休憩時間及び安全に関する指導 28 法令等の遵守 29 災害防止協議会 請負者は、請負工事の一部を下請負に付するときは、労働安全衛生法第30条に定める協議組織（災害防止協議会）を設置し、月1回以上実施しなければならない。 30 事故防止重点対策の実施 請負者は、特記仕様書に明示されている事故防止重点対策について、的確に実施するとともに、実施状況を書面にて監督員に提示すること。また、検査時には検査員の求めに応じて提示すること。 ※1~23、25~28 愛知県標準仕様書に準拠	本文中、 1~15 省略 16 南海トラフ地震臨時情報 <u>請負者は、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合には、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の構造物及び仮設構造物に対し、必要な補強・落下防止等の保全措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じて第三者に対する緊急避難措置の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うとともに、海岸堤防や河川堤防を掘削する工事など、有事の際に甚大な被害を及ぼす可能性がある工事を行っている場合は、その対応について早急に監督員と協議し、必要に応じて本章第1節の1-1-49臨時の措置の規程をとらなければならない。</u> <u>上記措置については、施工計画書（8）緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。</u> <u>請負者は、上記の地震に限らず、震度4以上の地震が発生した場合は、速やかに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督員に報告するものとする。</u> 17~26 省略 27 <u>27 一 休憩時間及び安全に関する指導</u> 27 法令等の遵守 28 災害防止協議会 請負者は、請負工事の一部を下請負に付するときは、労働安全衛生法第30条に定める協議組織（災害防止協議会）を設置し、月1回以上実施しなければならない。 29 <u>29 事故防止重点対策の実施</u> 請負者は、特記仕様書に明示されている事故防止重点対策について、的確に実施するとともに、実施状況を書面にて監督員に提示すること。また、検査時には検査員の求めに応じて提示すること。 ※1~23 <u>愛知県標準仕様書に準拠</u> 、25~ 27 <u>愛知県標準仕様書24~26</u> 準拠	愛知県標準仕様書から準用（追加） 改訂漏れ

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																								
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																								
第1章 共通																												
1-13~15	1-1-37 環境対策	<p>本文中、</p> <p>1~9 省略</p> <p>10 貨物自動車等の車種規制日適合車の使用規制 請負者は、貨物自動車を使用する場合は、「自動車NOx・PM法」の対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。</p> <p>11 特定特殊自動車排出ガスの規制 請負者は、建設機械などの特殊自動車を使用する際は、2006年10月より施行された「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく規制に適合した機種を使用しなければならない。</p> <p>【規制の対象となる機種（原動機19kw以上560kw未満）の該当例】 ローラ類、バックホウ、フィニッシャー、ホイール・クレーンなど</p> <p>【基準適合していることを確認する方法】</p> <p>右のステッカーが貼付けされていれば、基準に適合する機種である。</p>  <p>12 特定特殊自動車の燃料</p> <p>13 石綿等</p> <p>14 特定建設作業実施届出書（文章省略）</p> <p>15 建設機械の目的外使用の禁止 事業者は、車両系建設機械をパワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシエルによる労働者の昇降等、当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。（労働安全衛生規則第164条）</p> <p>16 クレーン仕様のバックホウ バックホウは本来掘削機械であるため、管の吊り上げを行う場合は、クレーン仕様のバックホウとする（表示されている吊り上げ重量以下で使用）。</p> <p>※1~9、12、13 愛知県標準仕様書に準拠</p> <p>【参考】建設機械の排出ガス対策型等を表示するステッカー</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1次基準</th> <th>2次基準</th> <th>3次基準（車両系）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3次基準（可搬式）</td> <td>低騒音型建機</td> <td>低振動型建機</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	1次基準	2次基準	3次基準（車両系）				3次基準（可搬式）	低騒音型建機	低振動型建機				<p>本文中、</p> <p>1~9 省略</p> <p>10 貨物自動車等の車種規制日適合車の使用規制 請負者は、貨物自動車を使用する場合は、「自動車NOx・PM法」の対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。</p> <p>11 特定特殊自動車排出ガスの規制 請負者は、建設機械などの特殊自動車を使用する際は、2006年10月より施行された「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく規制に適合した機種を使用しなければならない。</p> <p>【規制の対象となる機種（原動機19kw以上560kw未満）の該当例】 ローラ類、バックホウ、フィニッシャー、ホイール・クレーンなど</p> <p>【基準適合していることを確認する方法】</p> <p>右のステッカーが貼付けされていれば、基準に適合する機種である。</p>  <p>11 特定特殊自動車の燃料</p> <p>12 石綿等</p> <p>13 鉛等有害物質</p> <p>14 特定建設作業実施届出書（文章省略）</p> <p>15 建設機械の目的外使用の禁止 事業者は、車両系建設機械を パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシエルによる労働者の昇降等、当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。（労働安全衛生規則第164条）</p> <p>16 クレーン仕様のバックホウ バックホウは本来掘削機械であるため、管の吊り上げを行う場合は、クレーン仕様のバックホウとする（表示されている吊り上げ重量以下で使用）。</p> <p>※1~9、10~13 愛知県標準仕様書に準拠</p> <p>【参考】建設機械の排出ガス対策型等を表示するステッカー</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1次基準</th> <th>2次基準</th> <th>3次基準（車両系）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3次基準（可搬式）</td> <td>低騒音型建機</td> <td>低振動型建機</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	1次基準	2次基準	3次基準（車両系）				3次基準（可搬式）	低騒音型建機	低振動型建機				<p>愛知県標準仕様書に準拠（省略）</p> <p>後述有のため削除</p> <p>ステッカー類周知定着のため削除</p> <p>愛知県標準仕様書に準拠（追加）</p> <p>最新の記載に時点修正</p> <p>ステッカー類周知定着のため削除</p>
1次基準	2次基準	3次基準（車両系）																										
																												
3次基準（可搬式）	低騒音型建機	低振動型建機																										
																												
1次基準	2次基準	3次基準（車両系）																										
																												
3次基準（可搬式）	低騒音型建機	低振動型建機																										
																												

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第1章 共通				
1-15	1-1-40 交通安全管理	<p>本文中、</p> <p>1 一般事項 請負者は、工事用運搬経路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。</p> <p>2 輸送災害の防止</p> <p>3 交通安全等輸送計画</p> <p>4 交通安全法令の遵守</p> <p>＜標示文例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道管の新設（取替、移設、撤去）を行っています ・水道管の緊急修理を行っています ・水道管の点検（修理）を行っています ・水道管の埋設跡の復旧を行っています <p>＜工事表示板の例＞</p>  <p>（次頁に続く）</p>	<p>本文中、</p> <p>1 一般事項 請負者は、工事用運搬経路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。</p> <p>2 輸送災害の防止</p> <p>3 交通安全等輸送計画</p> <p>4 交通安全法令の遵守</p> <p>＜標示文例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道管の新設（取替、移設、撤去）を行っています ・水道管の緊急修理を行っています ・水道管の点検（修理）を行っています ・水道管の埋設跡の復旧を行っています <p>＜工事表示板の例＞</p>  <p>（次頁に続く）</p>	<p>保安設備基準の各自確認促しのため削除</p> <p>文例等周知定着のため削除</p>

令和7年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第1章 共通				
1-16~19	1-1-40 交通安全管理	<p>本文中、 (前頁の続き)</p> <div data-bbox="756 378 1098 861"> <p>1-16</p> </div> <div data-bbox="1127 378 1469 861"> <p>1-17</p> </div> <div data-bbox="756 966 1098 1449"> <p>1-18</p> </div> <div data-bbox="1127 966 1469 1449"> <p>1-19</p> </div>	<p>本文中、 (前頁の続き)</p> <div data-bbox="1543 378 1884 861"> <p>1-16</p> </div> <div data-bbox="1914 378 2255 861"> <p>1-17</p> </div> <div data-bbox="1543 966 1884 1449"> <p>1-18</p> </div> <div data-bbox="1914 966 2255 1449"> <p>1-19</p> </div>	<p>看板類等周知定着のため削除 注) 愛知県保安設備基準を各自確認</p>

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																																																						
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																																																						
第1章 共通																																																										
1-20	1-1-40 交通安全管理	<p>本文中、</p> <p>5～10 省略</p> <p>11 交通管理</p> <p>①～④ 愛知県標準仕様書に準拠</p> <p>【参考：標識車等の仕様】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数量・規格</th> <th>配置等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クッションドラム</td> <td>2個</td> <td>標識車の前方5m程度に設置</td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td></td> <td>道路工事保安設備設置基準の保安設備標準様式図の記号①に準ずる。(標識のベース車両に搭載)ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。</td> </tr> <tr> <td>標識のベース車両</td> <td>2tトラック</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体感マット</td> <td>幅200mm、厚6mm</td> <td>施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考：道路標識の拡大率の標準値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>標識の種類</th> <th>片側2車線以上</th> <th>片側1車線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>案内標識</td> <td>全標識</td> <td>1.3 (1.6)</td> <td>1.0 (1.3)</td> </tr> <tr> <td>規制標識 指示標識</td> <td>全標識</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数量・規格	配置等	クッションドラム	2個	標識車の前方5m程度に設置	標識		道路工事保安設備設置基準の保安設備標準様式図の記号①に準ずる。(標識のベース車両に搭載)ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。	標識のベース車両	2tトラック		体感マット	幅200mm、厚6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置する。	分類	標識の種類	片側2車線以上	片側1車線	案内標識	全標識	1.3 (1.6)	1.0 (1.3)	規制標識 指示標識	全標識	1.0 (1.5)	1.0	<p>本文中、</p> <p>5～10 省略</p> <p>11 交通管理</p> <p>①～④ 愛知県標準仕様書に準拠</p> <p>【参考：標識車等の仕様】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数量・規格</th> <th>配置等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クッションドラム</td> <td>2個</td> <td>標識車の前方5m程度に設置</td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td></td> <td>道路工事保安設備設置基準の保安設備標準様式図の記号①に準ずる。(標識のベース車両に搭載)ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。</td> </tr> <tr> <td>標識のベース車両</td> <td>2tトラック</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体感マット</td> <td>幅200mm、厚6mm</td> <td>施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考：道路標識の拡大率の標準値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>標識の種類</th> <th>片側2車線以上</th> <th>片側1車線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>案内標識</td> <td>全標識</td> <td>1.3 (1.6)</td> <td>1.0 (1.3)</td> </tr> <tr> <td>規制標識 指示標識</td> <td>全標識</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数量・規格	配置等	クッションドラム	2個	標識車の前方5m程度に設置	標識		道路工事保安設備設置基準の保安設備標準様式図の記号①に準ずる。(標識のベース車両に搭載)ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。	標識のベース車両	2tトラック		体感マット	幅200mm、厚6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置する。	分類	標識の種類	片側2車線以上	片側1車線	案内標識	全標識	1.3 (1.6)	1.0 (1.3)	規制標識 指示標識	全標識	1.0 (1.5)	1.0	愛知県標準仕様書に準拠（省略）
項目	数量・規格	配置等																																																								
クッションドラム	2個	標識車の前方5m程度に設置																																																								
標識		道路工事保安設備設置基準の保安設備標準様式図の記号①に準ずる。(標識のベース車両に搭載)ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。																																																								
標識のベース車両	2tトラック																																																									
体感マット	幅200mm、厚6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置する。																																																								
分類	標識の種類	片側2車線以上	片側1車線																																																							
案内標識	全標識	1.3 (1.6)	1.0 (1.3)																																																							
規制標識 指示標識	全標識	1.0 (1.5)	1.0																																																							
項目	数量・規格	配置等																																																								
クッションドラム	2個	標識車の前方5m程度に設置																																																								
標識		道路工事保安設備設置基準の保安設備標準様式図の記号①に準ずる。(標識のベース車両に搭載)ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。																																																								
標識のベース車両	2tトラック																																																									
体感マット	幅200mm、厚6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置する。																																																								
分類	標識の種類	片側2車線以上	片側1車線																																																							
案内標識	全標識	1.3 (1.6)	1.0 (1.3)																																																							
規制標識 指示標識	全標識	1.0 (1.5)	1.0																																																							
1-21	1-1-40 交通安全管理	<p>本文中、</p> <p>12～14 省略</p> <p>15 通行許可</p> <p>【参考：道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車両の諸元</th> <th>一般的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>12.0m</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>3.8m（但し、指定道路については4.1m）</td> </tr> <tr> <td>重量 総重量</td> <td>20.0t（但し、高速自動車国道、指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t）</td> </tr> <tr> <td>軸重</td> <td>10.0t</td> </tr> <tr> <td>隣接軸重の合計</td> <td>隣り合う車軸の軸距が1.8m未満の場合は18t（隣り合う車軸の軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t）</td> </tr> <tr> <td>輪荷重</td> <td>5.0t</td> </tr> <tr> <td>最小回転半径</td> <td>12.0m</td> </tr> </tbody> </table>	車両の諸元	一般的制限値	幅	2.5m	長さ	12.0m	高さ	3.8m（但し、指定道路については4.1m）	重量 総重量	20.0t（但し、高速自動車国道、指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t）	軸重	10.0t	隣接軸重の合計	隣り合う車軸の軸距が1.8m未満の場合は18t（隣り合う車軸の軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t）	輪荷重	5.0t	最小回転半径	12.0m	<p>本文中、</p> <p>12～14 省略</p> <p>15 通行許可</p> <p>【参考：道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車両の諸元</th> <th>一般的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>12.0m</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>3.8m（但し、指定道路については4.1m）</td> </tr> <tr> <td>重量 総重量</td> <td>20.0t（但し、高速自動車国道、指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t）</td> </tr> <tr> <td>軸重</td> <td>10.0t</td> </tr> <tr> <td>隣接軸重の合計</td> <td>隣り合う車軸の軸距が1.8m未満の場合は18t（隣り合う車軸の軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t）</td> </tr> <tr> <td>輪荷重</td> <td>5.0t</td> </tr> <tr> <td>最小回転半径</td> <td>12.0m</td> </tr> </tbody> </table>	車両の諸元	一般的制限値	幅	2.5m	長さ	12.0m	高さ	3.8m（但し、指定道路については4.1m）	重量 総重量	20.0t（但し、高速自動車国道、指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t）	軸重	10.0t	隣接軸重の合計	隣り合う車軸の軸距が1.8m未満の場合は18t（隣り合う車軸の軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t）	輪荷重	5.0t	最小回転半径	12.0m	愛知県標準仕様書に準拠（省略）																		
車両の諸元	一般的制限値																																																									
幅	2.5m																																																									
長さ	12.0m																																																									
高さ	3.8m（但し、指定道路については4.1m）																																																									
重量 総重量	20.0t（但し、高速自動車国道、指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t）																																																									
軸重	10.0t																																																									
隣接軸重の合計	隣り合う車軸の軸距が1.8m未満の場合は18t（隣り合う車軸の軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t）																																																									
輪荷重	5.0t																																																									
最小回転半径	12.0m																																																									
車両の諸元	一般的制限値																																																									
幅	2.5m																																																									
長さ	12.0m																																																									
高さ	3.8m（但し、指定道路については4.1m）																																																									
重量 総重量	20.0t（但し、高速自動車国道、指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t）																																																									
軸重	10.0t																																																									
隣接軸重の合計	隣り合う車軸の軸距が1.8m未満の場合は18t（隣り合う車軸の軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t）																																																									
輪荷重	5.0t																																																									
最小回転半径	12.0m																																																									
1-23	1-1-46 提出書類	<p>本文中、</p> <p>1 一般事項</p> <p>請負者は、契約書に定めるもののほか、所定の様式により次頁以降の「請負者提出書類一覧表」に定める書類を、同表で定める時期までに監督員に提出しなければならない。</p> <p>2 提出書類の変更</p> <p>提出した書類に変更を生じたときは、速やかに変更した書類を提出する。 このとき、従前の書類の差替によらず、変更箇所を明示し、工事打合せ簿により提出する。</p> <p>3 電子納品</p> <p>請負者は、提出書類の電子納品を行う場合、「豊田市電子納品運用ガイドライン」及び「豊田市デジタル写真管理基準」に基づき、電子成果品の納品を行わなければならない。 また、あいち建設情報共有システム（以下、「ASP」という。）を用いた電子による書類提出については、「【内部資料（読替版）】豊田市（愛知県）情報共有運用ガイドライン」及び「豊田市発注工事における情報共有システム運用の手引き（案）」に基づき行わなければならない。（以降省略）</p> <p>3 電子納品（省略）</p>	<p>本文中、</p> <p>1 一般事項</p> <p>請負者は、契約書に定めるもののほか、所定の様式により次頁以降の「請負者提出書類一覧表」に定める書類を、契約書、本仕様書、設計図書等で定める時期若しくは工事完成時までに監督員に提出しなければならない。</p> <p>2 提出書類の変更</p> <p>提出した書類に変更を生じたときは、速やかに変更した書類を提出する。 このとき、従前の書類の差替によらず、変更箇所を着色等により明示し、工事打合せ簿により提出する。</p> <p>3 電子納品</p> <p>請負者は、提出書類の電子納品を行う場合、「豊田市電子納品運用ガイドライン」及び「豊田市デジタル写真管理情報基準」に基づき、電子成果品の納品を行わなければならない。 また、あいち建設情報共有システム（以下、「ASP」という。）を用いた電子による書類提出については、「【内部資料（読替版）】豊田市（愛知県）情報共有運用ガイドライン」及び「豊田市発注工事における情報共有システム運用の手引き（案）」に基づき行わなければならない。（以降省略）</p> <p>3 電子納品（省略）</p>	最新の記載に時点修正																																																						

令和7年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																																																									
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																																																									
第1章 共通																																																													
1-24	1-1-46 提出書類	<p>表中、</p> <p>☆契約時</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約保証証書・契約保証金</td> <td>契約時</td> <td>契約金額500万円以上 緊急工事等随意契約の場合で、契約書で免除となっている工事を除く</td> </tr> <tr> <td>建設リサイクル法第13条に基づく書面</td> <td>契約前</td> <td>土木工事等（配水管布設工事等）で契約金額500万円以上 建築物の修繕・模様替工事は、契約金額1億円以上 注）処分先の名称、金額に変更が生じた場合は、変更契約が必要 総務課庶務担当が工事契約台帳Excelに入力後、監督員に提出 （監理技術者は下請負4,500万以上、及び入札時の公告で専任が義務付けられた工事）</td> </tr> <tr> <td>現場代理人、主任（監理）技術者届</td> <td>契約後5日以内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>☆着手時</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場代理人、主任（監理）技術者経歴書及び雇用確認資料 ※現場代理人兼務届、連絡体制表 ※主任技術者兼務届 ※監理技術者兼務届</td> <td>契約後5日以内 兼務届の提出時期は既発注工事は、兼務期間の始期日より前に提出、新たに契約した工事は契約締結後5日以内に提出</td> <td>雇用確認資料として健康保険証の写しを提出する際は、保険者番号及び記号・番号にマスキングを施すこと。 兼務届は総務課庶務担当が工事契約台帳Excelに入力後、それぞれの監督員に提出する。 注）不在時の連絡体制が確認できる書類を添付、又は不在時の連絡体制を施工計画書に記載する。</td> </tr> <tr> <td>工程表</td> <td>既発注工事においては、兼務期間の始期日より前に 新たに契約した工事については、契約締結後5日以内</td> <td>以下の場合に提出が必要 ① 設計図書等で監督員が特に提出を求めた場合 ② 現場代理人を他工事の現場代理人と兼務させる場合に提出。 ③ 専任が求められる工事において、建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、他の工事の主任技術者と兼務させる場合 ②、③の場合、工程表（別紙）のみ作成し、兼務届の添付書類とする。</td> </tr> <tr> <td>コリンズ（受注時登録）登録内容確認のためのお願い（メール送信）（打合せ簿不要） 登録内容確認書</td> <td>登録前（メール送信） 監督員が登録確認メールの「登録内容確認書」で登録内容を確認するため、提出は不要。ただし、検査員が検査時に請求した場合は提示する。</td> <td>契約後、土・日・祝日を除き10日以内に登録ができるよう、原則として「登録内容確認システム」を利用し、監督員が内容確認した後に登録する。ただし、従来の署名による確認方法も認める。 ※ 発注機関名は「豊田市上下水道局」</td> </tr> <tr> <td>再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果表（500m以上搬出の場合）</td> <td>現場着手前までに</td> <td>土木工事等（配水管布設工事等）で契約金額100万円以上 建設副産物情報交換システム（COBRIS）で作成し、監督員の確認を受ける。 監督員の確認もシステムで実施。 ※ 施工計画書には紙で添付。</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	提出時期	備考	契約保証証書・契約保証金	契約時	契約金額500万円以上 緊急工事等随意契約の場合で、契約書で免除となっている工事を除く	建設リサイクル法第13条に基づく書面	契約前	土木工事等（配水管布設工事等）で契約金額500万円以上 建築物の修繕・模様替工事は、契約金額1億円以上 注）処分先の名称、金額に変更が生じた場合は、変更契約が必要 総務課庶務担当が工事契約台帳Excelに入力後、監督員に提出 （監理技術者は下請負4,500万以上、及び入札時の公告で専任が義務付けられた工事）	現場代理人、主任（監理）技術者届	契約後5日以内		書類名	提出時期	備考	現場代理人、主任（監理）技術者経歴書及び雇用確認資料 ※現場代理人兼務届、連絡体制表 ※主任技術者兼務届 ※監理技術者兼務届	契約後5日以内 兼務届の提出時期は既発注工事は、兼務期間の始期日より前に提出、新たに契約した工事は契約締結後5日以内に提出	雇用確認資料として健康保険証の写しを提出する際は、保険者番号及び記号・番号にマスキングを施すこと。 兼務届は総務課庶務担当が工事契約台帳Excelに入力後、それぞれの監督員に提出する。 注）不在時の連絡体制が確認できる書類を添付、又は不在時の連絡体制を施工計画書に記載する。	工程表	既発注工事においては、兼務期間の始期日より前に 新たに契約した工事については、契約締結後5日以内	以下の場合に提出が必要 ① 設計図書等で監督員が特に提出を求めた場合 ② 現場代理人を他工事の現場代理人と兼務させる場合に提出。 ③ 専任が求められる工事において、建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、他の工事の主任技術者と兼務させる場合 ②、③の場合、工程表（別紙）のみ作成し、兼務届の添付書類とする。	コリンズ（受注時登録）登録内容確認のためのお願い（メール送信）（打合せ簿不要） 登録内容確認書	登録前（メール送信） 監督員が登録確認メールの「登録内容確認書」で登録内容を確認するため、提出は不要。ただし、検査員が検査時に請求した場合は提示する。	契約後、土・日・祝日を除き10日以内に登録ができるよう、原則として「登録内容確認システム」を利用し、監督員が内容確認した後に登録する。ただし、従来の署名による確認方法も認める。 ※ 発注機関名は「豊田市上下水道局」	再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果表（500m以上搬出の場合）	現場着手前までに	土木工事等（配水管布設工事等）で契約金額100万円以上 建設副産物情報交換システム（COBRIS）で作成し、監督員の確認を受ける。 監督員の確認もシステムで実施。 ※ 施工計画書には紙で添付。	<p>表中、</p> <p>☆契約時</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出時期</th> <th>備考（提出根拠等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約保証証書・契約保証金</td> <td>契約時</td> <td>地方自治法第234条の2、 地方自治法施行令第167条の16 豊田市契約規則第35条 契約書第4条</td> </tr> <tr> <td>前払金保証証書・請求書</td> <td>請求時</td> <td>契約書第36条</td> </tr> <tr> <td>建設リサイクル法第13条に基づく書面</td> <td>契約前</td> <td>建設リサイクル法第13条</td> </tr> <tr> <td>現場代理人、主任（監理）技術者届（経歴書、雇用確認資料）</td> <td>契約後5日以内</td> <td>契約書第10条、 本仕様書1-1-51</td> </tr> <tr> <td>契約金額内訳書</td> <td>契約後14日</td> <td>本仕様書1-1-4</td> </tr> </tbody> </table> <p>☆着手時</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出時期</th> <th>備考（提出根拠等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場代理人等兼務届</td> <td>既発注工事 兼務期間始期日前</td> <td>契約書第10条、 本仕様書1-1-56</td> </tr> <tr> <td>工程表</td> <td>新たに契約した工事 契約締結後5日以内</td> <td>契約書第3条、 本仕様書1-1-5、1-1-56</td> </tr> <tr> <td>コリンズ（受注時登録） ・登録内容確認のためのお願い ・登録内容確認書 再生資源利用計画書、 再生資源利用促進計画書の作成に伴う確認結果表 （500m3以上搬出時）</td> <td>契約後、 営業日10日以内 登録前 登録後速やかに 現場着手前</td> <td>本仕様書1-1-7 本仕様書1-1-21</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	提出時期	備考（提出根拠等）	契約保証証書・契約保証金	契約時	地方自治法第234条の2、 地方自治法施行令第167条の16 豊田市契約規則第35条 契約書第4条	前払金保証証書・請求書	請求時	契約書第36条	建設リサイクル法第13条に基づく書面	契約前	建設リサイクル法第13条	現場代理人、主任（監理）技術者届（経歴書、雇用確認資料）	契約後5日以内	契約書第10条、 本仕様書1-1-51	契約金額内訳書	契約後14日	本仕様書1-1-4	書類名	提出時期	備考（提出根拠等）	現場代理人等兼務届	既発注工事 兼務期間始期日前	契約書第10条、 本仕様書1-1-56	工程表	新たに契約した工事 契約締結後5日以内	契約書第3条、 本仕様書1-1-5、1-1-56	コリンズ（受注時登録） ・登録内容確認のためのお願い ・登録内容確認書 再生資源利用計画書、 再生資源利用促進計画書の作成に伴う確認結果表 （500m3以上搬出時）	契約後、 営業日10日以内 登録前 登録後速やかに 現場着手前	本仕様書1-1-7 本仕様書1-1-21	重複記載のため根拠明記に変更
書類名	提出時期	備考																																																											
契約保証証書・契約保証金	契約時	契約金額500万円以上 緊急工事等随意契約の場合で、契約書で免除となっている工事を除く																																																											
建設リサイクル法第13条に基づく書面	契約前	土木工事等（配水管布設工事等）で契約金額500万円以上 建築物の修繕・模様替工事は、契約金額1億円以上 注）処分先の名称、金額に変更が生じた場合は、変更契約が必要 総務課庶務担当が工事契約台帳Excelに入力後、監督員に提出 （監理技術者は下請負4,500万以上、及び入札時の公告で専任が義務付けられた工事）																																																											
現場代理人、主任（監理）技術者届	契約後5日以内																																																												
書類名	提出時期	備考																																																											
現場代理人、主任（監理）技術者経歴書及び雇用確認資料 ※現場代理人兼務届、連絡体制表 ※主任技術者兼務届 ※監理技術者兼務届	契約後5日以内 兼務届の提出時期は既発注工事は、兼務期間の始期日より前に提出、新たに契約した工事は契約締結後5日以内に提出	雇用確認資料として健康保険証の写しを提出する際は、保険者番号及び記号・番号にマスキングを施すこと。 兼務届は総務課庶務担当が工事契約台帳Excelに入力後、それぞれの監督員に提出する。 注）不在時の連絡体制が確認できる書類を添付、又は不在時の連絡体制を施工計画書に記載する。																																																											
工程表	既発注工事においては、兼務期間の始期日より前に 新たに契約した工事については、契約締結後5日以内	以下の場合に提出が必要 ① 設計図書等で監督員が特に提出を求めた場合 ② 現場代理人を他工事の現場代理人と兼務させる場合に提出。 ③ 専任が求められる工事において、建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、他の工事の主任技術者と兼務させる場合 ②、③の場合、工程表（別紙）のみ作成し、兼務届の添付書類とする。																																																											
コリンズ（受注時登録）登録内容確認のためのお願い（メール送信）（打合せ簿不要） 登録内容確認書	登録前（メール送信） 監督員が登録確認メールの「登録内容確認書」で登録内容を確認するため、提出は不要。ただし、検査員が検査時に請求した場合は提示する。	契約後、土・日・祝日を除き10日以内に登録ができるよう、原則として「登録内容確認システム」を利用し、監督員が内容確認した後に登録する。ただし、従来の署名による確認方法も認める。 ※ 発注機関名は「豊田市上下水道局」																																																											
再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果表（500m以上搬出の場合）	現場着手前までに	土木工事等（配水管布設工事等）で契約金額100万円以上 建設副産物情報交換システム（COBRIS）で作成し、監督員の確認を受ける。 監督員の確認もシステムで実施。 ※ 施工計画書には紙で添付。																																																											
書類名	提出時期	備考（提出根拠等）																																																											
契約保証証書・契約保証金	契約時	地方自治法第234条の2、 地方自治法施行令第167条の16 豊田市契約規則第35条 契約書第4条																																																											
前払金保証証書・請求書	請求時	契約書第36条																																																											
建設リサイクル法第13条に基づく書面	契約前	建設リサイクル法第13条																																																											
現場代理人、主任（監理）技術者届（経歴書、雇用確認資料）	契約後5日以内	契約書第10条、 本仕様書1-1-51																																																											
契約金額内訳書	契約後14日	本仕様書1-1-4																																																											
書類名	提出時期	備考（提出根拠等）																																																											
現場代理人等兼務届	既発注工事 兼務期間始期日前	契約書第10条、 本仕様書1-1-56																																																											
工程表	新たに契約した工事 契約締結後5日以内	契約書第3条、 本仕様書1-1-5、1-1-56																																																											
コリンズ（受注時登録） ・登録内容確認のためのお願い ・登録内容確認書 再生資源利用計画書、 再生資源利用促進計画書の作成に伴う確認結果表 （500m3以上搬出時）	契約後、 営業日10日以内 登録前 登録後速やかに 現場着手前	本仕様書1-1-7 本仕様書1-1-21																																																											

令和7年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																																																																											
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																																																																											
第1章 共通																																																																															
1-24~25	1-1-46 提出書類	<p>表中、</p> <p>★着手時</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建退共掛金収納書 (発注者用原本)</td> <td>契約後 1ヶ月以内 (電子申請方式: 契約後、原則40 日以内)</td> <td>証紙を購入しなかった場合は理由書 を提出する。理由書には下請業者から 提出された「建設業退職金共済制度加 入労働者数報告書(建退共事務受託様 式第6号)」を添付(慣例で使用され てきた辞退届は使用しない) 当初未購入も下請業者追加などによ り後日購入の場合は、速やかに提出 豊田市発注の他工事で購入した残証 紙を流用する場合は、打合せ簿にて監 督員に協議し、承諾を得る。 2部提出(ASP利用の場合は紙1部) 作成要領は、第9章第2節を参照 現場代理人の兼務がある場合は、現 場代理人不在時の連絡体制が確認で きる書類を施工計画書に添付する。</td> </tr> <tr> <td>施工計画書</td> <td>着手前に</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残土捨場承諾書(写)</td> <td>着手前に</td> <td>改良土プラントへ搬入しない場合 (個人地を使用して埋立てや自由処分 する場合)に提出</td> </tr> <tr> <td>土地使用承諾書(提示)</td> <td>監督員・検査員 からの請求時</td> <td>借地する場合に監督員・検査員から 提示を求められた場合に提示 ※地目の確認ができること</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理委託契約書(写)</td> <td>着手前に</td> <td>運搬・処分それぞれの写しを提出(電 子契約の場合、押印と収入印紙不要)</td> </tr> <tr> <td>収集運搬、処理業者の 許可書(写)</td> <td>"</td> <td>写しを提出(期限に注意) 期限の更新があれば、再提出</td> </tr> <tr> <td>特定建設作業実施届(写)</td> <td>着手前に</td> <td>市環境保全課(福武、旭、足助、小 原、下山、藤岡地区は各支所の市民 生活担当へ作業を開始する7日前ま でに提出後、写しを提出</td> </tr> <tr> <td>道路使用許可書(写)</td> <td>"</td> <td>写しを提出(保安設備図を添付)</td> </tr> <tr> <td>溶接資格者証(写)</td> <td>"</td> <td>溶接工事がある場合</td> </tr> <tr> <td>工事材料の品質規格に関する 資料</td> <td>"</td> <td>2部提出 材料追加時、随時提出(局承認材料 は、一覧表のみで資料省略可) ASP利用の場合、カタログ等は可能な 限り電子データ(PDF)で入手する。 入手困難な場合もスキャン等による 電子データ化が望ましいが、生産性向 上の観点から非効率であれば、紙資料 のまま提出を認める。</td> </tr> <tr> <td>承認図</td> <td>"</td> <td>課承認材料、電気、機械及び建築図 面等 ASP利用の場合、可能な限り電子納品 要領で定められたファイル形式(SFC、 DXF、JPEG等)及び事前協議により定 められたファイル形式による電子デ ータによる提出とする。 電子データはA3又はA4サイズで 印刷することを前提として作成する こと。</td> </tr> <tr> <td>施工体系図・施工体制台帳・ 作業員名簿</td> <td>"</td> <td>下請負契約を締結する全ての工事で 提出が必要(添付書類は提示) 作成要領は、第9章第3節を参照 再下請負がある場合は、再下請負通 知書も提出する。 ASPを利用する場合、システム内の作 成支援機能(作業員名簿を除く)を 用いて作成し、電子納品も可能。</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	提出時期	備考	建退共掛金収納書 (発注者用原本)	契約後 1ヶ月以内 (電子申請方式: 契約後、原則40 日以内)	証紙を購入しなかった場合は理由書 を提出する。理由書には下請業者から 提出された「建設業退職金共済制度加 入労働者数報告書(建退共事務受託様 式第6号)」を添付(慣例で使用され てきた辞退届は使用しない) 当初未購入も下請業者追加などによ り後日購入の場合は、速やかに提出 豊田市発注の他工事で購入した残証 紙を流用する場合は、打合せ簿にて監 督員に協議し、承諾を得る。 2部提出(ASP利用の場合は紙1部) 作成要領は、第9章第2節を参照 現場代理人の兼務がある場合は、現 場代理人不在時の連絡体制が確認で きる書類を施工計画書に添付する。	施工計画書	着手前に		残土捨場承諾書(写)	着手前に	改良土プラントへ搬入しない場合 (個人地を使用して埋立てや自由処分 する場合)に提出	土地使用承諾書(提示)	監督員・検査員 からの請求時	借地する場合に監督員・検査員から 提示を求められた場合に提示 ※地目の確認ができること	廃棄物処理委託契約書(写)	着手前に	運搬・処分それぞれの写しを提出(電 子契約の場合、押印と収入印紙不要)	収集運搬、処理業者の 許可書(写)	"	写しを提出(期限に注意) 期限の更新があれば、再提出	特定建設作業実施届(写)	着手前に	市環境保全課(福武、旭、足助、小 原、下山、藤岡地区は各支所の市民 生活担当へ作業を開始する7日前ま でに提出後、写しを提出	道路使用許可書(写)	"	写しを提出(保安設備図を添付)	溶接資格者証(写)	"	溶接工事がある場合	工事材料の品質規格に関する 資料	"	2部提出 材料追加時、随時提出(局承認材料 は、一覧表のみで資料省略可) ASP利用の場合、カタログ等は可能な 限り電子データ(PDF)で入手する。 入手困難な場合もスキャン等による 電子データ化が望ましいが、生産性向 上の観点から非効率であれば、紙資料 のまま提出を認める。	承認図	"	課承認材料、電気、機械及び建築図 面等 ASP利用の場合、可能な限り電子納品 要領で定められたファイル形式(SFC、 DXF、JPEG等)及び事前協議により定 められたファイル形式による電子デ ータによる提出とする。 電子データはA3又はA4サイズで 印刷することを前提として作成する こと。	施工体系図・施工体制台帳・ 作業員名簿	"	下請負契約を締結する全ての工事で 提出が必要(添付書類は提示) 作成要領は、第9章第3節を参照 再下請負がある場合は、再下請負通 知書も提出する。 ASPを利用する場合、システム内の作 成支援機能(作業員名簿を除く)を 用いて作成し、電子納品も可能。	<p>表中、</p> <p>★着手時</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出時期</th> <th>備考(提出根拠等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建退共掛金収納書 (発注者用原本)、 未購入理由書</td> <td>契約後1ヶ月以内 (電子申請:契約後、 原則40日以内)</td> <td>本仕様書 1-1-49</td> </tr> <tr> <td>施工計画書</td> <td></td> <td>本仕様書 1-1-6、9-2-1~9-2-4 本仕様書 1-2-3</td> </tr> <tr> <td>残土捨場承諾書(写)</td> <td></td> <td>※個人地使用(埋立)、 自由処分の場合 ※借地する場合 ※地目確認が可能であること</td> </tr> <tr> <td>土地使用承諾書(写)</td> <td>現場着手前</td> <td>本仕様書 1-1-21</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理委託契約書(写)</td> <td></td> <td>本仕様書 1-1-21</td> </tr> <tr> <td>収集運搬、処理業者の 許可書(写)</td> <td></td> <td>本仕様書 1-1-37</td> </tr> <tr> <td>特定建設作業実施届(写)</td> <td></td> <td>本仕様書 1-1-40</td> </tr> <tr> <td>道路使用許可証(写)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種資格者証(写)</td> <td>現場着手前</td> <td>本仕様書 1-1-11</td> </tr> <tr> <td>工事に使用する材料の品質規 格に関する資料(製品説明書等)</td> <td>工事材料使用前</td> <td>本仕様書 2-3-1</td> </tr> <tr> <td>施工体系図・施工体制台帳 (作業員名簿)、再下請負通知書 ※添付書類の提示</td> <td>現場着手前</td> <td>本仕様書 1-1-12、9-3-1~9-3-4</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	提出時期	備考(提出根拠等)	建退共掛金収納書 (発注者用原本)、 未購入理由書	契約後1ヶ月以内 (電子申請:契約後、 原則40日以内)	本仕様書 1-1-49	施工計画書		本仕様書 1-1-6、9-2-1~9-2-4 本仕様書 1-2-3	残土捨場承諾書(写)		※個人地使用(埋立)、 自由処分の場合 ※借地する場合 ※地目確認が可能であること	土地使用承諾書(写)	現場着手前	本仕様書 1-1-21	廃棄物処理委託契約書(写)		本仕様書 1-1-21	収集運搬、処理業者の 許可書(写)		本仕様書 1-1-37	特定建設作業実施届(写)		本仕様書 1-1-40	道路使用許可証(写)			各種資格者証(写)	現場着手前	本仕様書 1-1-11	工事に使用する材料の品質規 格に関する資料(製品説明書等)	工事材料使用前	本仕様書 2-3-1	施工体系図・施工体制台帳 (作業員名簿)、再下請負通知書 ※添付書類の提示	現場着手前	本仕様書 1-1-12、9-3-1~9-3-4	重複記載のため根拠明記に変更
書類名	提出時期	備考																																																																													
建退共掛金収納書 (発注者用原本)	契約後 1ヶ月以内 (電子申請方式: 契約後、原則40 日以内)	証紙を購入しなかった場合は理由書 を提出する。理由書には下請業者から 提出された「建設業退職金共済制度加 入労働者数報告書(建退共事務受託様 式第6号)」を添付(慣例で使用され てきた辞退届は使用しない) 当初未購入も下請業者追加などによ り後日購入の場合は、速やかに提出 豊田市発注の他工事で購入した残証 紙を流用する場合は、打合せ簿にて監 督員に協議し、承諾を得る。 2部提出(ASP利用の場合は紙1部) 作成要領は、第9章第2節を参照 現場代理人の兼務がある場合は、現 場代理人不在時の連絡体制が確認で きる書類を施工計画書に添付する。																																																																													
施工計画書	着手前に																																																																														
残土捨場承諾書(写)	着手前に	改良土プラントへ搬入しない場合 (個人地を使用して埋立てや自由処分 する場合)に提出																																																																													
土地使用承諾書(提示)	監督員・検査員 からの請求時	借地する場合に監督員・検査員から 提示を求められた場合に提示 ※地目の確認ができること																																																																													
廃棄物処理委託契約書(写)	着手前に	運搬・処分それぞれの写しを提出(電 子契約の場合、押印と収入印紙不要)																																																																													
収集運搬、処理業者の 許可書(写)	"	写しを提出(期限に注意) 期限の更新があれば、再提出																																																																													
特定建設作業実施届(写)	着手前に	市環境保全課(福武、旭、足助、小 原、下山、藤岡地区は各支所の市民 生活担当へ作業を開始する7日前ま でに提出後、写しを提出																																																																													
道路使用許可書(写)	"	写しを提出(保安設備図を添付)																																																																													
溶接資格者証(写)	"	溶接工事がある場合																																																																													
工事材料の品質規格に関する 資料	"	2部提出 材料追加時、随時提出(局承認材料 は、一覧表のみで資料省略可) ASP利用の場合、カタログ等は可能な 限り電子データ(PDF)で入手する。 入手困難な場合もスキャン等による 電子データ化が望ましいが、生産性向 上の観点から非効率であれば、紙資料 のまま提出を認める。																																																																													
承認図	"	課承認材料、電気、機械及び建築図 面等 ASP利用の場合、可能な限り電子納品 要領で定められたファイル形式(SFC、 DXF、JPEG等)及び事前協議により定 められたファイル形式による電子デ ータによる提出とする。 電子データはA3又はA4サイズで 印刷することを前提として作成する こと。																																																																													
施工体系図・施工体制台帳・ 作業員名簿	"	下請負契約を締結する全ての工事で 提出が必要(添付書類は提示) 作成要領は、第9章第3節を参照 再下請負がある場合は、再下請負通 知書も提出する。 ASPを利用する場合、システム内の作 成支援機能(作業員名簿を除く)を 用いて作成し、電子納品も可能。																																																																													
書類名	提出時期	備考(提出根拠等)																																																																													
建退共掛金収納書 (発注者用原本)、 未購入理由書	契約後1ヶ月以内 (電子申請:契約後、 原則40日以内)	本仕様書 1-1-49																																																																													
施工計画書		本仕様書 1-1-6、9-2-1~9-2-4 本仕様書 1-2-3																																																																													
残土捨場承諾書(写)		※個人地使用(埋立)、 自由処分の場合 ※借地する場合 ※地目確認が可能であること																																																																													
土地使用承諾書(写)	現場着手前	本仕様書 1-1-21																																																																													
廃棄物処理委託契約書(写)		本仕様書 1-1-21																																																																													
収集運搬、処理業者の 許可書(写)		本仕様書 1-1-37																																																																													
特定建設作業実施届(写)		本仕様書 1-1-40																																																																													
道路使用許可証(写)																																																																															
各種資格者証(写)	現場着手前	本仕様書 1-1-11																																																																													
工事に使用する材料の品質規 格に関する資料(製品説明書等)	工事材料使用前	本仕様書 2-3-1																																																																													
施工体系図・施工体制台帳 (作業員名簿)、再下請負通知書 ※添付書類の提示	現場着手前	本仕様書 1-1-12、9-3-1~9-3-4																																																																													

令和7年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																																																																																													
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																																																																																													
第1章 共通																																																																																																	
1-25	1-1-46 提出書類	<p>表中、</p> <p>★中間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更施工計画書</td> <td>協議指示後速やかに</td> <td>変更、追加部分のみ、2部提出 追加工種等がある場合は、その部分も提出（ASP利用の場合は紙1部） 下請業者の追加による施工体系図の記載の追加のみで提出は不要とする、ただし、安全管理の組織変更が伴う場合は提出が必要。</td> </tr> <tr> <td>工事打合簿</td> <td>随時</td> <td>協議、提出、報告等のある場合 原則、ASPによる作成・提出とし、その場合は本仕様書の様式と相違があっても差し支えない。</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員経歴書</td> <td>協議時</td> <td>有資格者に変えて、3年以上の実務経験者を配置する際の協議に添付して提出 配置予定者について不足なく提出</td> </tr> <tr> <td>工事既済部分検査願 ※申請者の押印の義務付け廃止</td> <td>部分払いの必要時</td> <td>契約図書に限られた回数制限内</td> </tr> <tr> <td>承諾書（既済部分）</td> <td>検査結果の通知から10日以内</td> <td>既済部分に係る検査後、出来形部分に相応する契約金額相当額及び今回支払額についての協議書を受領した後、承諾する場合に提出</td> </tr> <tr> <td>中間前払金認定請求書 兼履行報告書</td> <td>工期の1/2を経過した以降</td> <td>提出後、担当者から中間前払金認定調書を受け取る。</td> </tr> <tr> <td>中間前払請求書</td> <td>中間前払金認定調書受理後速やかに</td> <td>中間前払保証証書を添付。</td> </tr> <tr> <td>工事指定部分完成届 ※申請者の押印の義務付け廃止</td> <td>指定部分完成検査を受けるとき</td> <td>指定部分完成検査を受ける場合</td> </tr> <tr> <td>承諾書（指定部分）</td> <td>工事指定部分完成届の提出前</td> <td>指定部分に相応する契約金額及び本検査範囲の支払い金額に関する協議について承諾する場合</td> </tr> <tr> <td>履行報告 （実施工程表（実績）） 週休2日制カレンダー形式</td> <td>毎月5日まで</td> <td>工事着手の月分から各月ごとに監督員の確認を受ける。提出は工事完成月の前月分まで。工期の1/3以降で20%以上の差異が生じた場合は、変更実施工程表を提出。 現場責任者の場合は、提出不要</td> </tr> <tr> <td>段階確認・施工状況把握報告書</td> <td>随時</td> <td>実施する日の前日までに監督員に提出し、確認（臨場・机上）を受ける。</td> </tr> <tr> <td>施工体制台帳（変更・追加）</td> <td>随時 （現場着手前に）</td> <td>変更及び追加部分のみ写しを提出。 （添付書類は提示） 作成要領は、第9章第3節を参照</td> </tr> <tr> <td>コリンズ（変更時登録） 登録内容確認のためのお願い （打合せ簿不要）</td> <td>登録前 （メール送信）</td> <td>登録前の確認手続きは、受注時登録に同じ ・工期、現場代理人又は主任（監理）技術者、監理技術者補佐の変更があった場合とし、請負代金額の変更のみの登録は省略可。（仕P1-7、現場必携P2-16） ただし、技術者の専任制に伴う請負代金額が以下の場合、変更の登録が必要 4000万円未満から4000万円以上、 4000万円以上から4000万円未満、 500万円以上から500万円未満になった場合。 500万円未満から500万円以上になった場合。 ・変更があった日から土・日・祝日を除き10日以内に変更時登録</td> </tr> <tr> <td>登録内容確認書</td> <td>監督員が登録確認メールの「登録内容確認書」で登録内容を確認するため、提出は不要。ただし、検査員が検査時に請求した場合は提示する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	書類名	提出時期	備考	変更施工計画書	協議指示後速やかに	変更、追加部分のみ、2部提出 追加工種等がある場合は、その部分も提出（ASP利用の場合は紙1部） 下請業者の追加による施工体系図の記載の追加のみで提出は不要とする、ただし、安全管理の組織変更が伴う場合は提出が必要。	工事打合簿	随時	協議、提出、報告等のある場合 原則、ASPによる作成・提出とし、その場合は本仕様書の様式と相違があっても差し支えない。	交通誘導警備員経歴書	協議時	有資格者に変えて、3年以上の実務経験者を配置する際の協議に添付して提出 配置予定者について不足なく提出	工事既済部分検査願 ※申請者の押印の義務付け廃止	部分払いの必要時	契約図書に限られた回数制限内	承諾書（既済部分）	検査結果の通知から10日以内	既済部分に係る検査後、出来形部分に相応する契約金額相当額及び今回支払額についての協議書を受領した後、承諾する場合に提出	中間前払金認定請求書 兼履行報告書	工期の1/2を経過した以降	提出後、担当者から中間前払金認定調書を受け取る。	中間前払請求書	中間前払金認定調書受理後速やかに	中間前払保証証書を添付。	工事指定部分完成届 ※申請者の押印の義務付け廃止	指定部分完成検査を受けるとき	指定部分完成検査を受ける場合	承諾書（指定部分）	工事指定部分完成届の提出前	指定部分に相応する契約金額及び本検査範囲の支払い金額に関する協議について承諾する場合	履行報告 （実施工程表（実績）） 週休2日制カレンダー形式	毎月5日まで	工事着手の月分から各月ごとに監督員の確認を受ける。提出は工事完成月の前月分まで。工期の1/3以降で20%以上の差異が生じた場合は、変更実施工程表を提出。 現場責任者の場合は、提出不要	段階確認・施工状況把握報告書	随時	実施する日の前日までに監督員に提出し、確認（臨場・机上）を受ける。	施工体制台帳（変更・追加）	随時 （現場着手前に）	変更及び追加部分のみ写しを提出。 （添付書類は提示） 作成要領は、第9章第3節を参照	コリンズ（変更時登録） 登録内容確認のためのお願い （打合せ簿不要）	登録前 （メール送信）	登録前の確認手続きは、受注時登録に同じ ・工期、現場代理人又は主任（監理）技術者、監理技術者補佐の変更があった場合とし、請負代金額の変更のみの登録は省略可。（仕P1-7、現場必携P2-16） ただし、技術者の専任制に伴う請負代金額が以下の場合、変更の登録が必要 4000万円未満から4000万円以上、 4000万円以上から4000万円未満、 500万円以上から500万円未満になった場合。 500万円未満から500万円以上になった場合。 ・変更があった日から土・日・祝日を除き10日以内に変更時登録	登録内容確認書	監督員が登録確認メールの「登録内容確認書」で登録内容を確認するため、提出は不要。ただし、検査員が検査時に請求した場合は提示する。		<p>表中、</p> <p>★中間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出時期</th> <th>備考（提出根拠等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更・追加 施工計画書</td> <td>変更・追加後速やかに</td> <td>本仕様書 1-1-6、9-2-1～9-2-4</td> </tr> <tr> <td>工事打合簿</td> <td>随時</td> <td>本仕様書 1-1-2</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員経歴書</td> <td>協議時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事既済部分検査願</td> <td>部分払い必要時</td> <td>契約書第39条第2項</td> </tr> <tr> <td>承諾書（既済部分）</td> <td>検査結果通知から10日以内</td> <td>契約書第39条第6項</td> </tr> <tr> <td>中間前払金認定請求書 兼履行報告書</td> <td>請求時</td> <td>契約書第36条 ※契約期間1/2超過、 出来高設計金額1/2以上</td> </tr> <tr> <td>中間前払請求書</td> <td>中間前払金認定調書受理後速やかに</td> <td>契約書第36条</td> </tr> <tr> <td>工事指定部分完成届</td> <td>指定部分完成時</td> <td>契約書第40条第1項</td> </tr> <tr> <td>承諾書（指定部分）</td> <td>工事指定部分完成届の提出前</td> <td>契約書第40条第2項</td> </tr> <tr> <td>履行報告</td> <td></td> <td>契約書第11条、 本仕様書 1-1-30</td> </tr> <tr> <td>週休2日毎月実施結果</td> <td>毎月5日まで</td> <td>豊田市上下水道局週休2日制 工事実施要領第6条</td> </tr> <tr> <td>段階確認報告書</td> <td>立会依頼時</td> <td>本仕様書 1-1-22</td> </tr> <tr> <td>施工状況把握報告書</td> <td>立会依頼時</td> <td>本仕様書 1-1-22</td> </tr> <tr> <td>変更・追加 施工体系図・施工体制台帳 （作業員名簿）、再下請負通知書 ※添付書類の提示</td> <td>現場着手前</td> <td>本仕様書 1-1-12、9-3-1～9-3-4</td> </tr> <tr> <td>コリンズ（変更時登録） ・登録内容確認のためのお願い ・登録内容確認書</td> <td>変更後 営業日10日以内 登録前 登録後速やかに</td> <td>本仕様書 1-1-7 ※工期、現場代理人及び 監理技術者等の変更時</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	提出時期	備考（提出根拠等）	変更・追加 施工計画書	変更・追加後速やかに	本仕様書 1-1-6、9-2-1～9-2-4	工事打合簿	随時	本仕様書 1-1-2	交通誘導警備員経歴書	協議時		工事既済部分検査願	部分払い必要時	契約書第39条第2項	承諾書（既済部分）	検査結果通知から10日以内	契約書第39条第6項	中間前払金認定請求書 兼履行報告書	請求時	契約書第36条 ※契約期間1/2超過、 出来高設計金額1/2以上	中間前払請求書	中間前払金認定調書受理後速やかに	契約書第36条	工事指定部分完成届	指定部分完成時	契約書第40条第1項	承諾書（指定部分）	工事指定部分完成届の提出前	契約書第40条第2項	履行報告		契約書第11条、 本仕様書 1-1-30	週休2日毎月実施結果	毎月5日まで	豊田市上下水道局週休2日制 工事実施要領第6条	段階確認報告書	立会依頼時	本仕様書 1-1-22	施工状況把握報告書	立会依頼時	本仕様書 1-1-22	変更・追加 施工体系図・施工体制台帳 （作業員名簿）、再下請負通知書 ※添付書類の提示	現場着手前	本仕様書 1-1-12、9-3-1～9-3-4	コリンズ（変更時登録） ・登録内容確認のためのお願い ・登録内容確認書	変更後 営業日10日以内 登録前 登録後速やかに	本仕様書 1-1-7 ※工期、現場代理人及び 監理技術者等の変更時	重複記載のため根拠明記に変更
書類名	提出時期	備考																																																																																															
変更施工計画書	協議指示後速やかに	変更、追加部分のみ、2部提出 追加工種等がある場合は、その部分も提出（ASP利用の場合は紙1部） 下請業者の追加による施工体系図の記載の追加のみで提出は不要とする、ただし、安全管理の組織変更が伴う場合は提出が必要。																																																																																															
工事打合簿	随時	協議、提出、報告等のある場合 原則、ASPによる作成・提出とし、その場合は本仕様書の様式と相違があっても差し支えない。																																																																																															
交通誘導警備員経歴書	協議時	有資格者に変えて、3年以上の実務経験者を配置する際の協議に添付して提出 配置予定者について不足なく提出																																																																																															
工事既済部分検査願 ※申請者の押印の義務付け廃止	部分払いの必要時	契約図書に限られた回数制限内																																																																																															
承諾書（既済部分）	検査結果の通知から10日以内	既済部分に係る検査後、出来形部分に相応する契約金額相当額及び今回支払額についての協議書を受領した後、承諾する場合に提出																																																																																															
中間前払金認定請求書 兼履行報告書	工期の1/2を経過した以降	提出後、担当者から中間前払金認定調書を受け取る。																																																																																															
中間前払請求書	中間前払金認定調書受理後速やかに	中間前払保証証書を添付。																																																																																															
工事指定部分完成届 ※申請者の押印の義務付け廃止	指定部分完成検査を受けるとき	指定部分完成検査を受ける場合																																																																																															
承諾書（指定部分）	工事指定部分完成届の提出前	指定部分に相応する契約金額及び本検査範囲の支払い金額に関する協議について承諾する場合																																																																																															
履行報告 （実施工程表（実績）） 週休2日制カレンダー形式	毎月5日まで	工事着手の月分から各月ごとに監督員の確認を受ける。提出は工事完成月の前月分まで。工期の1/3以降で20%以上の差異が生じた場合は、変更実施工程表を提出。 現場責任者の場合は、提出不要																																																																																															
段階確認・施工状況把握報告書	随時	実施する日の前日までに監督員に提出し、確認（臨場・机上）を受ける。																																																																																															
施工体制台帳（変更・追加）	随時 （現場着手前に）	変更及び追加部分のみ写しを提出。 （添付書類は提示） 作成要領は、第9章第3節を参照																																																																																															
コリンズ（変更時登録） 登録内容確認のためのお願い （打合せ簿不要）	登録前 （メール送信）	登録前の確認手続きは、受注時登録に同じ ・工期、現場代理人又は主任（監理）技術者、監理技術者補佐の変更があった場合とし、請負代金額の変更のみの登録は省略可。（仕P1-7、現場必携P2-16） ただし、技術者の専任制に伴う請負代金額が以下の場合、変更の登録が必要 4000万円未満から4000万円以上、 4000万円以上から4000万円未満、 500万円以上から500万円未満になった場合。 500万円未満から500万円以上になった場合。 ・変更があった日から土・日・祝日を除き10日以内に変更時登録																																																																																															
登録内容確認書	監督員が登録確認メールの「登録内容確認書」で登録内容を確認するため、提出は不要。ただし、検査員が検査時に請求した場合は提示する。																																																																																																
書類名	提出時期	備考（提出根拠等）																																																																																															
変更・追加 施工計画書	変更・追加後速やかに	本仕様書 1-1-6、9-2-1～9-2-4																																																																																															
工事打合簿	随時	本仕様書 1-1-2																																																																																															
交通誘導警備員経歴書	協議時																																																																																																
工事既済部分検査願	部分払い必要時	契約書第39条第2項																																																																																															
承諾書（既済部分）	検査結果通知から10日以内	契約書第39条第6項																																																																																															
中間前払金認定請求書 兼履行報告書	請求時	契約書第36条 ※契約期間1/2超過、 出来高設計金額1/2以上																																																																																															
中間前払請求書	中間前払金認定調書受理後速やかに	契約書第36条																																																																																															
工事指定部分完成届	指定部分完成時	契約書第40条第1項																																																																																															
承諾書（指定部分）	工事指定部分完成届の提出前	契約書第40条第2項																																																																																															
履行報告		契約書第11条、 本仕様書 1-1-30																																																																																															
週休2日毎月実施結果	毎月5日まで	豊田市上下水道局週休2日制 工事実施要領第6条																																																																																															
段階確認報告書	立会依頼時	本仕様書 1-1-22																																																																																															
施工状況把握報告書	立会依頼時	本仕様書 1-1-22																																																																																															
変更・追加 施工体系図・施工体制台帳 （作業員名簿）、再下請負通知書 ※添付書類の提示	現場着手前	本仕様書 1-1-12、9-3-1～9-3-4																																																																																															
コリンズ（変更時登録） ・登録内容確認のためのお願い ・登録内容確認書	変更後 営業日10日以内 登録前 登録後速やかに	本仕様書 1-1-7 ※工期、現場代理人及び 監理技術者等の変更時																																																																																															

令和7年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																																																																																																												
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																																																																																																												
第1章 共通																																																																																																																
1-26	1-1-46 提出書類	<p>表中、</p> <p>★完成時</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事完成届 ※申請者の押印の義務付け廃止</td> <td>工事の完成時</td> <td>工期内完了で完成検査を受ける場合は、完成日の記載に注意。(書類の手直しまで完了した日とする。)</td> </tr> <tr> <td>工事記録 ※令和3年4月1日以降契約案件から提示に変更</td> <td>〃</td> <td>記載事項は 9-5-3 作成要領及び第10章様式、資料の記載例参照</td> </tr> <tr> <td>実施工程表(実績)</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事写真</td> <td>〃</td> <td>原則すべての工事を電子媒体とし、紙媒体での提出は認めない。 一覧表は既に提出済の工事打合せ簿の綴りの頭に添付(完成図書に綴りに提出書類として提出は不要) 一覧表は発議者別に分けて整理 変更協議は打合せ簿でないので記入不要</td> </tr> <tr> <td>工事打合せ一覧表</td> <td>工事の完成時</td> <td>ASP 利用など電子納品による場合も、MEET フォルダ内の打合せ簿の索引用の一覧表を作成すること。</td> </tr> <tr> <td>出来形管理資料 ・出来形成果総括表 ・測定結果一覧表 ・水道管継手管理表 ・出来形図</td> <td>〃</td> <td>総括表は設計値と実測値の差、規格値を表示 継手管理表は現場で手書き管理したものを原本提出 出来形図は出来形数値を赤書きする 電子納品する場合は</td> </tr> <tr> <td>品質管理資料</td> <td>〃</td> <td>施工時管理項目</td> </tr> <tr> <td>給水切替平面図</td> <td>〃</td> <td>作成要領は 9-1-12 を参照</td> </tr> <tr> <td>給水台帳</td> <td>工事の完成時</td> <td>作成要領は 9-1-17 を参照</td> </tr> <tr> <td>マニフェスト管理台帳</td> <td>〃</td> <td>監督員の確認要 検査後、請負者は5年間整理保管</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理委託先チェックシート 収集運搬業者用 処分業者用</td> <td>監督員・検査員からの請求時</td> <td>原本は請負者が保管(5年間)</td> </tr> <tr> <td>建設廃棄物マニフェストA-E票</td> <td>検査時に提示</td> <td>検査後、請負者は5年間整理保管 電子マニフェストは一覧表に印刷して提出 請負金額100万円以上が対象 建設副産物情報交換システム(COBRIS)で作成し、監督員の確認を受ける 監督員の確認もシステムで実施 ※完成書類には紙で添付 ※マニフェスト管理台帳と数値を整合</td> </tr> <tr> <td>再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書、土砂受領書(500m³以上の搬出入の場合)</td> <td>工事の完成時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搬入土量及び搬出土量集計表</td> <td>〃</td> <td>伝票を集計したもので実績数値と設計数値が比較できるように作成</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	提出時期	備考	工事完成届 ※申請者の押印の義務付け廃止	工事の完成時	工期内完了で完成検査を受ける場合は、完成日の記載に注意。(書類の手直しまで完了した日とする。)	工事記録 ※令和3年4月1日以降契約案件から提示に変更	〃	記載事項は 9-5-3 作成要領及び第10章様式、資料の記載例参照	実施工程表(実績)	〃		工事写真	〃	原則すべての工事を電子媒体とし、紙媒体での提出は認めない。 一覧表は既に提出済の工事打合せ簿の綴りの頭に添付(完成図書に綴りに提出書類として提出は不要) 一覧表は発議者別に分けて整理 変更協議は打合せ簿でないので記入不要	工事打合せ一覧表	工事の完成時	ASP 利用など電子納品による場合も、MEET フォルダ内の打合せ簿の索引用の一覧表を作成すること。	出来形管理資料 ・出来形成果総括表 ・測定結果一覧表 ・水道管継手管理表 ・出来形図	〃	総括表は設計値と実測値の差、規格値を表示 継手管理表は現場で手書き管理したものを原本提出 出来形図は出来形数値を赤書きする 電子納品する場合は	品質管理資料	〃	施工時管理項目	給水切替平面図	〃	作成要領は 9-1-12 を参照	給水台帳	工事の完成時	作成要領は 9-1-17 を参照	マニフェスト管理台帳	〃	監督員の確認要 検査後、請負者は5年間整理保管	廃棄物処理委託先チェックシート 収集運搬業者用 処分業者用	監督員・検査員からの請求時	原本は請負者が保管(5年間)	建設廃棄物マニフェストA-E票	検査時に提示	検査後、請負者は5年間整理保管 電子マニフェストは一覧表に印刷して提出 請負金額100万円以上が対象 建設副産物情報交換システム(COBRIS)で作成し、監督員の確認を受ける 監督員の確認もシステムで実施 ※完成書類には紙で添付 ※マニフェスト管理台帳と数値を整合	再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書、土砂受領書(500m ³ 以上の搬出入の場合)	工事の完成時		搬入土量及び搬出土量集計表	〃	伝票を集計したもので実績数値と設計数値が比較できるように作成	<p>表中、</p> <p>★完成時</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出時期</th> <th>備考(提出根拠等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事完成届</td> <td></td> <td>契約書第33条、 本仕様書 1-1-25</td> </tr> <tr> <td>週休2日実績(最終月分まで)</td> <td></td> <td>豊田市上下水道局週休2日制 工事実施要領第6条</td> </tr> <tr> <td>実施工程表(実績)</td> <td></td> <td>本仕様書 9-5-2</td> </tr> <tr> <td>工事写真(電子納品)</td> <td></td> <td>本仕様書 9-4-3</td> </tr> <tr> <td>工事打合せ簿一覧表 ※ASP出力</td> <td></td> <td>市独自基準 (参考: 豊知県現場必携 2-89) ※MEET フォルダのファイルNo.追記</td> </tr> <tr> <td>出来形管理資料 ・出来形成果総括表 ・測定結果一覧表 ・水道管継手管理表 ・出来形図</td> <td></td> <td>本仕様書 9-7-1、9-7-2、 9-8-1~9-8-3</td> </tr> <tr> <td>品質管理資料</td> <td></td> <td>本仕様書 9-9-1~9-9-3</td> </tr> <tr> <td>給水切替平面図</td> <td>完成時</td> <td>本仕様書 9-1-12</td> </tr> <tr> <td>給水台帳</td> <td></td> <td>本仕様書 9-1-17</td> </tr> <tr> <td>マニフェスト管理台帳</td> <td></td> <td>本仕様書 1-1-21</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理委託先チェックシート 収集運搬業者用 処分業者用</td> <td></td> <td>廃棄物対策課基準 ※契約前事前、搬出時の確認がされていること</td> </tr> <tr> <td>建設廃棄物マニフェストA-E票(原本提示)</td> <td></td> <td>本仕様書 1-1-21</td> </tr> <tr> <td>再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書、土砂受領書(500m³以上)</td> <td></td> <td>本仕様書 1-1-21</td> </tr> <tr> <td>搬入土量及び搬出土量集計表</td> <td></td> <td>本仕様書 1-1-21</td> </tr> <tr> <td>搬入土量及び搬出土量伝票(原本提示)</td> <td></td> <td>本仕様書 1-1-21</td> </tr> <tr> <td>社内検査実施報告書</td> <td></td> <td>※現場、書面の両方の実施</td> </tr> <tr> <td>警備日報・集計表(伝票のみ原本提示)</td> <td></td> <td>※A、Bそれぞれで集計 ※伝票の有資格者着色明示</td> </tr> <tr> <td>公安委員会の検定資格の写し 交通誘導警備員配置者名簿 有資格者証(写)</td> <td></td> <td>※集計表に添付して提出</td> </tr> <tr> <td>安全教育・安全訓練実施状況</td> <td></td> <td>本仕様書 1-1-33</td> </tr> <tr> <td>KY、安全巡視、店社バト等の実施状況(提示)</td> <td>検査時に提示</td> <td>本仕様書 1-1-33</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	提出時期	備考(提出根拠等)	工事完成届		契約書第33条、 本仕様書 1-1-25	週休2日実績(最終月分まで)		豊田市上下水道局週休2日制 工事実施要領第6条	実施工程表(実績)		本仕様書 9-5-2	工事写真(電子納品)		本仕様書 9-4-3	工事打合せ簿一覧表 ※ASP出力		市独自基準 (参考: 豊知県現場必携 2-89) ※MEET フォルダのファイルNo.追記	出来形管理資料 ・出来形成果総括表 ・測定結果一覧表 ・水道管継手管理表 ・出来形図		本仕様書 9-7-1、9-7-2、 9-8-1~9-8-3	品質管理資料		本仕様書 9-9-1~9-9-3	給水切替平面図	完成時	本仕様書 9-1-12	給水台帳		本仕様書 9-1-17	マニフェスト管理台帳		本仕様書 1-1-21	廃棄物処理委託先チェックシート 収集運搬業者用 処分業者用		廃棄物対策課基準 ※契約前事前、搬出時の確認がされていること	建設廃棄物マニフェストA-E票(原本提示)		本仕様書 1-1-21	再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書、土砂受領書(500m ³ 以上)		本仕様書 1-1-21	搬入土量及び搬出土量集計表		本仕様書 1-1-21	搬入土量及び搬出土量伝票(原本提示)		本仕様書 1-1-21	社内検査実施報告書		※現場、書面の両方の実施	警備日報・集計表(伝票のみ原本提示)		※A、Bそれぞれで集計 ※伝票の有資格者着色明示	公安委員会の検定資格の写し 交通誘導警備員配置者名簿 有資格者証(写)		※集計表に添付して提出	安全教育・安全訓練実施状況		本仕様書 1-1-33	KY、安全巡視、店社バト等の実施状況(提示)	検査時に提示	本仕様書 1-1-33	重複記載のため根拠明記に変更
書類名	提出時期	備考																																																																																																														
工事完成届 ※申請者の押印の義務付け廃止	工事の完成時	工期内完了で完成検査を受ける場合は、完成日の記載に注意。(書類の手直しまで完了した日とする。)																																																																																																														
工事記録 ※令和3年4月1日以降契約案件から提示に変更	〃	記載事項は 9-5-3 作成要領及び第10章様式、資料の記載例参照																																																																																																														
実施工程表(実績)	〃																																																																																																															
工事写真	〃	原則すべての工事を電子媒体とし、紙媒体での提出は認めない。 一覧表は既に提出済の工事打合せ簿の綴りの頭に添付(完成図書に綴りに提出書類として提出は不要) 一覧表は発議者別に分けて整理 変更協議は打合せ簿でないので記入不要																																																																																																														
工事打合せ一覧表	工事の完成時	ASP 利用など電子納品による場合も、MEET フォルダ内の打合せ簿の索引用の一覧表を作成すること。																																																																																																														
出来形管理資料 ・出来形成果総括表 ・測定結果一覧表 ・水道管継手管理表 ・出来形図	〃	総括表は設計値と実測値の差、規格値を表示 継手管理表は現場で手書き管理したものを原本提出 出来形図は出来形数値を赤書きする 電子納品する場合は																																																																																																														
品質管理資料	〃	施工時管理項目																																																																																																														
給水切替平面図	〃	作成要領は 9-1-12 を参照																																																																																																														
給水台帳	工事の完成時	作成要領は 9-1-17 を参照																																																																																																														
マニフェスト管理台帳	〃	監督員の確認要 検査後、請負者は5年間整理保管																																																																																																														
廃棄物処理委託先チェックシート 収集運搬業者用 処分業者用	監督員・検査員からの請求時	原本は請負者が保管(5年間)																																																																																																														
建設廃棄物マニフェストA-E票	検査時に提示	検査後、請負者は5年間整理保管 電子マニフェストは一覧表に印刷して提出 請負金額100万円以上が対象 建設副産物情報交換システム(COBRIS)で作成し、監督員の確認を受ける 監督員の確認もシステムで実施 ※完成書類には紙で添付 ※マニフェスト管理台帳と数値を整合																																																																																																														
再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書、土砂受領書(500m ³ 以上の搬出入の場合)	工事の完成時																																																																																																															
搬入土量及び搬出土量集計表	〃	伝票を集計したもので実績数値と設計数値が比較できるように作成																																																																																																														
書類名	提出時期	備考(提出根拠等)																																																																																																														
工事完成届		契約書第33条、 本仕様書 1-1-25																																																																																																														
週休2日実績(最終月分まで)		豊田市上下水道局週休2日制 工事実施要領第6条																																																																																																														
実施工程表(実績)		本仕様書 9-5-2																																																																																																														
工事写真(電子納品)		本仕様書 9-4-3																																																																																																														
工事打合せ簿一覧表 ※ASP出力		市独自基準 (参考: 豊知県現場必携 2-89) ※MEET フォルダのファイルNo.追記																																																																																																														
出来形管理資料 ・出来形成果総括表 ・測定結果一覧表 ・水道管継手管理表 ・出来形図		本仕様書 9-7-1、9-7-2、 9-8-1~9-8-3																																																																																																														
品質管理資料		本仕様書 9-9-1~9-9-3																																																																																																														
給水切替平面図	完成時	本仕様書 9-1-12																																																																																																														
給水台帳		本仕様書 9-1-17																																																																																																														
マニフェスト管理台帳		本仕様書 1-1-21																																																																																																														
廃棄物処理委託先チェックシート 収集運搬業者用 処分業者用		廃棄物対策課基準 ※契約前事前、搬出時の確認がされていること																																																																																																														
建設廃棄物マニフェストA-E票(原本提示)		本仕様書 1-1-21																																																																																																														
再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書、土砂受領書(500m ³ 以上)		本仕様書 1-1-21																																																																																																														
搬入土量及び搬出土量集計表		本仕様書 1-1-21																																																																																																														
搬入土量及び搬出土量伝票(原本提示)		本仕様書 1-1-21																																																																																																														
社内検査実施報告書		※現場、書面の両方の実施																																																																																																														
警備日報・集計表(伝票のみ原本提示)		※A、Bそれぞれで集計 ※伝票の有資格者着色明示																																																																																																														
公安委員会の検定資格の写し 交通誘導警備員配置者名簿 有資格者証(写)		※集計表に添付して提出																																																																																																														
安全教育・安全訓練実施状況		本仕様書 1-1-33																																																																																																														
KY、安全巡視、店社バト等の実施状況(提示)	検査時に提示	本仕様書 1-1-33																																																																																																														

令和7年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																																	
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																																	
第1章 共通																																					
1-27	1-1-46 提出書類	<p>表中、</p> <p>★完成時</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事故防止重点対策実施状況</td> <td>検査時に提示</td> <td>特記仕様書に明示された事故防止重点対策</td> </tr> <tr> <td>コリンス（竣工時登録）登録内容確認のためのお願い（打合せ等不要）登録内容確認書</td> <td>登録前（メール送信） 登録後速やかに（提示）</td> <td>登録前の確認手続きは、受注時、変更時登録に同じ（工期内に確認する。） 工事完成後、土・日・祝日を除き、10日以内に登録申請</td> </tr> <tr> <td>建設業退職金共済受払簿 掛金充当実績総括表</td> <td>検査時に提示</td> <td>受払簿は、誤入枚数、払い出し枚数が分かるように整理 総括表は、電子申請方式、証紙貼付方式のいずれでも作成が必要 証紙購入、払い出しが無い場合は、理由書と下請業者から提出された「建設業退職金共済精度加入労働者数報告書（建退共事務受託様式第6号）」を提出</td> </tr> <tr> <td>竣工図（給水台帳、添架台帳含む）</td> <td>検査合格後速やかに</td> <td></td> </tr> <tr> <td>請求書</td> <td>＃</td> <td>インボイス対応</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	提出時期	備考	事故防止重点対策実施状況	検査時に提示	特記仕様書に明示された事故防止重点対策	コリンス（竣工時登録）登録内容確認のためのお願い（打合せ等不要）登録内容確認書	登録前（メール送信） 登録後速やかに（提示）	登録前の確認手続きは、受注時、変更時登録に同じ（工期内に確認する。） 工事完成後、土・日・祝日を除き、10日以内に登録申請	建設業退職金共済受払簿 掛金充当実績総括表	検査時に提示	受払簿は、誤入枚数、払い出し枚数が分かるように整理 総括表は、電子申請方式、証紙貼付方式のいずれでも作成が必要 証紙購入、払い出しが無い場合は、理由書と下請業者から提出された「建設業退職金共済精度加入労働者数報告書（建退共事務受託様式第6号）」を提出	竣工図（給水台帳、添架台帳含む）	検査合格後速やかに		請求書	＃	インボイス対応	<p>表中、</p> <p>★完成時</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出時期</th> <th>備考（提出根拠等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事故防止重点対策実施状況</td> <td>検査時に提示</td> <td>特記仕様書</td> </tr> <tr> <td>コリンス（竣工時登録） ・登録内容確認のためのお願い</td> <td>完成前</td> <td>仕様書 1-1-7</td> </tr> <tr> <td>建設業退職金共済受払簿 掛金充当実績総括表</td> <td>検査時に提示</td> <td>仕様書 1-1-49</td> </tr> <tr> <td>竣工図（給水台帳、添架台帳含む） 請求書</td> <td>検査合格後</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	書類名	提出時期	備考（提出根拠等）	事故防止重点対策実施状況	検査時に提示	特記仕様書	コリンス（竣工時登録） ・登録内容確認のためのお願い	完成前	仕様書 1-1-7	建設業退職金共済受払簿 掛金充当実績総括表	検査時に提示	仕様書 1-1-49	竣工図（給水台帳、添架台帳含む） 請求書	検査合格後		重複記載のため根拠明記に変更
書類名	提出時期	備考																																			
事故防止重点対策実施状況	検査時に提示	特記仕様書に明示された事故防止重点対策																																			
コリンス（竣工時登録）登録内容確認のためのお願い（打合せ等不要）登録内容確認書	登録前（メール送信） 登録後速やかに（提示）	登録前の確認手続きは、受注時、変更時登録に同じ（工期内に確認する。） 工事完成後、土・日・祝日を除き、10日以内に登録申請																																			
建設業退職金共済受払簿 掛金充当実績総括表	検査時に提示	受払簿は、誤入枚数、払い出し枚数が分かるように整理 総括表は、電子申請方式、証紙貼付方式のいずれでも作成が必要 証紙購入、払い出しが無い場合は、理由書と下請業者から提出された「建設業退職金共済精度加入労働者数報告書（建退共事務受託様式第6号）」を提出																																			
竣工図（給水台帳、添架台帳含む）	検査合格後速やかに																																				
請求書	＃	インボイス対応																																			
書類名	提出時期	備考（提出根拠等）																																			
事故防止重点対策実施状況	検査時に提示	特記仕様書																																			
コリンス（竣工時登録） ・登録内容確認のためのお願い	完成前	仕様書 1-1-7																																			
建設業退職金共済受払簿 掛金充当実績総括表	検査時に提示	仕様書 1-1-49																																			
竣工図（給水台帳、添架台帳含む） 請求書	検査合格後																																				
1-28	1-1-51 現場代理人及び監理技術者等	<p>本文中、</p> <p>請負者は、契約書第10条に規定する現場代理人、監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐（特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者）をいう。以下同じ）または専門技術者を定め、工事請負契約締結後、5日以内に現場代理人・主任（監理）技術者届に経歴書を添付し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>現場代理人、監理技術者等及び専門技術者は、営業所の専任技術者と原則的に兼務することはできない。また、監理技術者等及び専門技術者においては、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係、現場代理人においては請負者との直接的な雇用関係がある者を配置しなければならない。なお、恒常的な雇用関係とは、入札日以前に原則3か月以上の雇用関係があることをいう。</p> <p>監理技術者等及び専門技術者の経歴書には必要な資格を証する合格証明書等の写し及び請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係を確認するための書類を添付するものとする。</p> <p>現場代理人の経歴書には、直接的雇用関係を確認するための書類を添付するものとする。（下表参照）</p> <p>（下表、省略）</p>	<p>本文中、</p> <p>請負者は、契約書第10条に規定する現場代理人、監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐（特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者）をいう。以下同じ）または専門技術者を定め、工事請負契約締結後、5日以内に現場代理人・主任（監理）技術者届に経歴書を添付し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>現場代理人、監理技術者等及び専門技術者は、営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者）と原則的に兼務することはできないが、主任技術者又は監理技術者は要件を満たした場合、営業所技術者等と兼務できる。また、監理技術者等及び専門技術者においては、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係、現場代理人においては請負者との直接的な雇用関係がある者を配置しなければならない。なお、恒常的な雇用関係とは、入札日以前に原則3か月以上の雇用関係があることをいう。</p> <p>監理技術者等及び専門技術者の経歴書には必要な資格を証する合格証明書等の写し及び請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係を確認するための書類を添付するものとする。</p> <p>現場代理人の経歴書には、直接的雇用関係を確認するための書類を添付するものとする。（下表参照）</p> <p>（下表、省略）</p>	愛知県標準仕様書の改訂に準拠																																	

令和7年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第1章 共通				
1-30	1-1-54 主任技術者	本文中、 1、2 省略 3 主任技術者には、建設業の種類に応じた資格（建設業法第7条第2項イ、ロ、ハのいずれかに該当する者）を有する技術者を配置する。 例) 水道施設工事業の場合 【建設業法第7条第2項より】 イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。）若しくは、中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）若しくは、高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校含む。）を卒業し、3年以上実務経験を有し、在学中に土木工学等の学科を修めた者。 ロ 水道施設工事業に係る実務経験を10年以上有する者。 ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術、又は技能を有する者。（次に掲げるいずれかに該当する者。） ・建設業法による技術検定のうち検定種目を1、2級の土木施工管理（種別・土木に限る）とするものに合格した者。 ・技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの、「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者。 ・土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し、12年以上実務の経験 を有する者のうち、水道施設工事業に関し8年を超える実務の経験を有する者。	本文中、 1、2 省略 3 主任技術者には、建設業の種類に応じた資格（建設業法第7条第2項イ、ロ、ハのいずれかに該当する者）を有する技術者を配置する。 例) 水道施設工事業の場合 【建設業法第7条第2項より】 イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。）若しくは、中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）若しくは、高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校含む。）を卒業し、3年以上実務経験を有し、在学中に土木工学等の学科を修めた者。 ロ 水道施設工事業に係る実務経験を10年以上有する者。 ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術、又は技能を有する者。（次に掲げるいずれかに該当する者。） ・建設業法による技術検定のうち検定種目を1、2級の土木施工管理（種別・土木に限る）とするものに合格した者。 ・技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの、「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者。 ・土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し、12年以上実務の経験 を有する者のうち、水道施設工事業に関し8年を超える実務の経験を有する者。	法令等自主確認促しのため削除
1-30~31	1-1-55 監理技術者	本文中、 1 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、4,500万円(建築工事の場合は、7,000万円)以上の工事を下請施工させる場合には、主任技術者に代えて監理技術者又は特例監理技術者を置かなければならない。 ただし、入札公告文により監理技術者を専任で配置するとされている工事においては、下請負の有無、金額にかかわらず入札時の配置予定技術者を監理技術者として配置しなければならない。 2,3 省略 4 監理技術者の資格要件は建設業法第15条第2項の定めによる。 例) 水道施設工事業の場合 【建設業法第15条第2項より】 イ 1級土木施工管理技士等の国家資格者 ロ 主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請け負い、その請負金額の額が4,500万円以上である工事に関して2年以上、指導監督的な実務経験を有する者。 ハ イ又はロと同等以上の能力を有すると国土交通大臣から認められる者。 5 前項は業種が指定建設業以外の場合であり、指定建設業(7業種)の場合はイ又はロのいずれかである。水道施設工事業は指定建設業以外にあたる。	本文中、 1 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、5,000万円(建築工事の場合は、8,000万円)以上の工事を下請施工させる場合には、主任技術者に代えて監理技術者又は特例監理技術者を置かなければならない。 ただし、入札公告文により監理技術者を専任で配置するとされている工事においては、下請負の有無、金額にかかわらず入札時の配置予定技術者を監理技術者として配置しなければならない。 2,3 省略 4 監理技術者の資格要件は建設業法第15条第2項の定めによる。 例) 水道施設工事業の場合 【建設業法第15条第2項より】 イ 1級土木施工管理技士等の国家資格者 ロ 主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請け負い、その請負金額の額が4,500万円以上である工事に関して2年以上、指導監督的な実務経験を有する者。 ハ イ又はロと同等以上の能力を有すると国土交通大臣から認められる者。 5 前項は業種が指定建設業以外の場合であり、指定建設業(7業種)の場合はイ又はロのいずれかである。水道施設工事業は指定建設業以外にあたる。	愛知県標準仕様書の改訂に準拠 注) 建設業法改正 法令等自主確認促しのため削除

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第1章 共通				
1-31	1-1-56 現場代理人及び監理技術者等の現場専任及び兼務について	<p>本文中、</p> <p>1 技術者の専任性 主任技術者又は監理技術者は、建設工事で工事1件の請負代金の額が、4,000万円(建築一式工事の場合は、8,000万円)以上の場合には、工事現場ごとに専任の者でなければならない。(特例監理技術者を設置した場合を除く。)</p> <p>2 現場代理人は、主任技術者又は監理技術者を兼任することができるが、工事現場ごとに常駐のため、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者を兼ねることができない。</p> <p>3 現場代理人の兼務 (1) 豊田市内の建設工事で、次のすべてに該当する工事 ① 当初契約金額が500万円未満の建設工事(1件)と契約金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満の建設工事(1件)の兼務であること ② 契約金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の建設工事の主任技術者を兼務していないこと。 ③ 兼務した工事現場間で、常時連絡を取れる体制にあること。 ※ この場合、当初契約金額が500万円未満の建設工事については、設計変更などを行った結果、契約金額が500万円以上となっても現場代理人の兼務を認め、契約金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満の建設工事については、設計変更などの行った結果、契約金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上となった時点で、現場代理人の兼務は認められない。</p> <p>(2) 豊田市発注の建設工事で、次のすべてに該当する工事 ① 当初契約金額の総額が8,000万円(建築一式工事の場合は、1億6,000万円)未満かつ契約件数が3件までの建設工事の兼務であること。ただし、それぞれの契約金額は4,000万円(建築一式工事の場合は、8,000万円)未満とする。 ② 契約金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上の建設工事の主任技術者を兼務していないこと。 ③ 兼務するいずれかの工事現場に常駐し、兼務した工事現場間で、常時連絡を取れる体制にあること。 ※ この場合、契約金額の総額が、設計変更などを行った結果、8,000万円(建築一式工事の場合は1億6,000万円)以上となっても現場代理人の兼務を認める。</p>	<p>本文中、</p> <p>1 技術者の専任性 主任技術者又は監理技術者は、建設工事で工事1件の請負代金の額が、<u>4,500</u>万円(建築一式工事の場合は、<u>9,000</u>万円)以上の場合には、工事現場ごとに専任の者でなければならない。<u>ただし、専任特例1号、2号を適用する場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 現場代理人は、主任技術者又は監理技術者を兼任することができるが、工事現場ごとに常駐のため、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者を兼ねることができない。</p> <p>3 現場代理人の兼務 (1) 豊田市内の建設工事で、次のすべてに該当する工事 ① 当初契約金額が500万円未満の建設工事(1件)と契約金額が<u>4,500</u>万円(建築一式工事は<u>9,000</u>万円)未満の建設工事(1件)の兼務であること ② 契約金額が<u>4,500</u>万円(建築一式工事は<u>9,000</u>万円)以上の建設工事の主任技術者を兼務していないこと。 ③ 兼務した工事現場間で、常時連絡を取れる体制にあること。 ※ この場合、当初契約金額が500万円未満の建設工事については、設計変更などを行った結果、契約金額が500万円以上となっても現場代理人の兼務を認め、契約金額が<u>4,500</u>万円(建築一式工事は<u>9,000</u>万円)未満の建設工事については、設計変更などの行った結果、契約金額が<u>4,500</u>万円(建築一式工事は<u>9,000</u>万円)以上となった時点で、現場代理人の兼務は認められない。</p> <p>(2) 豊田市発注の建設工事で、次のすべてに該当する工事 ① 当初契約金額の総額が<u>9,000</u>万円(建築一式工事の場合は、<u>1億8,000</u>万円)未満かつ契約件数が3件までの建設工事の兼務であること。ただし、それぞれの契約金額は<u>4,500</u>万円(建築一式工事の場合は、<u>9,000</u>万円)未満とする。 ② 契約金額が<u>4,500</u>万円(建築一式工事の場合は<u>9,000</u>万円)以上の建設工事の主任技術者を兼務していないこと。 ③ 兼務するいずれかの工事現場に常駐し、兼務した工事現場間で、常時連絡を取れる体制にあること。 ※ この場合、契約金額の総額が、設計変更などを行った結果、<u>9,000</u>万円(建築一式工事の場合は<u>1億8,000</u>万円)以上となっても現場代理人の兼務を認める。</p>	<p>愛知県標準仕様書の改訂に準拠 (注) 建設業法改正</p>

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																																																																																																																																			
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																																																																																																																																			
第1章 共通																																																																																																																																							
1-32	1-1-56 現場代理人及び監理技術者等の現場専任及び兼務について	<p>本文中、 4 現場代理人を兼務する場合の手続き (文章省略)</p> <p>現場代理人の兼務について</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2"></th><th>◎兼務可</th><th>○特別により兼務可</th><th>×兼務不可</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">工事①</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>技術者の専任を要しない工事 (注1)</th><th>現場責任者 (注3)</th><th>現場代理人 (注4)</th></tr><tr><th rowspan="3">工事②・③</th><th>技術者の専任を要しない工事 (注1)</th><td>○(注4)</td><td>○(注4)</td><td>○(注4)</td></tr><tr><th>技術者の専任を要する工事 (注2)</th><td>○(注5)</td><td>×</td><td>×</td></tr></thead></table> <p>注1 技術者の専任を要しない工事 …… 契約金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満の工事。 注2 技術者の専任を要する工事 …… 契約金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の工事。 注3 現場責任者を配置する工事 …… 当初契約金額500万円未満の工事で、現場代理人と同様の権限を有するが、現場への常駐義務はない。 注4 農田市内の建設工事(県の工事等)においては、1件のみ兼務可。ただし、現場責任者の兼務件数には制限はない。当初契約金額の総額が6,000万円(建築一式工事は1億6,000万円)未満の場合においては、3件まで兼務可。ただし、現場責任者の兼務件数には制限はない。 注5 ※主任技術者の専任を要する工事において、現場代理人と主任技術者等を兼任した場合には特別な場合を除き、他工事の現場代理人又は現場責任者及び技術者を兼務することはできない。</p> <p>【参考】「現場代理人の常駐義務の緩和」の改正について</p> <p>現場代理人の常駐義務の緩和について(土木一式工事)等の事例</p> <table border="1"><thead><tr><th>事例</th><th>状況</th><th>対応</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>契約金額 4,000万円</td><td>現場責任者 1名</td></tr><tr><td>2</td><td>契約金額 4,000万円</td><td>現場責任者 1名</td></tr><tr><td>3</td><td>契約金額 4,000万円</td><td>現場責任者 1名</td></tr><tr><td>4</td><td>契約金額 4,000万円</td><td>現場責任者 1名</td></tr><tr><td>5</td><td>契約金額 4,000万円</td><td>現場責任者 1名</td></tr><tr><td>6</td><td>契約金額 4,000万円</td><td>現場責任者 1名</td></tr><tr><td>7</td><td>契約金額 4,000万円</td><td>現場責任者 1名</td></tr><tr><td>8</td><td>契約金額 4,000万円</td><td>現場責任者 1名</td></tr><tr><td>9</td><td>契約金額 4,000万円</td><td>現場責任者 1名</td></tr><tr><td>10</td><td>契約金額 4,000万円</td><td>現場責任者 1名</td></tr></tbody></table>			◎兼務可	○特別により兼務可	×兼務不可			工事①					技術者の専任を要しない工事 (注1)	現場責任者 (注3)	現場代理人 (注4)	工事②・③	技術者の専任を要しない工事 (注1)	○(注4)	○(注4)	○(注4)	技術者の専任を要する工事 (注2)	○(注5)	×	×	事例	状況	対応	1	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名	2	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名	3	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名	4	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名	5	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名	6	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名	7	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名	8	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名	9	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名	10	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名	<p>本文中、 4 現場代理人を兼務する場合の手続き (文章省略)</p> <p>(参考) 現場代理人の兼務について</p> <p>◎兼務可(条件無) ○兼務可(条件有) ×兼務不可</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">工事①</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>当初契約金額 500万円未満</th><th>当初契約金額 4500万円未満</th><th>当初契約金額 4500万円以上</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>現場責任者 (注1)</th><th>現場代理人</th><th>現場代理人</th></tr></thead><tbody><tr><th rowspan="3">工事②</th><th>契約金額 500万円未満</th><td>◎</td><td>○(注2)</td><td>×</td></tr><tr><th>契約金額 4500万円未満</th><td>○(注2)</td><td>○(注3)</td><td>×</td></tr><tr><th>契約金額 4500万円以上</th><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><th rowspan="3">工事③</th><th>契約金額 500万円未満</th><td>◎</td><td>○(注3)</td><td>×</td></tr><tr><th>契約金額 4500万円未満</th><td>○(注3)</td><td>○(注3)</td><td>×</td></tr><tr><th>契約金額 4500万円以上</th><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr></tbody></table> <p>注1 当初契約金額500万円未満の工事で現場代理人と同様の権限を有するが、現場への常駐義務はない。現場責任者の兼務件数には制限はない。 注2 農田市内の建設工事で当初契約金額が500万円未満の建設工事1件と契約金額4500万円(建築一式工事は9000万円)未満の建設工事1件の兼務。 注3 農田市内の建設工事当初契約金額の総額が9000万円(建築一式工事は1億8000万円)未満の場合においては、3件まで兼務可。ただし、それぞれの契約金額は、契約金額4500万円(建築一式工事は9000万円)未満とする。</p> <p>【参考】「現場代理人の常駐義務の緩和」の改正について</p> <p>現場代理人の常駐義務の緩和について(土木一式工事)等の事例</p> <table border="1"><thead><tr><th>事例</th><th>状況</th><th>対応</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>契約金額 4,000万円</td><td>現場責任者 1名</td></tr><tr><td>2</td><td>契約金額 4,000万円</td><td>現場責任者 1名</td></tr><tr><td>3</td><td>契約金額 4,000万円</td><td>現場責任者 1名</td></tr><tr><td>4</td><td>契約金額 4,000万円</td><td>現場責任者 1名</td></tr><tr><td>5</td><td>契約金額 4,000万円</td><td>現場責任者 1名</td></tr><tr><td>6</td><td>契約金額 4,000万円</td><td>現場責任者 1名</td></tr><tr><td>7</td><td>契約金額 4,000万円</td><td>現場責任者 1名</td></tr><tr><td>8</td><td>契約金額 4,000万円</td><td>現場責任者 1名</td></tr><tr><td>9</td><td>契約金額 4,000万円</td><td>現場責任者 1名</td></tr><tr><td>10</td><td>契約金額 4,000万円</td><td>現場責任者 1名</td></tr></tbody></table>			工事①					当初契約金額 500万円未満	当初契約金額 4500万円未満	当初契約金額 4500万円以上			現場責任者 (注1)	現場代理人	現場代理人	工事②	契約金額 500万円未満	◎	○(注2)	×	契約金額 4500万円未満	○(注2)	○(注3)	×	契約金額 4500万円以上	×	×	×	工事③	契約金額 500万円未満	◎	○(注3)	×	契約金額 4500万円未満	○(注3)	○(注3)	×	契約金額 4500万円以上	×	×	×	事例	状況	対応	1	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名	2	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名	3	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名	4	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名	5	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名	6	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名	7	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名	8	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名	9	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名	10	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名	<p>愛知県標準仕様書の改訂に準拠 注) 建設業法改正</p> <p>法令等自主確認のため削除</p>
		◎兼務可	○特別により兼務可	×兼務不可																																																																																																																																			
		工事①																																																																																																																																					
		技術者の専任を要しない工事 (注1)	現場責任者 (注3)	現場代理人 (注4)																																																																																																																																			
工事②・③	技術者の専任を要しない工事 (注1)	○(注4)	○(注4)	○(注4)																																																																																																																																			
	技術者の専任を要する工事 (注2)	○(注5)	×	×																																																																																																																																			
	事例	状況	対応																																																																																																																																				
1	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名																																																																																																																																					
2	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名																																																																																																																																					
3	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名																																																																																																																																					
4	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名																																																																																																																																					
5	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名																																																																																																																																					
6	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名																																																																																																																																					
7	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名																																																																																																																																					
8	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名																																																																																																																																					
9	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名																																																																																																																																					
10	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名																																																																																																																																					
		工事①																																																																																																																																					
		当初契約金額 500万円未満	当初契約金額 4500万円未満	当初契約金額 4500万円以上																																																																																																																																			
		現場責任者 (注1)	現場代理人	現場代理人																																																																																																																																			
工事②	契約金額 500万円未満	◎	○(注2)	×																																																																																																																																			
	契約金額 4500万円未満	○(注2)	○(注3)	×																																																																																																																																			
	契約金額 4500万円以上	×	×	×																																																																																																																																			
工事③	契約金額 500万円未満	◎	○(注3)	×																																																																																																																																			
	契約金額 4500万円未満	○(注3)	○(注3)	×																																																																																																																																			
	契約金額 4500万円以上	×	×	×																																																																																																																																			
事例	状況	対応																																																																																																																																					
1	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名																																																																																																																																					
2	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名																																																																																																																																					
3	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名																																																																																																																																					
4	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名																																																																																																																																					
5	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名																																																																																																																																					
6	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名																																																																																																																																					
7	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名																																																																																																																																					
8	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名																																																																																																																																					
9	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名																																																																																																																																					
10	契約金額 4,000万円	現場責任者 1名																																																																																																																																					

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																																																																																																																																																																						
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																																																																																																																																																																						
第1章 共通																																																																																																																																																																										
1-33~35	1-1-56 現場代理人及び監理技術者等の現場専任及び兼務について	<p>本文中、</p> <p>5 技術者の現場専任の特例</p> <p>(1) 主任技術者の特例 (文章省略)</p> <p>【近接するA工事とB工事の主任技術者の兼務の具体例】 単位：万円</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>A工事</td> <td>1200 (700)</td> <td>2400 (1500)</td> <td>4100 (1400)</td> <td>4800 (2400)</td> <td>6000 (4700)</td> </tr> <tr> <td>B工事</td> <td></td> <td>△</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1200 (700)</td> <td>△^{注1}</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2400 (1500)</td> <td>△^{注1}</td> <td>△^{注1}</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4100 (1400)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4800 (2400)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6000 (4700)</td> <td>×^{注2}</td> <td>×^{注2}</td> <td>×^{注2}</td> <td>×^{注2}</td> <td>×^{注2}</td> </tr> </table> <p>※ 表中の数字は、上段：元請契約金額、(下段)：下請契約金額の総額を表す。 ※ 表中の△印は非専任の主任技術者を、○印は専任の主任技術者を、◎印は専任の監理技術者を示す。 注1) 非専任の主任技術者が、近接工事に配置されることにより請負額の合計が4,000万円以上になっても専任性は問われない。 注2) 監理技術者については、随意契約により締結されるものに限って、兼務ができる。</p> <p>(2) 監理技術者の特例 (文章省略)</p> <p>① 兼務する工事数は2件までとする。 ② 兼務する工事は低入札でないこと ③ 監理技術者を補佐する者は、主任技術者要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者であること。</p> <p>(3) 監理技術者補佐の資格 (文章省略)</p> <p>6 主任技術者及び監理技術者等を兼務する場合の手続き (文章省略)</p> <p>専任技術者(監理技術者又は主任技術者)の兼務について</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>◎兼務可</td> <td>○特例により兼務可</td> <td>×兼務不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="3">工事①</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">技術者の専任を要しない工事(注1)</td> <td>技術者の専任を要する工事(注2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主任技術者</td> <td>監理技術者</td> <td>主任技術者 監理技術者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工事②</td> <td>専任を要しない工事(注1)</td> <td>◎</td> <td></td> <td>○(注3) ×</td> </tr> <tr> <td>専任を要する工事(注2)</td> <td>○(注3)</td> <td></td> <td>○(注3) ○(注3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>◎</td> <td></td> <td>○(注3) ○(注4)</td> </tr> </table> <p>注1 技術者の専任を要しない工事……契約金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満の工事。 注2 技術者の専任を要する工事……契約金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の工事。 注3 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は掘削に当たり相互に隣接する工事、かつ工事現場の相互の間隔が10km程度近接した場所において同一建設業者が施工する場合、原則2件程度以上の主任技術者の兼務可。 ※10km程度の判断は、工事現場間を直線で結んだ距離を基準に判断適用にあたっては、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に資しないよう発注者が適切に判断。 注4 特例監理技術者が配置できる工事は、2件まで兼務可。</p>		A工事	1200 (700)	2400 (1500)	4100 (1400)	4800 (2400)	6000 (4700)	B工事		△	△	○	○	◎		1200 (700)	△ ^{注1}						2400 (1500)	△ ^{注1}	△ ^{注1}					4100 (1400)	○	○	○				4800 (2400)	○	○	○	○			6000 (4700)	× ^{注2}	× ^{注2}	× ^{注2}	× ^{注2}	× ^{注2}			◎兼務可	○特例により兼務可	×兼務不可			工事①					技術者の専任を要しない工事(注1)		技術者の専任を要する工事(注2)			主任技術者	監理技術者	主任技術者 監理技術者	工事②	専任を要しない工事(注1)	◎		○(注3) ×	専任を要する工事(注2)	○(注3)		○(注3) ○(注3)			◎		○(注3) ○(注4)	<p>本文中、</p> <p>5 技術者の現場専任の特例</p> <p>(1) 主任技術者の特例 (文章省略)</p> <p>【近接するA工事とB工事の主任技術者の兼務の具体例】 単位：万円</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>A工事</td> <td>1200 (700)</td> <td>2400 (1500)</td> <td>4100 (1400)</td> <td>4800 (2400)</td> <td>6000 (4700)</td> </tr> <tr> <td>B工事</td> <td></td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1200 (700)</td> <td>△^{注1}</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2400 (1500)</td> <td>△^{注1}</td> <td>△^{注1}</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4100 (1400)</td> <td>△</td> <td>△^{注1}</td> <td>△^{注1}</td> <td>△^{注1}</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4800 (2400)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6000 (4700)</td> <td>×^{注2}</td> <td>×^{注2}</td> <td>×^{注2}</td> <td>×^{注2}</td> <td>×^{注2}</td> </tr> </table> <p>※ 表中の数字は、上段：元請契約金額、(下段)：下請契約金額の総額を表す。 ※ 表中の△印は非専任の主任技術者を、○印は専任の主任技術者を、◎印は専任の監理技術者を示す。 注1) 非専任の主任技術者が、近接工事に配置されることにより請負額の合計が4,500万円以上になっても専任性は問われない。 注2) 監理技術者については、随意契約により締結されるものに限って、兼務ができる。</p> <p>(2) 監理技術者の特例 (文章省略)</p> <p>① 兼務する工事数は2件までとする。 ② 兼務する工事は低入札でないこと ③ 監理技術者を補佐する者は、主任技術者要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者であること。</p> <p>(3) 監理技術者補佐の資格 (文章省略)</p> <p>6 主任技術者及び監理技術者等を兼務する場合の手続き (文章省略)</p> <p>専任技術者(監理技術者又は主任技術者)の兼務について</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>◎兼務可</td> <td>○特例により兼務可</td> <td>×兼務不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="3">工事①</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">技術者の専任を要しない工事(注1)</td> <td>技術者の専任を要する工事(注2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主任技術者</td> <td>監理技術者</td> <td>主任技術者 監理技術者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工事②</td> <td>技術者の専任を要しない工事(注1)</td> <td>◎</td> <td></td> <td>○(注3) ×</td> </tr> <tr> <td>技術者の専任を要する工事(注2)</td> <td>○(注3)</td> <td></td> <td>○(注3) ○(注3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>◎</td> <td></td> <td>○(注3) ○(注4)</td> </tr> </table> <p>注1 技術者の専任を要しない工事……契約金額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)未満の工事。 注2 技術者の専任を要する工事……契約金額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の工事。 注3 工事の対象となる工作物に一体性、若しくは連続性が認められる工事、又は掘削に当たり相互に隣接する工事、かつ工事現場の相互の間隔が10km程度近接した場所において、同一建設業者が施工する場合、原則2件程度の主任技術者の兼務可。 ※10km程度の判断は、工事現場間を直線で結んだ距離を基準に判断適用にあたっては、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等を踏まえて、各工事の適正な施工に資しないよう発注者が適切に判断。 注4 特例監理技術者が配置できる工事は、2件まで兼務可。</p>		A工事	1200 (700)	2400 (1500)	4100 (1400)	4800 (2400)	6000 (4700)	B工事		△	△	△	○	◎		1200 (700)	△ ^{注1}						2400 (1500)	△ ^{注1}	△ ^{注1}					4100 (1400)	△	△ ^{注1}	△ ^{注1}	△ ^{注1}			4800 (2400)	○	○	○	○			6000 (4700)	× ^{注2}	× ^{注2}	× ^{注2}	× ^{注2}	× ^{注2}			◎兼務可	○特例により兼務可	×兼務不可			工事①					技術者の専任を要しない工事(注1)		技術者の専任を要する工事(注2)			主任技術者	監理技術者	主任技術者 監理技術者	工事②	技術者の専任を要しない工事(注1)	◎		○(注3) ×	技術者の専任を要する工事(注2)	○(注3)		○(注3) ○(注3)			◎		○(注3) ○(注4)	<p>愛知県標準仕様書の改訂に準拠 注) 建設業法改正</p> <p>強調</p> <p>愛知県標準仕様書の改訂に準拠 注) 建設業法改正</p>
	A工事	1200 (700)	2400 (1500)	4100 (1400)	4800 (2400)	6000 (4700)																																																																																																																																																																				
B工事		△	△	○	○	◎																																																																																																																																																																				
	1200 (700)	△ ^{注1}																																																																																																																																																																								
	2400 (1500)	△ ^{注1}	△ ^{注1}																																																																																																																																																																							
	4100 (1400)	○	○	○																																																																																																																																																																						
	4800 (2400)	○	○	○	○																																																																																																																																																																					
	6000 (4700)	× ^{注2}	× ^{注2}	× ^{注2}	× ^{注2}	× ^{注2}																																																																																																																																																																				
		◎兼務可	○特例により兼務可	×兼務不可																																																																																																																																																																						
		工事①																																																																																																																																																																								
		技術者の専任を要しない工事(注1)		技術者の専任を要する工事(注2)																																																																																																																																																																						
		主任技術者	監理技術者	主任技術者 監理技術者																																																																																																																																																																						
工事②	専任を要しない工事(注1)	◎		○(注3) ×																																																																																																																																																																						
	専任を要する工事(注2)	○(注3)		○(注3) ○(注3)																																																																																																																																																																						
		◎		○(注3) ○(注4)																																																																																																																																																																						
	A工事	1200 (700)	2400 (1500)	4100 (1400)	4800 (2400)	6000 (4700)																																																																																																																																																																				
B工事		△	△	△	○	◎																																																																																																																																																																				
	1200 (700)	△ ^{注1}																																																																																																																																																																								
	2400 (1500)	△ ^{注1}	△ ^{注1}																																																																																																																																																																							
	4100 (1400)	△	△ ^{注1}	△ ^{注1}	△ ^{注1}																																																																																																																																																																					
	4800 (2400)	○	○	○	○																																																																																																																																																																					
	6000 (4700)	× ^{注2}	× ^{注2}	× ^{注2}	× ^{注2}	× ^{注2}																																																																																																																																																																				
		◎兼務可	○特例により兼務可	×兼務不可																																																																																																																																																																						
		工事①																																																																																																																																																																								
		技術者の専任を要しない工事(注1)		技術者の専任を要する工事(注2)																																																																																																																																																																						
		主任技術者	監理技術者	主任技術者 監理技術者																																																																																																																																																																						
工事②	技術者の専任を要しない工事(注1)	◎		○(注3) ×																																																																																																																																																																						
	技術者の専任を要する工事(注2)	○(注3)		○(注3) ○(注3)																																																																																																																																																																						
		◎		○(注3) ○(注4)																																																																																																																																																																						

令和7年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第1章 共通				
1-35	1-1-56 現場代理人及び監理技術者等の現場専任及び兼務について	本文中、 7 監理技術者等の変更 (文章省略) 8 監理技術者制度運用マニュアル 前項1から7のほか監理技術者等に関する契約図書に定めのない事項については、監理技術者制度運用マニュアル(国土交通省令和2年9月30日国不建第130号)によるものとする。	本文中、 7 監理技術者等(監理技術者、現場責任者を除く)の変更 (文章省略) 8 監理技術者制度運用マニュアル 前項1から7のほか監理技術者等に関する契約図書に定めのない事項については、最新の監理技術者制度運用マニュアル(国土交通省通知-令和2年9月30日国不建第130号)によるものとする。	愛知県標準仕様書の改訂に準拠
1-36	1-1-57 河川管理制度運用マニュアル	本文中、 1~4 省略 ※ 愛知県標準仕様書に準拠	本文中、 1~4 省略 ※ 愛知県標準仕様書1-1-52に準拠	準拠先を追記
1-36	1-1-58 踏荒らしマニュアル	本文中、 1 地権者の了承 2 損傷時の処置 ※ 愛知県標準仕様書に準拠	本文中、 1 地権者の了承 2 損傷時の処置 ※ 愛知県標準仕様書1-1-53に準拠	準拠先を追記
1-36	1-1-60 ワンデーレスポンス	本文中、 ※ 愛知県標準仕様書に準拠	本文中、 ※ 愛知県標準仕様書1-1-55に準拠	準拠先を追記
1-36~37	1-1-61 発注者指定、もしくは請負者の申出により実施する施策	本文中、 1 デジタル工事写真の黒板情報電子化 (1) 一般事項 請負者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得なければならない。 (2) 対象機器の購入 (3)~(5) 省略 2 週休2日制工事 請負者は、「豊田市上下水道局週休2日制工事実施要領」の規定に従い、週休2日制工事を実施することができる。 また、対象外の工事においても、受発注者間の協議が整った場合は、週休2日制工事の対象に変更することができる。 3 ICT工事 請負者は、「豊田市ICT活用工事(土工)試行実施要領」及び「豊田市ICT活用工事(舗装)試行実施要領」の規定に従い、ICT活用工事の試行を、監督員と協議の上で実施することができる。 ただし、上下水道局発注工事については、当面の間、この限りではない。 4 建設現場の遠隔臨場 (文章省略) 5 アプリケーションの活用による業務改善 請負者は、「アプリケーションを活用した現場施工管理実施要領」の規定に従い、アプリケーションを活用した現場の施工管理を、監督員と協議の上で実施することができる。 ※ 愛知県標準仕様書に準拠	本文中、 1 (1) 一般事項 請負者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得なければならない。 (2) 対象機器の購入 (3)~(5) 省略 2 週休2日制工事 請負者は、 <u>設計図書において、「豊田市上下水道局週休2日制工事実施要領」の対象工事と明示された場合には、同要領の規定に従って、週休2日制工事を実施しなければならない。</u> また、対象外の工事においても、 <u>同要領第11条の規定に基づき、</u> 受発注者間の協議が整った場合は、週休2日制工事の対象に変更することができる。 3 ICT工事 請負者は、 <u>設計図書において、「豊田市発注工事におけるICT活用工事運用の手引き」の対象工事と明示された場合には、同手引きの規定に従って、ICT活用工事を実施しなければならない。</u> <u>「豊田市ICT活用工事(土工)試行実施要領」及び「豊田市ICT活用工事(舗装)試行実施要領」の規定に従い、ICT活用工事の試行を、監督員と協議の上で実施することができる。</u> ただし、上下水道局発注工事については、当面の間、この限りではない。 4 建設現場の遠隔臨場 (文章省略) 5 アプリケーションの活用による業務改善 請負者は、「アプリケーションを活用した現場施工管理実施要領」の規定に従い、アプリケーションを活用した現場の施工管理を、監督員と協議の上で実施することができる。 ※ 愛知県標準仕様書1-1-57に準拠	愛知県標準仕様書に準拠(省略) 要領改訂に沿った修正 要領改訂に沿った修正 準拠先を追記
1-37	1-1-62 豊田市公契約条例に基づく措置	本文中、 新設	本文中、 「豊田市公契約条例(令和3年条例第39号)」及び「豊田市公契約規則(令和3年規則第69号)」に規定する公契約(予定価格1億5000万円以上の工事)の請負者は、当該公契約に係る労働者等の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備が図られていることを確認するため必要な措置を講ずるものとする。	公契約条例に沿って追記

令和7年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第2章 工事施工				
2-6	第3節 使用材料 2-3-2 試験及び検査	本文中、 1 工事に使用する材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を請負者の責任において整備、保管し、監督員又は検査員から請求があった場合は直ちに提示するとともに、工事完了時に監督員に提出しなければならない。 なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマークが表示されている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる（設計図書でJISマーク表示品においても提出することが定められている材料、土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」において試験（管理）項目が定められている材料を除く）。	本文中、 1 工事に使用する材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を請負者の責任において整備、保管し、監督員又は検査員から請求があった場合は直ちに提示するとともに、工事完成時に監督員に提出しなければならない。 なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマークが表示されている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる（設計図書でJISマーク表示品においても提出することが定められている材料、土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」において試験（管理）項目が定められている材料を除く）。	愛知県標準仕様書の改訂準拠
第3章 管布設工				
3-69	第10節 水道配水用ポリエチレン管（HPP） 3-10-14 サドル分水栓	本文中、 1 HPPに使用するサドル分水栓は、鋳鉄製HPP用（バンド式）を使用する。 2 管に傷がないかを点検し、管に付着している土や汚れを清潔なウエスで清掃する。 3 サドル分水栓の締め付けトルクは、4 ON・mとする。 4 （文章省略）	本文中、 1 HPPに使用するサドル分水栓は、 <u>第2章第3節による。</u> 2 管に傷がないかを点検し、管に付着している土や汚れ、 <u>特に穿孔箇所付近は入念に</u> 清潔なウエスで清掃する。 3 サドル分水栓（ <u>バンド式</u> ）の締め付けトルクは、4 ON・mとする。 4 （文章省略）	準拠先の明記 実際実務と整合
第6章 舗装工				
6-1	第1節 一般舗装工 6-1-1 一般事項	本文中、 6-1-1 一般事項（仕P3-103 3-8-1） 1～12 省略	本文中、 6-1-1 一般事項（仕P3- <u>105</u> 3-8-1） 1～12 省略	準拠先の修正
6-1	6-1-2 アスファルト舗装の材料	本文中、 6-1-2 アスファルト舗装の材料（仕P3-104 3-8-2） 1～27 省略	本文中、 6-1-2 アスファルト舗装の材料（仕P3- <u>106</u> 3-8-2） 1～27 省略	準拠先の修正
6-2	6-1-3 コンクリート舗装の材料	本文中、 6-1-3 コンクリート舗装の材料（仕P3-112 3-8-3） 1～4 省略	本文中、 6-1-3 コンクリート舗装の材料（仕P3- <u>115</u> 3-8-3） 1～4 省略	準拠先の修正
6-2	6-1-4 舗装準備工	本文中、 6-1-4 舗装準備工（仕P3-113 3-8-4） 1～3 省略	本文中、 6-1-4 舗装準備工（仕P3- <u>115</u> 3-8-4） 1～3 省略	準拠先の修正
6-2	6-1-5 アスファルト舗装工	本文中、 6-1-5 アスファルト舗装工（仕P3-113 3-8-5） 1～9 省略	本文中、 6-1-5 アスファルト舗装工（仕P3- <u>115</u> 3-8-5） s	準拠先の修正
6-2	6-1-6 コンクリート舗装工	本文中、 6-1-6 コンクリート舗装工（仕P3-119 3-8-6） 1～15 省略	本文中、 6-1-6 コンクリート舗装工（仕P3- <u>121</u> 3-8-6） 1～15 省略	準拠先の修正
6-3	6-1-10 薄層カラー舗装工	本文中、 6-1-10 薄層カラー舗装工（仕P3-128 3-8-7） 1～4 省略	本文中、 6-1-10 薄層カラー舗装工（仕P3- <u>131</u> 3-8-7） 1～4 省略	準拠先の修正
6-3	6-1-11 ブロック舗装工	本文中、 6-1-11 ブロック舗装工（仕P3-129 3-8-8） 1～8 省略	本文中、 6-1-11 ブロック舗装工（仕P3- <u>131</u> 3-8-8） 1～8 省略	準拠先の修正
6-3	6-1-12 路面切削工	本文中、 6-1-12 路面切削工（仕P3-132 13-4-3） 1～2 省略	本文中、 6-1-12 路面切削工（仕P3- <u>133</u> 13-4-3） 1～2 省略	準拠先の修正

令和7年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第6章 舗装工				
6-4	6-1-13 切削オーバーレイ工	本文中、 6-1-13 切削オーバーレイ工（仕P3-133 13-4-5） 1～3 省略	本文中、 6-1-13 切削オーバーレイ工（仕P3-134 13-4-5） 1～3 省略	準拠先の修正
6-4	6-1-14 舗装途中の段差	本文中、 6-1-14 舗装途中の段差（仕P3-167 第15章 第4節 舗装工 5-4-1 一般事項） 1～4 省略 5 請負業者は、施工計画書の記載内容を遵守するとともに、現場に即した端部摺付施工を行うこと。 ※1～3 愛知県標準仕様書に準拠	本文中、 6-1-14 舗装途中の段差（仕P3-168 第15章 第4節 舗装工 5-4-1 一般事項） 1～4 省略 5 請負業者は、施工計画書の記載内容（ <u>本仕様書P9-19</u> ）を遵守するとともに、現場に即した端部摺付施工を行うこと。 ※1～3 愛知県標準仕様書に準拠	準拠先の修正
6-4	第2節 歩道舗装工 6-2-2 歩道の巻き込み部に接する歩道舗装	本文中、 1～3 省略 4 マウントアップ歩道の摺付舗装は、摺付勾配を5%以下とし、滑らかに仕上げなければならない。なお、沿道の状況によりやむを得ない場合は8%以下とする。（仕P3-103）	本文中、 1～3 省略 4 マウントアップ歩道の摺付舗装は、摺付勾配を5%以下とし、滑らかに仕上げなければならない。なお、沿道の状況によりやむを得ない場合は8%以下とする。（仕P3-106）	準拠先の修正
6-5	第3節 区画線工 6-3-2 区画線の規格	本文中、 6-3-2 区画線の規格（仕P2-32 2-12-2） 1～3 省略	本文中、 6-3-2 区画線の規格（仕P2-33 2-12-2） 1～3 省略	準拠先の修正
第9章 工事関係書類（出来形管理基準含む）				
9-1～2	第1節 出来形図及び竣工図等 9-1-4 平面図	本文中、 1～5 省略 6 既設管と新設管を区別するため、記載する線の太さを変える。（既設管を細く、新設管を太くを標準とする。） 7～16 省略	本文中、 1～5 省略 6 既設管と新設管を区別するため、記載する線の太さを変える。（ <u>既設管を細く、新設管を太く</u> を標準とする。） 7～16 省略	強調
9-2～3	9-1-8 配管詳細図	本文中、 1～5 省略 6 口径50mm以上の仕切弁を使用した場合は、製造メーカー名を記載すること。（竣工時） 7～9 省略 10 割丁字管、不断水仕切弁・特殊割押輪、特殊押輪を使用した場合は、名称・口径・型式・メーカー名を記載すること。（メーカー名は竣工時） 11 鋳鉄管の溝切加工した個所には「▼」を記載する。 12 伸縮可とう管を使用した場合は、接合方式（U S、F F等）、偏心量・メーカー名を記載すること。（メーカー名は竣工時）	本文中、 1～5 省略 6 <u>口径50mm以上の仕切弁を使用した場合は、製造メーカー名を記載</u> すること。（竣工時） 7～9 省略 10 <u>割丁字管、不断水仕切弁・特殊割押輪、特殊押輪を使用した場合は、名称・口径・型式・製造メーカー名を記載</u> すること。（メーカー名は竣工時） 11 鋳鉄管の溝切加工した個所には「▼」を記載する。 12 <u>伸縮可とう管を使用した場合は、接合方式（U S、F F等）、偏心量・製造メーカー名を記載</u> すること。（メーカー名は竣工時）	強調 強調 強調
9-5	9-1-17 給水台帳	本文中、 1 給水台帳は、 <u>将来の維持管理のため給水管理台帳</u> として作成するものである。 2 図面の作成に際しては、明瞭かつ正確に「 <u>給水装置工事の施工基準</u> 」に決められた作図法で書くこと。 3～4 省略 5 給水切替工による作成では、下記事項を記載すること。 ①～⑨ 省略 ⑩ 既設PEP一層管に接続した場合や公道内でPEP二層管に接続した場合及び量水器まで切替できない場合は、その理由を記載すること。	本文中、 1 給水台帳は、 <u>将来の維持管理のため給水管理台帳</u> として作成するものである。 2 図面の作成に際しては、明瞭かつ正確に <u>豊田市上下水道局の最新</u> の「 <u>給水装置工事の施工基準</u> 」に決められた作図法で書くこと。 3～4 省略 5 給水切替工による作成では、下記事項を記載すること。 ①～⑨ 省略 ⑩ <u>既設PEP一層管に接続した場合や公道内でPEP二層管に接続した場合及び第4章第9節4-9-1の5に基づき、量水器まで切替できない場合は、その理由を記載</u> すること。	実務に合わせ語句修正 準拠先を明記

令和7年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第9章 工事関係書類（出来形管理基準含む）				
9-6	第2節 施工計画書	本文中、 第2節 施工計画書（仕P1-6、現場必携P2-41～71）	本文中、 第2節 施工計画書（仕P1-6、現場必携P2-43～73）	準拠先の修正
9-6	9-2-2 記載項目	本文中、 施工計画書には次の項目を記載するものとし、表紙部には9-2-4に示す「施工計画書作成例」に準じて施工計画書タイトル、工事名等の契約書記載事項、請負業者名、目次を記載する。 ただし、請負者は当初請負代金額が4,000万円未満の工事及び単価契約工事については、設計図書（特記仕様書等）に示す場合を除き、記載内容の一部を省略する。省略する項目は、下記の（2）、（4）、（5）、（6）、（10）、（11）とする。 （文章省略）	本文中、 施工計画書には次の項目を記載するものとし、表紙部には9-2-4に示す「施工計画書作成例」に準じて施工計画書タイトル、工事名等の契約書記載事項、請負業者名、目次を記載する。 ただし、請負者は当初請負代金額が4,500万円未満の工事及び単価契約工事については、設計図書（特記仕様書等）に示す場合を除き、記載内容の一部を省略する。省略する項目は、下記の（2）、（4）、（5）、（6）、（10）、（11）とする。 （文章省略）	愛知県標準仕様書の改訂準拠
9-6～7	9-2-3 作成要領	本文中、 9-2-3 作成要領（現場必携P2-41～73） 1 実施工程表（計画） 契約書の工期に基づき、バーチャート、曲線式工程表、ネットワーク式工程表など工事内容に適した工程表で示す。（契約当初に提出した工程表とは異なり、詳細な内容を示したものの、1枚で足りなければ2枚以上可） 各工種について作業の始めと終わりが判るように作成するとともに、気象、特に降雨、気温等によって施工に影響の大きい工種については、過去のデータ等を十分調査し、工程計画に反映させる。 実施工程表の記事欄には、変更契約及び工程に関わる事項が発生した日に、その内容を記載する。（例：変更契約、工期延期、工程見直し（20%の差違）） 2 現場組織表 ①～② 省略 ③ 請負代金額に関わらず、下請負契約を締結した場合は、施工体系図を作成し監督員に提出する必要がある（仕P1-9）ため、施工計画書及び施工体制台帳に添付のこと。 ④ 工事を施工するために下請負契約を締結する場合は、施工体制台帳を提出する必要がある（仕P1-9）。 （次頁に続く）	本文中、 9-2-3 作成要領（現場必携P2-41～73） 1 実施工程表（計画） 契約書の工期に基づき、バーチャート、曲線式工程表、ネットワーク式工程表など工事内容に適した工程表で示す。（契約当初に提出した工程表とは異なり、詳細な内容を示したものの、1枚で足りなければ2枚以上可） 各工種について作業の始めと終わりが判るように作成するとともに、気象、特に降雨、気温等によって施工に影響の大きい工種については、過去のデータ等を十分調査し、工程計画に反映させる。 実施工程表の記事欄には、変更契約及び工程に関わる事項が発生した日に、その内容を記載する。（例：変更協議、変更契約、工期延期、工程見直し（20%の差違）） 2 現場組織表 ①～② 省略 ③ 請負代金額に関わらず、下請負契約を締結した場合は、施工体系図を作成し監督員に提出する必要がある（仕P1-9）ため、施工計画書及び施工体制台帳に添付のこと。 ④ 工事を施工するために下請負契約を締結する場合は、施工体制台帳を提出する必要がある（仕P1-9）。 （次頁に続く）	愛知県標準仕様書に準拠（省略）

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第9章 工事関係書類（出来形管理基準含む）				
9-6~8	9-2-3 作成要領	<p>本文中、 （前頁の続き） 3 安全管理 ① 省略 ② 作業員の休憩方法（午前・午後の休憩時間15分）についても記載する。</p> <p style="text-align: center;"><u>新設</u></p> <p>③ 省略 ④ 安全管理組織表作成時は、愛知県建設局の「<u>施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）</u>」を参考とし、各衛生管理者等を設置する。現場作業員が常時10人以上いない場合は選任の必要はないが、安全衛生に関する措置について作業員の多少は関係なく、常時10～49人の場合の体制に準ずることが望ましい。</p> <p>⑤ 労働安全衛生法と安全管理のしくみ等については、国土交通省中部地方整備局企画部編集「<u>安全サポートマニュアル</u>」を参照する。（同局のホームページで公表） ⑥ 特記仕様書で定める事故防止重点対策について実施する対策を記載する。</p> <p>（次頁に続く）</p>	<p>本文中、 （前頁の続き） 3 安全管理 ① 省略 ② 安全管理について必要なそれぞれの責任者及び組織、安全活動の方針について以下の事項を参考に記載する。作業員の休憩方法（午前・午後の休憩時間15分）についても記載する。 ア 工事安全管理対策 ・安全委員会の構成又は安全管理の組織 ・作業主任者一覧表の掲示 ・危険物を使用する場合は、その保管及び取扱い ・その他必要事項（労働基準監督署への届出等に際しての監督員への報告等） イ 第三者施設安全対策 ・家屋、商店街等の第三者施設と近接して工事を行う場合の安全対策 ・水道、ガス、電気、電話等の占用物件と近接して工事を行う場合の安全対策 ・鉄道、他の管理者の施設（橋脚等）と近接して工事を行う場合の安全対策 ウ 安全教育・安全訓練等を始めとした安全活動の計画 ・安全活動の実施内容、参加者、頻度等 ・安全教育・安全訓練等の具体的な計画を工事の内容に応じた次の事項 （1）工事期間中の月別安全訓練等実施全体計画 （2）全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記載する。 1）月別の安全訓練等の実施内容、工程にあわせた適時の安全項目 2）資機材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法 3）現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法 4）KY及び新規入場者教育の方法 5）場内整理整頓の実施 エ 現場管理 現場の管理方法、保安施設の設置計画、建設機械の災害防止 オ 安全管理組織表 作成時は、愛知県建設局の「<u>施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）</u>」を参考とし、各衛生管理者等を設置する。現場作業員が常時10人以上いない場合は選任の必要はないが、安全衛生に関する措置について作業員の多少は関係なく、常時10～49人の場合の体制に準ずることが望ましい。</p> <p>③ 省略 ④ 労働安全衛生法と安全管理のしくみ等については、国土交通省中部地方整備局企画部編集「安全サポートマニュアル」を参照する。（同局のホームページで公表）安全管理組織表作成時は、愛知県建設局の「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」を参考とし、各衛生管理者等を設置する。現場作業員が常時10人以上いない場合は選任の必要はないが、安全衛生に関する措置について作業員の多少は関係なく、常時10～49人の場合の体制に準ずることが望ましい。</p> <p>⑤ 労働安全衛生法と安全管理のしくみ等については、国土交通省中部地方整備局企画部編集「安全サポートマニュアル」を参照する。（同局のホームページで公表） ⑥ 特記仕様書で定める事故防止重点対策について実施する対策を記載する。</p> <p>（次頁に続く）</p>	<p>愛知県標準仕様書に準拠（追加）</p> <p>実務に合わせ語句修正</p>

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第9章 工事関係書類（出来形管理基準含む）				
9-9~10	9-2-3 作成要領	<p>本文中、 （前頁の続き） 4~7 省略 8 緊急時の体制及び対応 ①~② 省略 ③ 「南海トラフ地震臨時情報」が発せられた場合の臨機の措置を記述するほか、作業員の緊急避難場所（避難経路を含む）を現場に明示する。</p> <p>新設 9 交通管理 ① 省略 ② 保安設備図、道路使用許可証(写)を添付する。 ③~④ 省略</p> <p>10 環境対策 ① 工事現場周辺地域の生活環境の保全及び円滑な工事施工を目的として、環境保全対策及び騒音・振動公害防止対策について記述する。</p> <p>②~③ 省略</p> <p>11 現場作業環境の整備 工事現場の現場環境改善は、周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うことを目的とし、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域とのコミュニケーションや現場周辺の環境整備等が求められている。 この趣旨を理解して、工事現場の現場環境改善等について記載する。 なお、設計図書において、現場環境改善対象工事と明示された場合は、実施する具体的な内容・実施期間について記載する。</p> <p>12 省略 13 法定休日・所定休日（週休2日の導入） 「豊田市上下水道局週休2日制工事実施要領」に基づく週休2日（休工）の取得計画を記載する。</p> <p>14 その他（省略）</p>	<p>本文中、 （前頁の続き） 4~7 省略 8 緊急時の体制及び対応 ①~② 省略 ③ 「南海トラフ地震臨時情報」が発せられた場合の臨機の措置を記述するほか、作業員の緊急避難場所（避難経路を含む）を作成し、添付する。（現場に掲示するものについて事前の確認）</p> <p>④ 熱中症における緊急連絡体制を別途記載する。</p> <p>9 交通管理 ① 省略 ② 工事施工にあたっては、交通渋滞による社会的損失を極力抑えるため、路線の交通特性等を十分検討(交通ピーク時をはずす、事前予告等)のうえ、交通処理計画を立てるものとする。また、具体的な保安設備(交通誘導警備員を含む)配置計画、通学路対策、支道及び出入り口対策、主要資材の搬入・搬出経路、過積載運搬の防止対策等について詳しく記載する。迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び保安設備、迂回路標示板、道路標識(「まわり道」)の配置図ならびに交通誘導警備員等の配置についても記載する。上記を確認するため保安設備図、道路使用許可証(写)を添付する。</p> <p>③~④ 省略</p> <p>10 環境対策 ① 工事現場周辺地域の生活環境の保全及び円滑な工事施工を目的として、環境保全対策及び騒音・振動公害防止対策について記述する。 ・騒音、振動、排出ガス対策 ・水質汚濁対策 ・粉じん対策 ・現場で日々発生する建設副産物の分別処理対策 ・セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施 ・家屋調査、地下水位観測等の事業損失防止対策</p> <p>②~③ 省略</p> <p>11 現場作業環境の整備 工事現場の現場環境改善は、周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うことを目的とし、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域とのコミュニケーションや現場周辺の環境整備等が求められている。 この趣旨を理解して、工事現場の現場環境改善等について記載する。 なお、設計図書において、現場環境改善対象工事と明示された場合は、実施する具体的な内容・実施期間について記載する。 さらに、熱中症対策の具体的な実施内容・実施期間を明記する。</p> <p>12 省略 13 法定休日・所定休日（週休2日の導入） 「豊田市上下水道局週休2日制工事実施要領」に基づく月単位の週休2日（休工）の取得計画を記載する。</p> <p>14 その他（省略）</p>	<p>新制度との整合</p> <p>愛知県標準仕様書に準拠（追加）</p> <p>愛知県標準仕様書に準拠（追加）</p> <p>新制度との整合</p> <p>制度改訂に伴う修正</p>

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第9章 工事関係書類（出来形管理基準含む）				
9-11~18	9-2-4 施工計画書作成例	<p>本文中、</p> <p>9-2-4 施工計画書作成例（現場必携P2-43~71）</p> <p>1 施工計画の作成例を次に示すが、現場に即した内容に適宜変更すること。</p> <p style="text-align: center;">施 工 計 画 書</p> <p>工 事 名 配水管○○○工事</p> <p>路線等の名称 市道○○○○○線</p> <p>工 事 場 所 豊田市○○○○町地内</p> <p>工 期 令和○○年○月○日 ~令和○○年○月○日</p> <p>請 負 代 金 額 ○○○○○○○○円（消費税を含む）</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(1) 実施工程表 1</p> <p>(2) 現場組織表 3</p> <p>(3) 安全管理 5</p> <p>(4) 指定機械及び主要機械 7</p> <p>(5) 主要資材 7</p> <p>(6) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） 8</p> <p>(7) 施工管理計画 10</p> <p>(8) 緊急時の体制及び対応 15</p> <p>(9) 交通管理 16</p> <p>(10) 環境対策 16</p> <p>(11) 現場作業環境の整備 17</p> <p>(12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 18</p> <p>(13) 法定休日・所定休日（週休2日の導入） 18</p> <p>(14) その他 19</p> <p>請 負 者 ○○○○○○会社 TEL ○○-○○○○○ <small>（現場作業事務所 住所 豊田市○○町○○ TEL ○○-○○○○○）</small> <small>※ 現場作業事務所は設置した場合のみ</small></p> <p>(1) 実施工程表（現場必携P2-45、46） <small>（参考例省略）</small></p> <p>(2) 現場組織表（現場必携P2-47） <small>（参考例省略）</small></p> <p>【施工体系図】記載例（現場必携P2-76、施工関係書式P5-66参考） <small>（記載例省略）</small></p> <p>(3) 安全管理（現場必携P2-48） <small>（文章等省略）</small> <small><安全管理の組織></small> <small>（ア） 文章省略</small> <small>（イ） 安全活動を下表のとおり実施する。（現場必携P2-50）</small> <small>（下表省略）</small></p> <p>(4) 指定機械（現場必携P2-52） <small>（下表省略）</small></p> <p>(5) 主要資材（現場必携P2-53） <small>（下表省略）</small></p>	<p>本文中、</p> <p>9-2-4 施工計画書作成例（現場必携P2-43~73）</p> <p>1 施工計画の作成例を次に示すが、現場に即した内容に適宜変更すること。</p> <p style="text-align: center;">施 工 計 画 書</p> <p>工 事 名 配水管○○○工事</p> <p>路線等の名称 市道○○○○○線</p> <p>工 事 場 所 豊田市○○○○町地内</p> <p>工 期 令和○○年○月○日 ~令和○○年○月○日</p> <p>請 負 代 金 額 ○○○○○○○○円（消費税を含む）</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(1) 実施工程表 1</p> <p>(2) 現場組織表 3</p> <p>(3) 安全管理 5</p> <p>(4) 指定機械及び主要機械 7</p> <p>(5) 主要資材 7</p> <p>(6) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） 8</p> <p>(7) 施工管理計画 10</p> <p>(8) 緊急時の体制及び対応 15</p> <p>(9) 交通管理 16</p> <p>(10) 環境対策 16</p> <p>(11) 現場作業環境の整備 17</p> <p>(12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 18</p> <p>(13) 法定休日・所定休日（週休2日の導入） 18</p> <p>(14) その他 19</p> <p>請 負 者 ○○○○○○会社 TEL ○○-○○○○○ <small>（現場作業事務所 住所 豊田市○○町○○ TEL ○○-○○○○○）</small> <small>※ 現場作業事務所は設置した場合のみ</small></p> <p>発 注 者 豊田市事業管理者（発注所属 上下水道局○○○課） <small>TEL ○○-○○○○○</small></p> <p>(1) 実施工程表（現場必携P2-47、48） <small>（参考例省略）</small></p> <p>(2) 現場組織表（現場必携P2-49） <small>（参考例省略）</small></p> <p>【施工体系図】記載例（現場必携P2-78、施工関係書式P5-70参考） <small>（記載例省略）</small></p> <p>(3) 安全管理（現場必携P2-50） <small>（文章等省略）</small> <small><安全管理の組織></small> <small>（ア） 文章省略</small> <small>（イ） 安全活動を下表のとおり実施する。（現場必携P2-52）</small> <small>（下表省略）</small></p> <p>(4) 指定機械（現場必携P2-54） <small>（下表省略）</small></p> <p>(5) 主要資材（現場必携P2-55） <small>（下表省略）</small></p>	<p>準拠先の修正</p> <p>記載例の追記</p> <p>準拠先の修正</p>

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																
第9章 工事関係書類（出来形管理基準含む）																				
9-18~23	9-2-4 施工計画書作成例	<p>本文中、</p> <p>(6) 主要資材（現場必携P2-54）</p> <p>(ア) 一般事項</p> <p>(a) 作業時間及び休日又は夜間作業</p> <p>① 作業時間</p> <p>集合体操 ○○時○○分～○○時○○分</p> <p>業務打合せ ○○時○○分～○○時○○分</p> <p>作業開始 ○○時○○分</p> <p>昼休み ○○時～○○時</p> <p>作業終了 ○○時○○分</p> <p>② 休日</p> <p>土曜日、日曜日、祝祭日、その他会社で定めた日</p> <p>夏期休業 8月○○日～8月○○日</p> <p>冬期休業 12月○○日～1月○○日</p> <p>(文章省略)</p> <p>(イ) 具体的な施工方法</p> <p>(a) 仮設備計画 (省略)</p> <p>(b) ○○工</p> <p>(○○管布設工、水管橋架設工、減圧弁設置工など設計図書に記載された工種)</p> <p>主要工種の作業フロー、施工手順等を記載する。</p> <p>一般的な施工方法（水道管工事標準仕様書に記載された工法（第3章管布設工及び第4章弁栓類、他）は省略することができる。</p> <p>省略可能か判断がつかない場合は、監督員に確認する。</p> <p>工種が追加となった場合は、変更施工計画書により提出する。</p> <p>(c) 舗装本復旧工 (省略)</p> <p>(断面図等省略)</p> <p>(ウ) 監督員による段階確認等（現場必携P2-58～59）</p> <p>(a)～(b) 省略</p> <p>(7) 施工管理計画</p> <p>(a)～(b) 省略</p> <p>(c) 品質管理</p> <table border="1" data-bbox="756 1375 1469 1785"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>試験項目</th> <th>試験基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路土工</td> <td>施工</td> <td>現場密度の測定</td> <td> ・路床及び構造物取り付け部の場合、500m³につき1回の割合で行う。ただし、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。 ・ただし、100m³未満の工事は、監督員の現場確認により省略することができる。 </td> </tr> </tbody> </table>	工種	種別	試験項目	試験基準	道路土工	施工	現場密度の測定	・路床及び構造物取り付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。 ・ただし、100m ³ 未満の工事は、監督員の現場確認により省略することができる。	<p>本文中、</p> <p>(6) 主要資材（現場必携P2-56）</p> <p>(ア) 一般事項</p> <p>(a) 作業時間及び休日又は夜間作業</p> <p>① 作業時間</p> <p>集合・体操・KY活動 8:00～8:15</p> <p>業務打合せ 8:15～8:25</p> <p>作業開始 8:30～</p> <p>昼食休み 12:00～13:00</p> <p>後片付け 16:50～17:00</p> <p>作業終了 17:00</p> <p>規制開始・解除時間 9:00～17:00</p> <p>※現道上で交通規制を伴う工事の場合は、規制開始（解除）時間を記入。</p> <p>② 休日</p> <p>土曜日、日曜日、祝祭日、その他会社で定めた日</p> <p>夏期休業 8月○○日～8月○○日</p> <p>冬期休業 12月○○日～1月○○日</p> <p>(文章省略)</p> <p>(イ) 具体的な施工方法</p> <p>(a) 仮設備計画 (省略)</p> <p>(b) ○○工</p> <p>(○○管布設工、水管橋架設工、減圧弁設置工など設計図書に記載された工種)</p> <p>主要工種の作業フロー（<u>現場必携P-58参照</u>）、施工手順等を記載する。</p> <p>一般的な施工方法（水道管工事標準仕様書に記載された工法（第3章管布設工及び第4章弁栓類、他）は省略することができる。<u>ただし、減圧弁室等設置時などでクレーン作業が伴う場合は別途、当該作業について記載する。</u></p> <p>省略可能か判断がつかない場合は、監督員に確認する。</p> <p>工種が追加となった場合は、変更施工計画書により提出する。</p> <p>(c) 舗装本復旧工 (省略)</p> <p>(断面図等省略)</p> <p>(ウ) 監督員による段階確認等（現場必携P2-60～61）</p> <p>(a)～(b) 省略</p> <p>(7) 施工管理計画</p> <p>(a)～(b) 省略</p> <p>(c) 品質管理</p> <table border="1" data-bbox="1543 1375 2255 1785"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>試験項目</th> <th>試験基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路土工</td> <td>施工</td> <td>現場密度の測定</td> <td> ・路床及び構造物取り付け部の場合、500m³につき1回の割合で行う。ただし、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。 →ただし、100m³未満の工事は、監督員の現場確認により省略することができる。← </td> </tr> </tbody> </table>	工種	種別	試験項目	試験基準	道路土工	施工	現場密度の測定	・路床及び構造物取り付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。 →ただし、100m ³ 未満の工事は、監督員の現場確認により省略することができる。←	<p>愛知県標準仕様書に準拠（追加）</p> <p>愛知県標準仕様書に準拠（追加）</p> <p>愛知県標準仕様書に準拠（記載削除）</p>
工種	種別	試験項目	試験基準																	
道路土工	施工	現場密度の測定	・路床及び構造物取り付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。 ・ただし、100m ³ 未満の工事は、監督員の現場確認により省略することができる。																	
工種	種別	試験項目	試験基準																	
道路土工	施工	現場密度の測定	・路床及び構造物取り付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。 →ただし、100m ³ 未満の工事は、監督員の現場確認により省略することができる。←																	

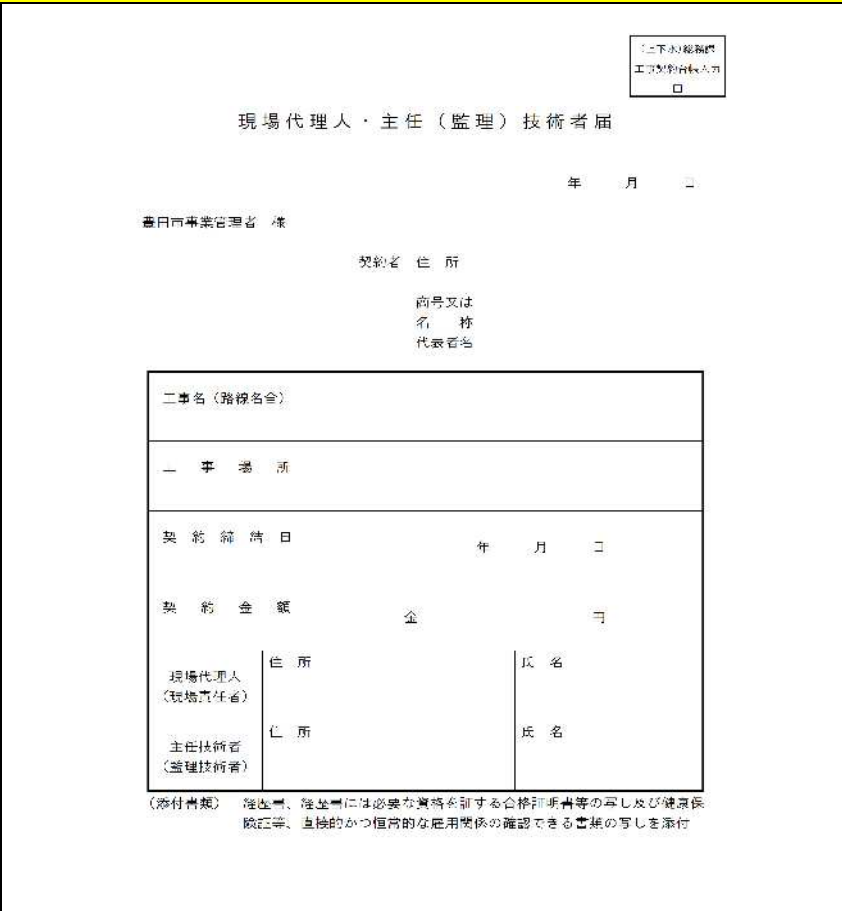
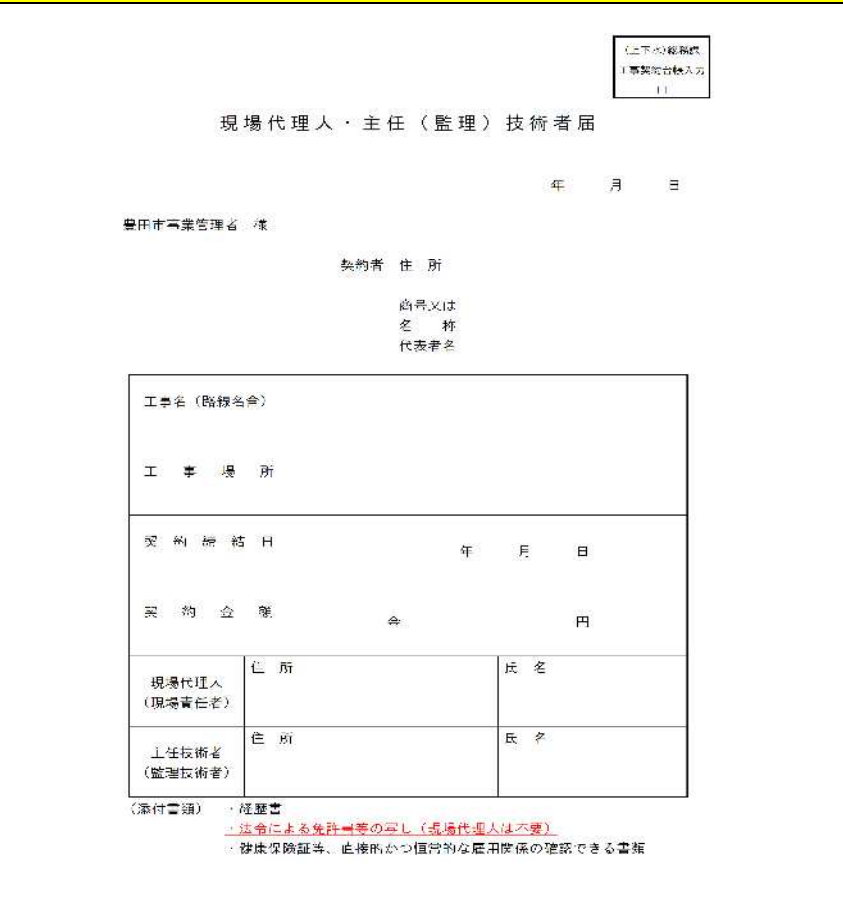
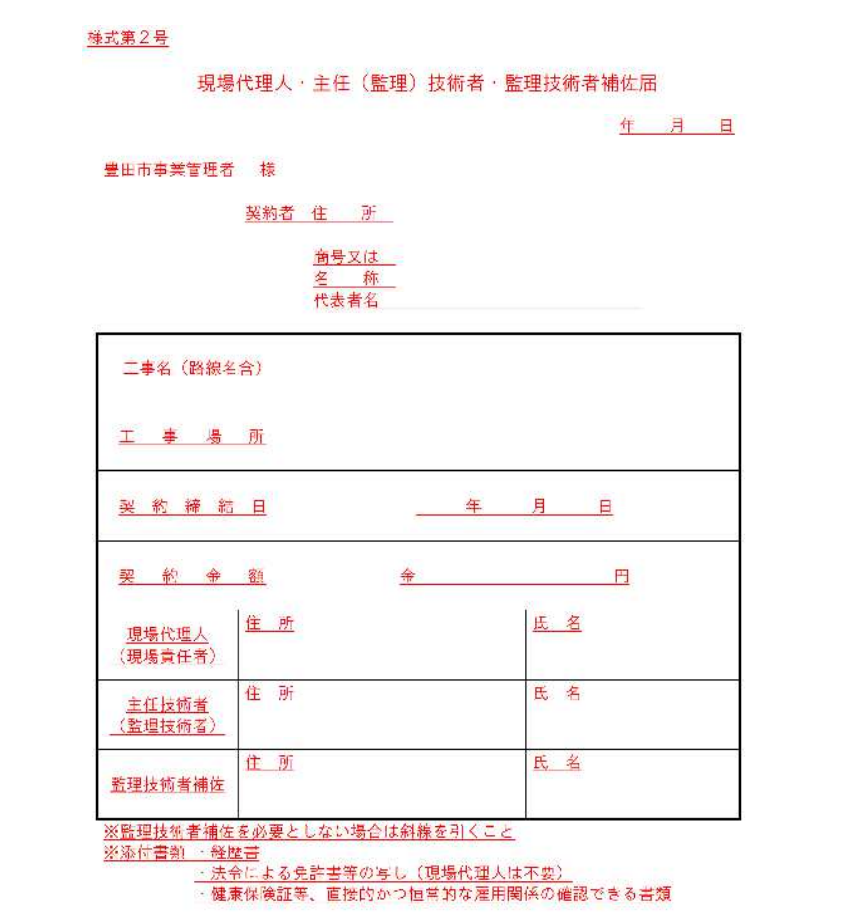
頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第9章 工事関係書類（出来形管理基準含む）				
9-27~29	9-2-4 施工計画書作成例	<p>本文中、</p> <p>(8) 緊急時の体制及び対応 (a) ~ (c) 省略</p> <p>新設</p> <p>(9) 交通管理 (a) ~ (b) 省略</p> <p>(10) 環境対策 指定機械に記載の排出ガス対策型・低騒音・低振動型建設機械を使用するとともに、工事に伴って発生する振動・騒音については、特定建設作業実施届出書を提出のうえ、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例を遵守する。また、単に工事による迷惑をおよぼす程度であっても、出来るだけ工事に伴う騒音、振動を生じないように努めるとともに、重機等のエンジンを必要以上にふかさないようにする。 なお、工事前に地元区長等に説明を行い、団地内は通行しない、低速走行、ガソリン車使用、通学路は工事車両を迂回させるなど、環境に配慮することを連絡したり、工事中地元住民等により苦情又は、意見があった場合は丁寧に対応し、ただちに監督員に報告する。</p> <p>(11) 現場作業環境の整備 現場作業環境の整備として、下記事項を実施する。 (例を以下に記入するので、例を参考に実態に即した記入をすること。) 1 現場内にフラワーポットの設置 2 バリケード、工事標識にイラスト、カラフルなデザインを採用し、イメージ アップを図る。</p> <p>新設</p> <p>(12) 再生資源の利用の促進 ①~⑤ 省略</p>	<p>本文中、</p> <p>(8) 緊急時の体制及び対応 (a) ~ (c) 省略</p> <p><u>(d) 熱中症における緊急連絡体制</u> 現場作業員に熱中症のおそれのあるときの連絡体制は以下のとおり。 ① 熱中症担当者 担当者名、電話番号 ② 救急・指定病院 救急隊要請 119番 近隣病院名 住所 電話番号</p> <p>現場施工終了後であっても、体調に変化が認められる場合は、医療機関を受診させます。判断に迷う場合は熱中症担当者に連絡し、判断を仰ぎます。</p> <p>(9) 交通管理 (a) ~ (b) 省略</p> <p>(10) 環境対策 指定機械に記載の排出ガス対策型・低騒音・低振動型建設機械を使用するとともに、工事に伴って発生する振動・騒音については、特定建設作業実施届出書を提出のうえ、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例を遵守する。また、単に工事による迷惑を及ぼす程度であっても、出来るだけ工事に伴う騒音、振動を生じないように努めるとともに、重機等のエンジンを必要以上にふかさないようにする。 なお、工事前に地元区長等に説明を行い、団地内は通行しない、低速走行、ガソリン車使用、通学路は工事車両を迂回させるなど、環境に配慮した対策を実施します。工事中地元住民等による苦情又は、意見があった場合は誠意をもって丁寧に対応し、対応状況を速やかに監督員に報告する。</p> <p>(11) 現場作業環境の整備 <u>(a) 現場作業環境の整備として、下記事項を実施する。</u> (例を以下に記入するので、例を参考に実態に即した記入をすること。) 1 現場内にフラワーポットの設置 2 バリケード、工事標識にイラスト、カラフルなデザインを採用し、イメージ アップを図る。</p> <p><u>(b) 熱中症対策として、以下の内容を実施します。なお、実施期間は工事期間中の〇月から〇月までとします。</u> 1 <u>暑熱な場所（WBGTが28℃以上又は気温が31℃以上の場所）での作業において、は、継続して1時間以上、又は1日当たり4時間以上を超えて作業は行いません。</u> 2 <u>上記1を守るため、作業現場では常にWBGTまたは気温を計測します。また、天気予報、環境省の熱中症予防情報サイト等も活用します。</u> 3 <u>熱中症の症状の重篤化を防止するためには早期の作業離脱とともに早期の身体冷却が重要であるため、作業現場には身体冷却に必要な下記施設を整備します。（※以下は例のため、実施するものを記載する。）</u> ・十分に涼しい休憩所（クーラー完備）、又は休憩車両 ・ミストファン ・アイスラリー（流動性の氷状飲料）の備蓄</p> <p>(12) 再生資源の利用の促進 ①~⑤ 省略</p>	<p>新制度との整合</p> <p>実務に合わせ語句修正</p> <p>新制度との整合</p>

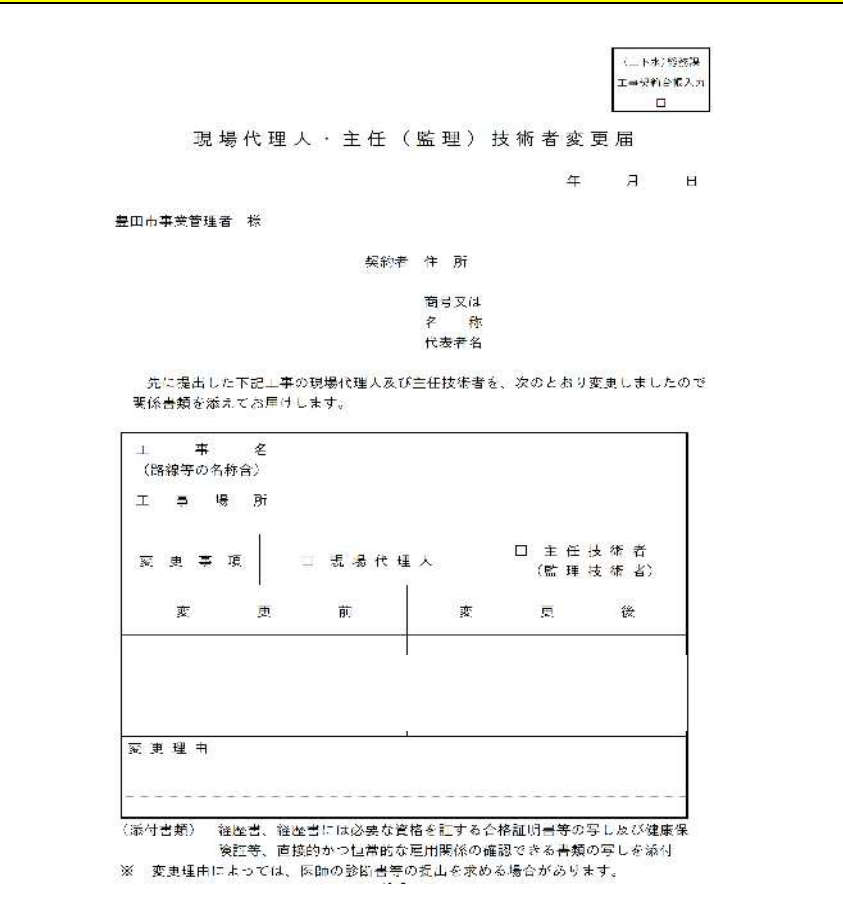
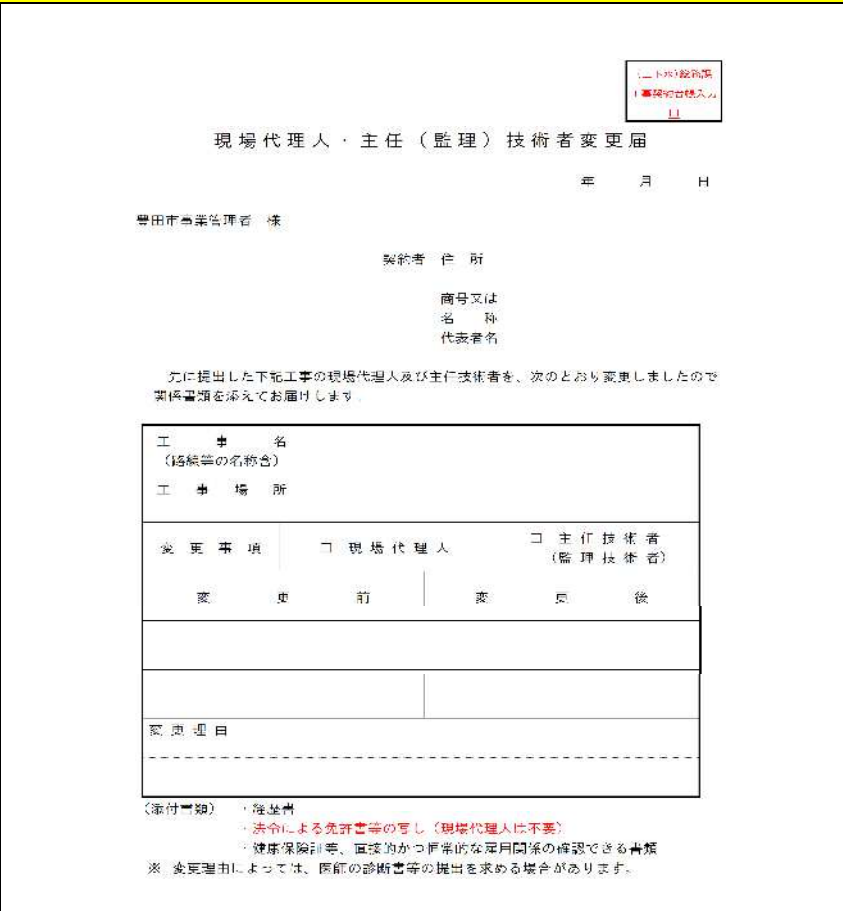
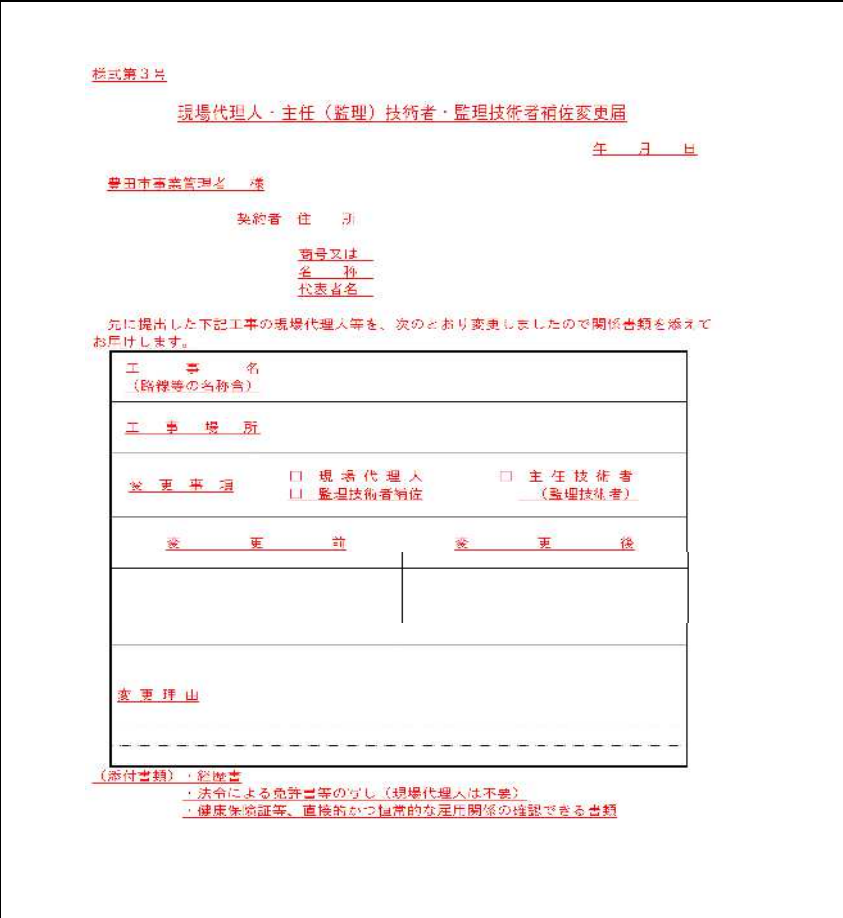
頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																																																																																																																																																																																																						
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																																																																																																																																																																																																						
第9章 工事関係書類（出来形管理基準含む）	9-2-4 施工計画書作成例	本文中、	本文中、																																																																																																																																																																																																							
9-30~31	9-2-4 施工計画書作成例	<p>(13) 法定休日・所定休日（週休2日の導入） 「豊田市上下水道局週休2日制工事実施要領」に基づき、本工事は週休2日制工事とし、以下の休工取得計画により工事を実施します。</p> <p>週休2日取得計画表</p> <table border="1" data-bbox="765 457 1460 1115"> <thead> <tr> <th>日</th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> <th>日</th> <th>日数</th> <th>休工日数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>8月7日</td> <td>8月8日</td> <td>8月9日</td> <td>8月10日</td> <td>8月11日</td> <td>8月12日</td> <td>8月13日</td> <td>7</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休工</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>火</td> <td>水</td> <td>木</td> <td>金</td> <td>土</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8月14日</td> <td>8月15日</td> <td>8月16日</td> <td>8月17日</td> <td>8月18日</td> <td>8月19日</td> <td>8月20日</td> <td>8月21日</td> <td>7</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休工</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>火</td> <td>水</td> <td>木</td> <td>金</td> <td>土</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8月22日</td> <td>8月23日</td> <td>8月24日</td> <td>8月25日</td> <td>8月26日</td> <td>8月27日</td> <td>8月28日</td> <td>8月29日</td> <td>7</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休工</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>火</td> <td>水</td> <td>木</td> <td>金</td> <td>土</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8月30日</td> <td>8月31日</td> <td>9月1日</td> <td>9月2日</td> <td>9月3日</td> <td>9月4日</td> <td>9月5日</td> <td>9月6日</td> <td>7</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休工</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>火</td> <td>水</td> <td>木</td> <td>金</td> <td>土</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9月7日</td> <td>9月8日</td> <td>9月9日</td> <td>9月10日</td> <td>9月11日</td> <td>9月12日</td> <td>9月13日</td> <td>9月14日</td> <td>7</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休工</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>火</td> <td>水</td> <td>木</td> <td>金</td> <td>土</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9月15日</td> <td>9月16日</td> <td>9月17日</td> <td>9月18日</td> <td>9月19日</td> <td>9月20日</td> <td>9月21日</td> <td>9月22日</td> <td>7</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休工</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>火</td> <td>水</td> <td>木</td> <td>金</td> <td>土</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9月23日</td> <td>9月24日</td> <td>9月25日</td> <td>9月26日</td> <td>9月27日</td> <td>9月28日</td> <td>9月29日</td> <td>9月30日</td> <td>7</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休工</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>火</td> <td>水</td> <td>木</td> <td>金</td> <td>土</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9月31日</td> <td>10月1日</td> <td>10月2日</td> <td>10月3日</td> <td>10月4日</td> <td>10月5日</td> <td>10月6日</td> <td>10月7日</td> <td>7</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休工</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>火</td> <td>水</td> <td>木</td> <td>金</td> <td>土</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">計</td> <td>53</td> <td>15</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">休工割合 28.30% 4週8日以上</p>	日	月	火	水	木	金	土	日	日数	休工日数	備 考		8月7日	8月8日	8月9日	8月10日	8月11日	8月12日	8月13日	7	2		休工	日	月	火	水	木	金	土				8月14日	8月15日	8月16日	8月17日	8月18日	8月19日	8月20日	8月21日	7	2		休工	日	月	火	水	木	金	土				8月22日	8月23日	8月24日	8月25日	8月26日	8月27日	8月28日	8月29日	7	2		休工	日	月	火	水	木	金	土				8月30日	8月31日	9月1日	9月2日	9月3日	9月4日	9月5日	9月6日	7	2		休工	日	月	火	水	木	金	土				9月7日	9月8日	9月9日	9月10日	9月11日	9月12日	9月13日	9月14日	7	2		休工	日	月	火	水	木	金	土				9月15日	9月16日	9月17日	9月18日	9月19日	9月20日	9月21日	9月22日	7	2		休工	日	月	火	水	木	金	土				9月23日	9月24日	9月25日	9月26日	9月27日	9月28日	9月29日	9月30日	7	2		休工	日	月	火	水	木	金	土				9月31日	10月1日	10月2日	10月3日	10月4日	10月5日	10月6日	10月7日	7	2		休工	日	月	火	水	木	金	土				計								53	15		<p>(13) 法定休日・所定休日（週休2日の導入） 「豊田市上下水道局週休2日制工事実施要領」に基づき、本工事は週休2日制工事とし、以下の休工取得計画により工事を実施します。</p> 	<p>新制度との整合</p>
日	月	火	水	木	金	土	日	日数	休工日数	備 考																																																																																																																																																																																																
	8月7日	8月8日	8月9日	8月10日	8月11日	8月12日	8月13日	7	2																																																																																																																																																																																																	
休工	日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																			
8月14日	8月15日	8月16日	8月17日	8月18日	8月19日	8月20日	8月21日	7	2																																																																																																																																																																																																	
休工	日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																			
8月22日	8月23日	8月24日	8月25日	8月26日	8月27日	8月28日	8月29日	7	2																																																																																																																																																																																																	
休工	日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																			
8月30日	8月31日	9月1日	9月2日	9月3日	9月4日	9月5日	9月6日	7	2																																																																																																																																																																																																	
休工	日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																			
9月7日	9月8日	9月9日	9月10日	9月11日	9月12日	9月13日	9月14日	7	2																																																																																																																																																																																																	
休工	日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																			
9月15日	9月16日	9月17日	9月18日	9月19日	9月20日	9月21日	9月22日	7	2																																																																																																																																																																																																	
休工	日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																			
9月23日	9月24日	9月25日	9月26日	9月27日	9月28日	9月29日	9月30日	7	2																																																																																																																																																																																																	
休工	日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																			
9月31日	10月1日	10月2日	10月3日	10月4日	10月5日	10月6日	10月7日	7	2																																																																																																																																																																																																	
休工	日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																			
計								53	15																																																																																																																																																																																																	
		(14) その他 (文章省略)	(14) その他 (文章省略)																																																																																																																																																																																																							

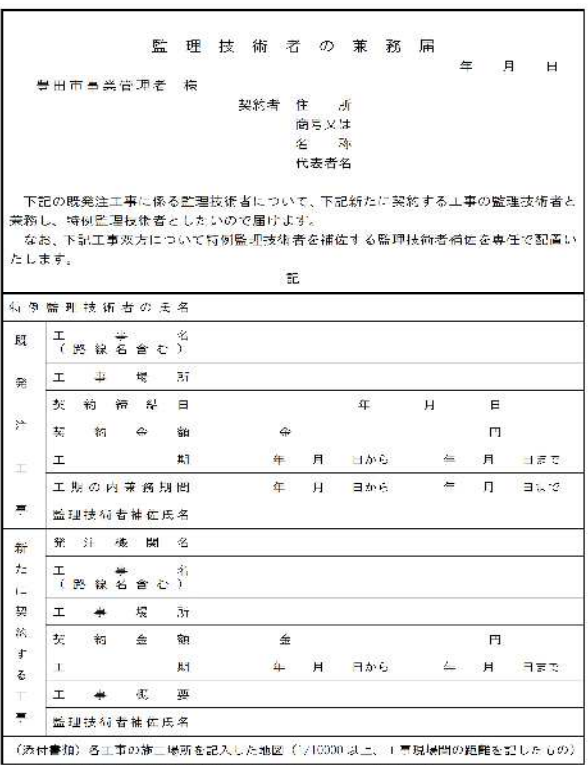
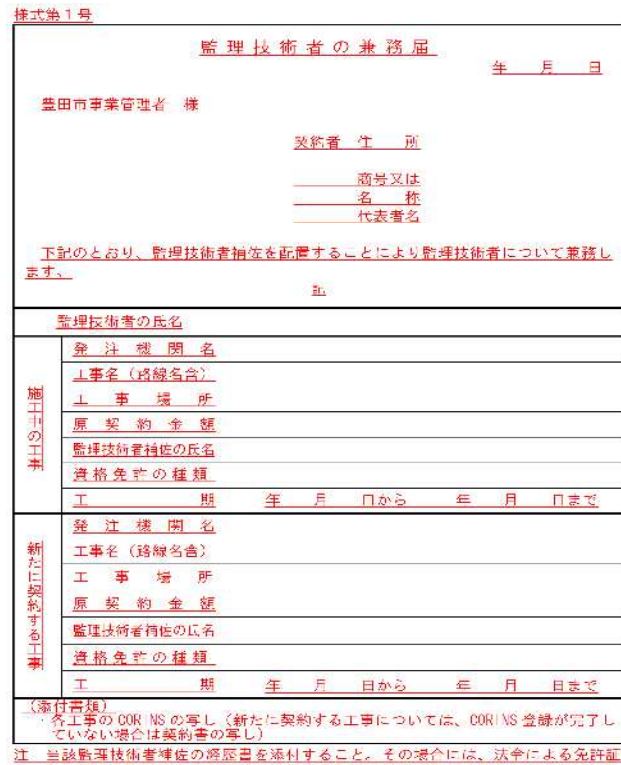
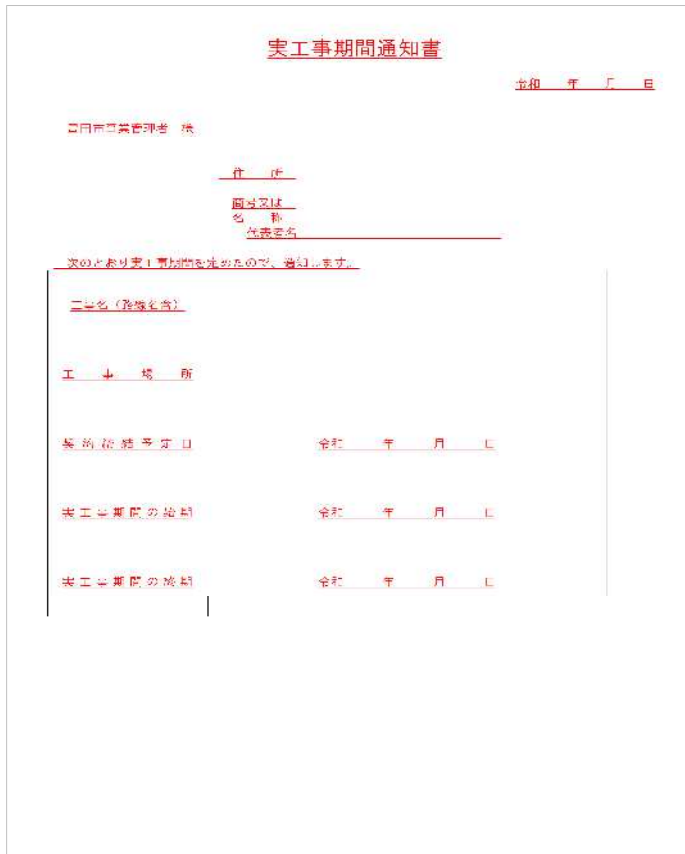
令和7年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

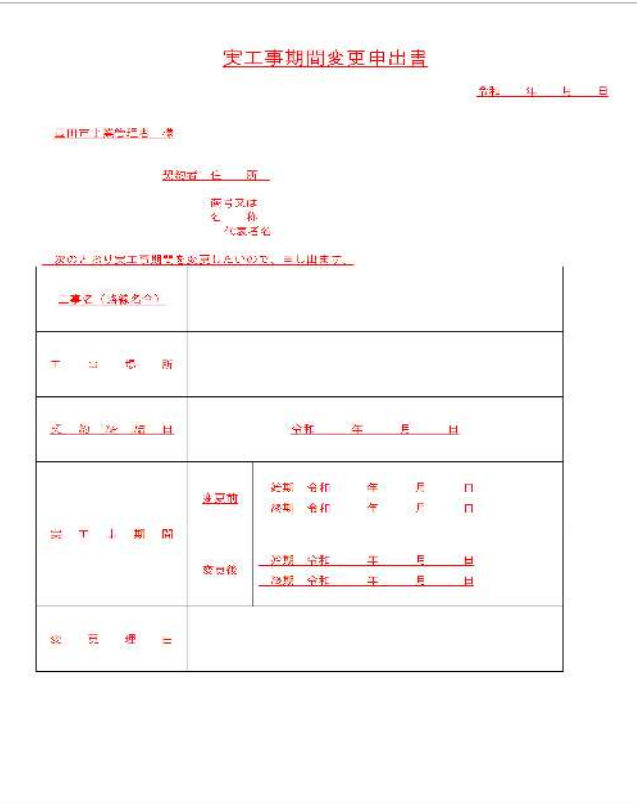
頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第9章 工事関係書類（出来形管理基準含む）				
9-32~33	第3節 施工体制台帳・施工体系図 9-3-2 記載項目	本文中、 1 施工体制台帳 施工体制台帳には、元請負人及び下請負人に関する以下の内容を記載する。 (1) 元請人に関する事項 ①~⑩ 省略 ⑪ 一号特定外国人の従事及び外国人建設就労者、外国人技能実習生の有無 (2) 下請負人に関する事項 ①~⑨ 省略 ⑩ 一号特定外国人の従事及び外国人建設就労者、外国人技能実習生の有無	本文中、 1 施工体制台帳 施工体制台帳には、元請負人及び下請負人に関する以下の内容を記載する。 (1) 元請人に関する事項 ①~⑩ 省略 ⑪ 一号特定外国人の従事 及び外国人建設就労者 、外国人技能実習生の有無 (2) 下請負人に関する事項 ①~⑨ 省略 ⑩ 一号特定外国人の従事 及び外国人建設就労者 、外国人技能実習生の有無	制度の終了に伴い削除 制度の終了に伴い削除
9-33	9-3-3 添付書類及び提出書類、現場への掲示等	本文中、 1 施工体制台帳 (文章省略) ① 発注者との受け多い契約（当初・変更）の写し ② 下請負人との請負契約（当初・変更）の写し（注文書、請書、見積書1式） ③~⑨ 省略	本文中、 1 施工体制台帳 (文章省略) ① 発注者との請負契約（当初・変更）の写し ② 下請負人との請負契約（当初・変更）の写し（注文書、請書、見積書1式） <u>下請契約書には、建設業法第19条第1項に規定する16項目（支払時期や方法等）すべてを記載するほか、作業内容（材料や建設機械の支給有無）が分かるように記述すること。（〇工1式計上は不可）</u> ③~⑨ 省略	記載方法について追記
9-35	第4節 写真管理 9-4-3 電子納品	本文中、 1 電子納品の対象となる 工事写真 は、豊田市電子納品運用ガイドライン（令和3年4月）、豊田市デジタル写真管理情報基準（令和3年4月）及び国土交通省工事完成図書電子納品等要領（令和2年3月）に基づき、電子媒体により提出すること。電子納品の対象工事以外でも電子納品を希望する場合はこれを妨げない。ただし、事前に提出方法等について監督員と協議すること。 2 写真の画素数は 100万画素程度 とする。 3 電子納品では、写真の加工は認められない。また、カメラの日付設定を確認して撮影すること。 4 検査受検時のパソコン、モニター等は、請負者において準備すること。 5、6 省略 7 受注者は、電子媒体の内容の原本性を確保するため、『電子媒体納品書』に署名又は押印の上、電子媒体と共に提出すること。 8 CD-Rラベルへの署名については、検査終了後、受発注者が直接署名する。 9~12 省略 新設	本文中、 1 電子納品の対象となる工事写真 は、豊田市電子納品運用ガイドライン（令和3年4月）、豊田市デジタル写真管理情報基準（令和3年4月） 及び国土交通省工事完成図書の電子納品等要領（令和2年3月） に基づき、電子媒体により提出すること。 電子納品の対象工事以外でも電子納品を希望する場合はこれを妨げない。ただし、事前に提出方法等について監督員と協議すること。 2 写真の画素数は 100万画素程度とし、事前協議により決定する。 3 電子納品する写真は 納品エラーとなるため加工しないこと。の加工は認められない。ただし、遠隔現場においてスマートフォンなどで撮影した写真の縦横の表示を回転させることはやむを得ない。また、撮影日に誤りが生じないよう事前にカメラの日付設定を確認して撮影すること。 4 検査受検時のパソコン、モニター等の必要機器は、事前協議により請負者の準備するものを定める。において準備すること。 5、6 省略 7 受注者は、電子媒体の内容の原本性を確保するため、『電子媒体納品書』に 現場代理人 の署名又は押印の上、電子媒体と共に提出すること。 8 CD-Rラベルへの署名については、検査合格後、受発注者が直接署名する。 9~12 省略 13 工事検査により不備が認められ、検査員より電子納品媒体の再提出を指示された場合は、再提出した電子納品媒体のラベルに署名する。	実務に合わせ語句修正
9-36	9-4-4 工事写真帳による納品	本文中、 すべての工事を電子納品の対象とし、紙媒体での写真帳の納品は原則認めない。	本文中、 すべての工事を電子納品の対象とし、紙媒体での写真帳の納品は 原則 認めない。	実務に合わせ語句修正

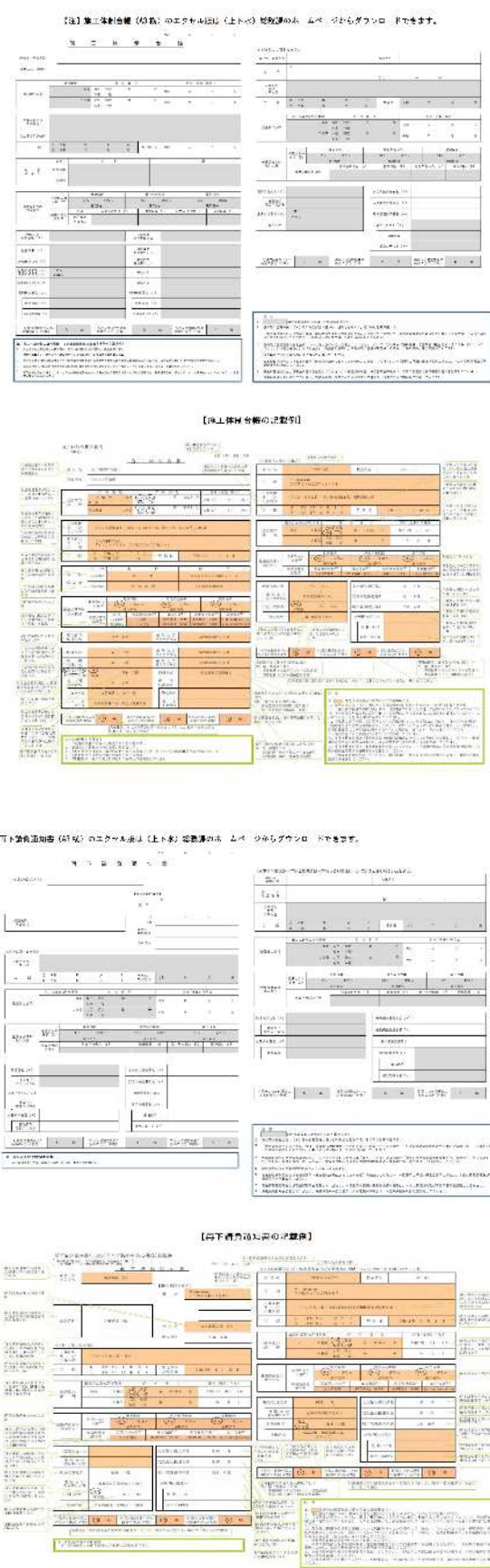
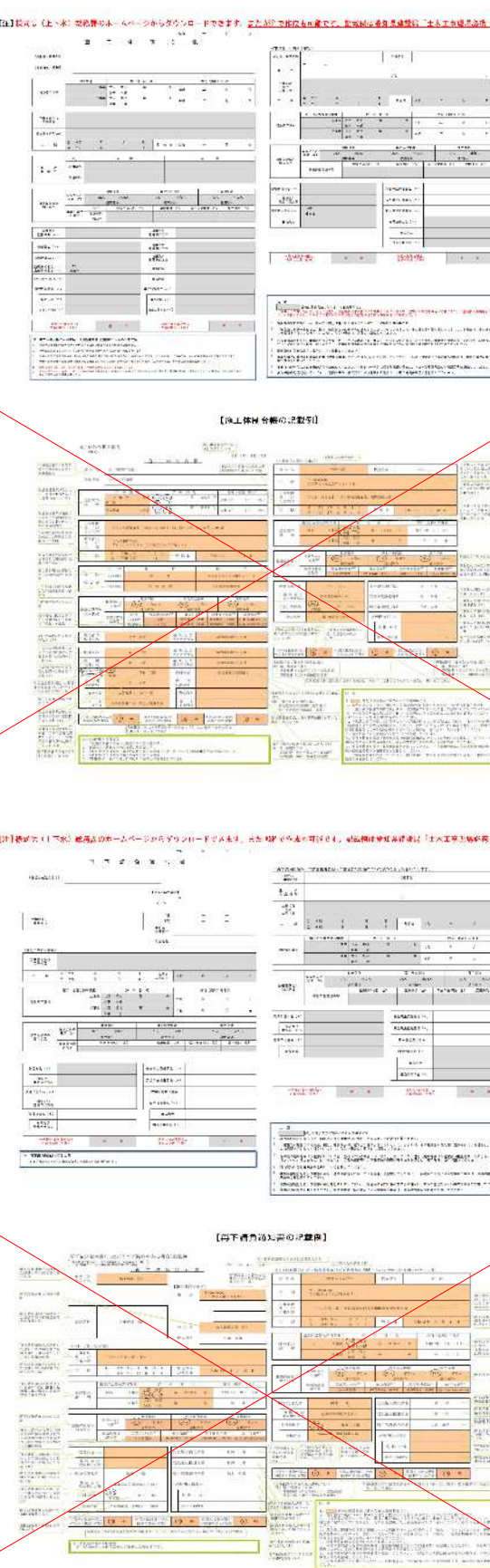
令和7年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

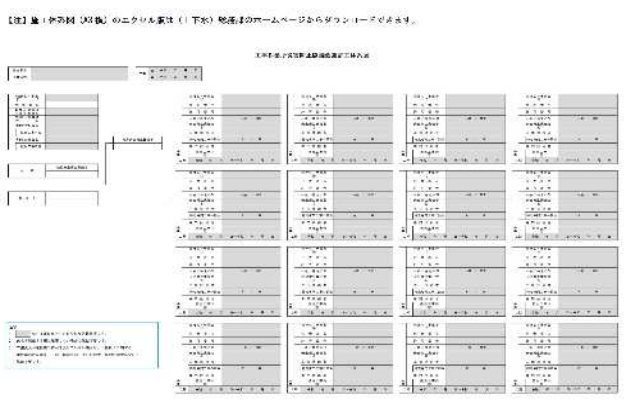
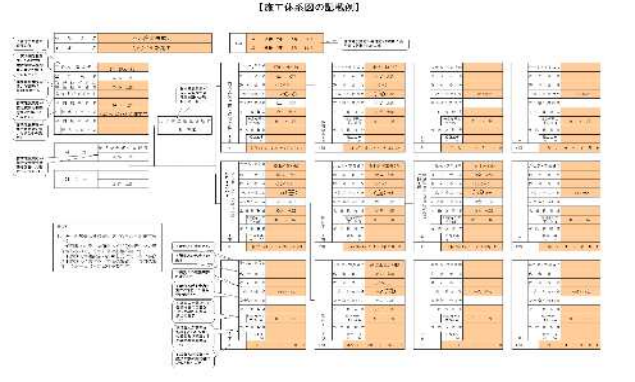

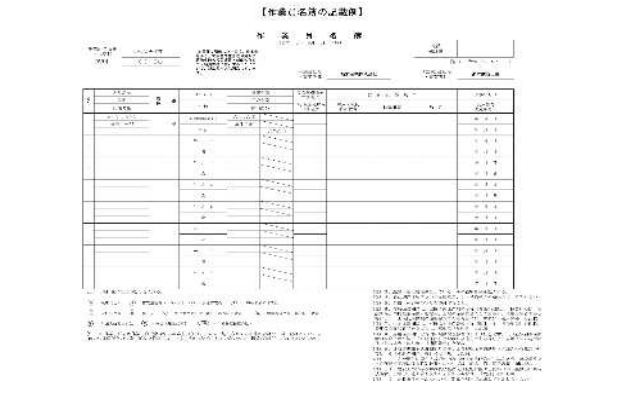
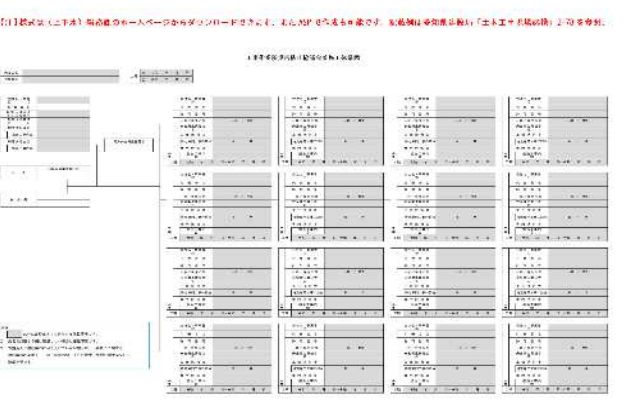
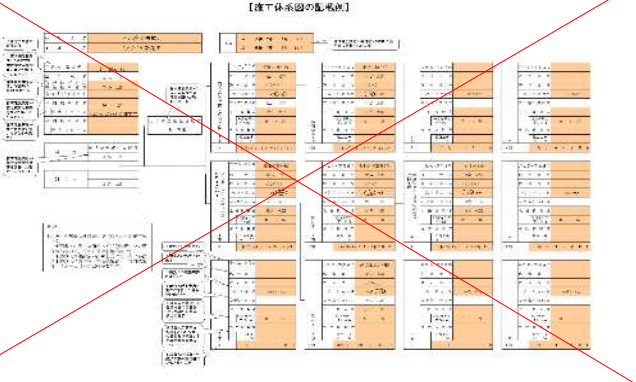

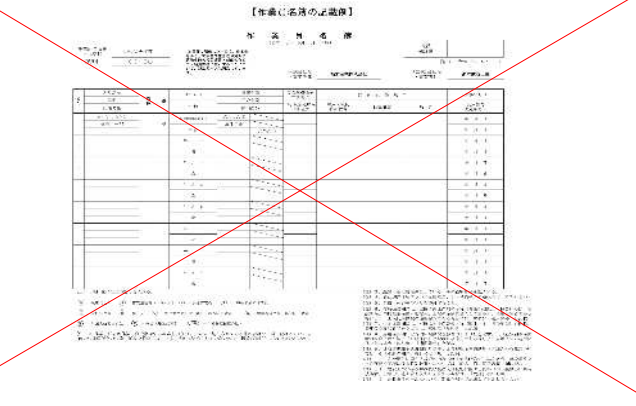
頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第10章 様式、資料				
10-1	現場代理人・主任（監理）技術者届			契約関係様式との整合
10-3	現場代理人・主任（監理）技術者補佐届	<p>新設</p>	<p>様式第2号</p> 	契約関係様式との整合

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第10章 様式、資料				
10-4	現場代理人・主任（監理）技術者変更届			契約関係様式との整合
10-5	現場代理人・主任（監理）技術者補佐変更届	<p>新設</p>	<p>様式第3号</p> 	契約関係様式との整合

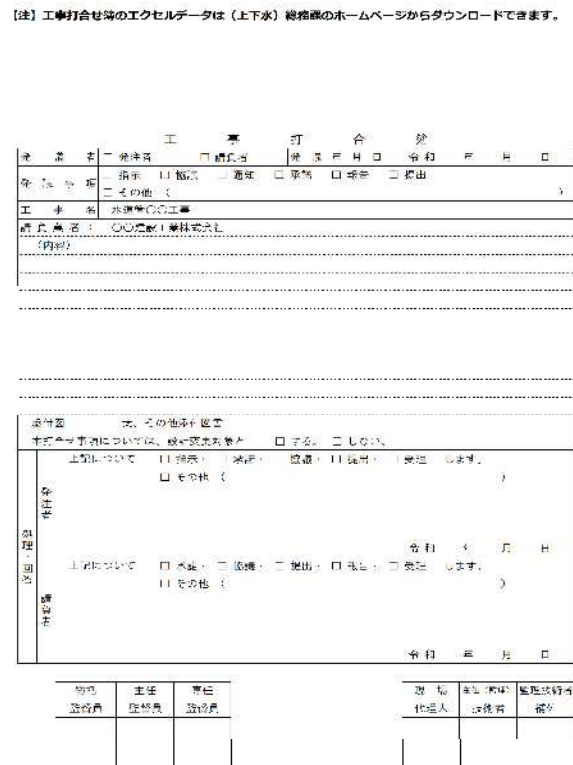
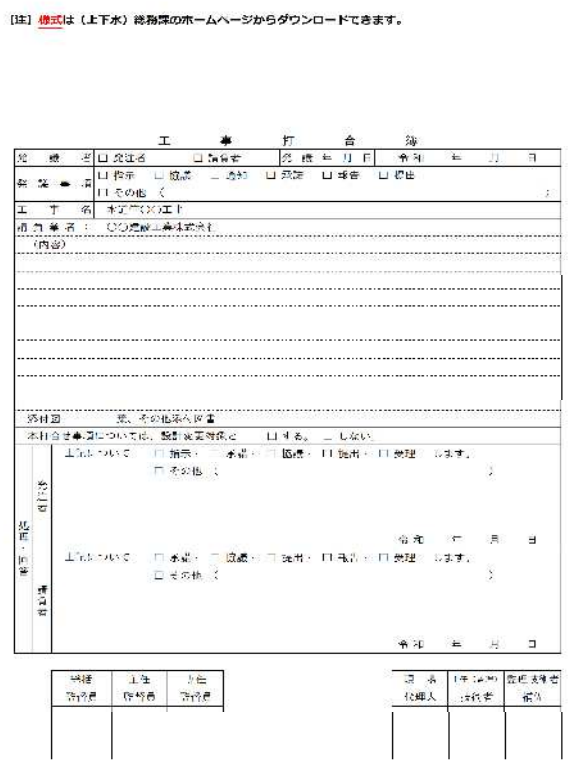
頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																																								
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																																								
第10章 様式、資料																																												
10-12	監理技術者の兼務届	 <p>監理技術者の兼務届</p> <p>豊田市専業管理者 様</p> <p>契約者 住 所 商号又は 名 称 代表者名</p> <p>下記の既発注工事に係る監理技術者について、下記新たに契約する工事の監理技術者と兼務し、増設監理技術者としていただくので届けます。 なお、下記工事発注について増設監理技術者を補佐する監理技術者補佐を専任で配置いたします。</p> <p>記</p> <p>既存の工事 監理技術者の氏名</p> <table border="1"> <tr> <td>工 事 場 所</td> <td>工 事 名 (登録名含)</td> </tr> <tr> <td>契約締結年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>金 円</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>工期の内業期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>監理技術者補佐氏名</td> <td></td> </tr> </table> <p>新たに契約する工事 監理技術者の氏名</p> <table border="1"> <tr> <td>工 事 場 所</td> <td>工 事 名 (登録名含)</td> </tr> <tr> <td>契約締結年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>金 円</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>工期の内業期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>監理技術者補佐氏名</td> <td></td> </tr> </table> <p>(添付書類) 各工事の第二地所を記入した地図 (1/10000以上、1層現地の距離を記したものを)</p> <p>)) 1 専任を要しない技術者どうしの兼務については届出を要しない。 2 本兼務届は、原則として兼務期間の発注日より5日以内に提出するものとする。</p>	工 事 場 所	工 事 名 (登録名含)	契約締結年月日	年 月 日	契約金額	金 円	工期	年 月 日から 年 月 日まで	工期の内業期間	年 月 日から 年 月 日まで	監理技術者補佐氏名		工 事 場 所	工 事 名 (登録名含)	契約締結年月日	年 月 日	契約金額	金 円	工期	年 月 日から 年 月 日まで	工期の内業期間	年 月 日から 年 月 日まで	監理技術者補佐氏名		 <p>様式第1号</p> <p>監理技術者の兼務届</p> <p>豊田市専業管理者 様</p> <p>契約者 住 所 商号又は 名 称 代表者名</p> <p>下記のとおり、監理技術者補佐を配置することにより監理技術者について兼務します。</p> <p>記</p> <p>監理技術者の氏名</p> <p>施工事の工事</p> <table border="1"> <tr> <td>登記簿開名</td> <td>工事名 (登録名含)</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td>原契約金額</td> </tr> <tr> <td>監理技術者補佐の氏名</td> <td>資格免状の種類</td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> </table> <p>新たに契約する工事</p> <table border="1"> <tr> <td>登記簿開名</td> <td>工事名 (登録名含)</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td>原契約金額</td> </tr> <tr> <td>監理技術者補佐の氏名</td> <td>資格免状の種類</td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> </table> <p>(添付書類) 各工事のCORINSの写し (新たに契約する工事については、CORINS登録が完了していない場合は契約書の写し)</p> <p>注 当該監理技術者補佐の添付書類を添付すること。その場合には、法令による免許証等の写し、健康保険証等の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類を併せて添付すること。</p>	登記簿開名	工事名 (登録名含)	工事場所	原契約金額	監理技術者補佐の氏名	資格免状の種類	工 期	年 月 日から 年 月 日まで	登記簿開名	工事名 (登録名含)	工事場所	原契約金額	監理技術者補佐の氏名	資格免状の種類	工 期	年 月 日から 年 月 日まで	契約関係様式との整合
工 事 場 所	工 事 名 (登録名含)																																											
契約締結年月日	年 月 日																																											
契約金額	金 円																																											
工期	年 月 日から 年 月 日まで																																											
工期の内業期間	年 月 日から 年 月 日まで																																											
監理技術者補佐氏名																																												
工 事 場 所	工 事 名 (登録名含)																																											
契約締結年月日	年 月 日																																											
契約金額	金 円																																											
工期	年 月 日から 年 月 日まで																																											
工期の内業期間	年 月 日から 年 月 日まで																																											
監理技術者補佐氏名																																												
登記簿開名	工事名 (登録名含)																																											
工事場所	原契約金額																																											
監理技術者補佐の氏名	資格免状の種類																																											
工 期	年 月 日から 年 月 日まで																																											
登記簿開名	工事名 (登録名含)																																											
工事場所	原契約金額																																											
監理技術者補佐の氏名	資格免状の種類																																											
工 期	年 月 日から 年 月 日まで																																											
10-19	実工事期間通知書	<p>新 設</p>	 <p>実工事期間通知書</p> <p>豊田市専業管理者 様</p> <p>住 所 商号又は 名 称 代表者名</p> <p>次のとおり実工事期間を通知いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>工事名 (登録名含)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工 事 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約締結年月日</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>実工事期間の始期</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>実工事期間の終期</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> </table>	工事名 (登録名含)		工 事 場 所		契約締結年月日	令和 年 月 日	実工事期間の始期	令和 年 月 日	実工事期間の終期	令和 年 月 日	新制度に対応した様式の追加																														
工事名 (登録名含)																																												
工 事 場 所																																												
契約締結年月日	令和 年 月 日																																											
実工事期間の始期	令和 年 月 日																																											
実工事期間の終期	令和 年 月 日																																											

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																																																																																																																															
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																																																																																																																															
第10章 様式、資料																																																																																																																																			
10-20	実工事期間変更申出書	<p style="text-align: center;">新 設</p>		新制度に対応した様式の追加																																																																																																																															
10-21	工事用使用材料一覧表	<p style="text-align: center;">工事用使用材料一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>規 格</th> <th>納入業者</th> <th>製造業者</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	材 料 名	規 格	納入業者	製造業者	備 考																																																			<p style="text-align: center;">工事用使用材料一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録番号</th> <th>材 料 名</th> <th>規 格</th> <th>納入業者</th> <th>製造業者</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	登録番号	材 料 名	規 格	納入業者	製造業者	備 考																																																																			実務に合わせた修正
材 料 名	規 格	納入業者	製造業者	備 考																																																																																																																															
登録番号	材 料 名	規 格	納入業者	製造業者	備 考																																																																																																																														

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第10章 様式、資料				
10-22~25	施工体制台帳・再下請負通知	 <p>【注】施工体制台帳（ATM）のエクセル版は「上表」記載のURLよりダウンロード可能です。</p> <p>【注】再下請負通知（ATM）のエクセル版は「上表」記載のURLよりダウンロード可能です。</p>	 <p>【注】再下請負通知（ATM）のエクセル版は「上表」記載のURLよりダウンロード可能です。</p> <p>【注】再下請負通知（ATM）のエクセル版は「上表」記載のURLよりダウンロード可能です。</p>	<p>ASP活用に伴う修正</p> <p>記載方法定着化のため削除 現場必携で確認</p> <p>ASP活用に伴う修正</p> <p>記載方法定着化のため削除 現場必携で確認</p>

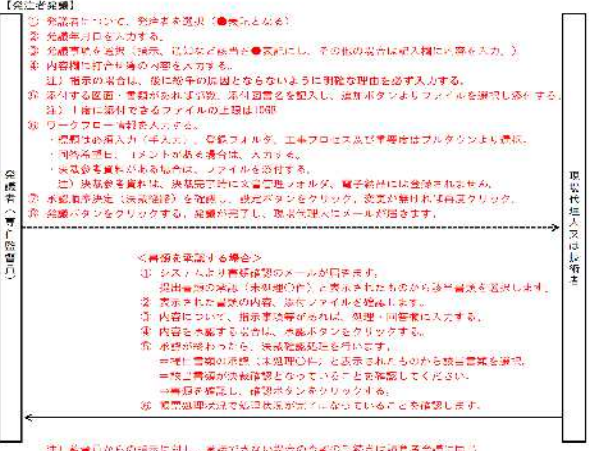
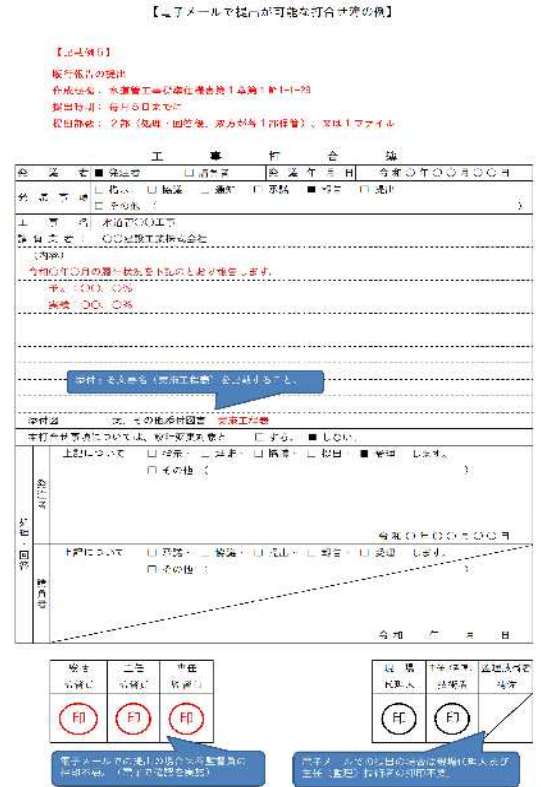
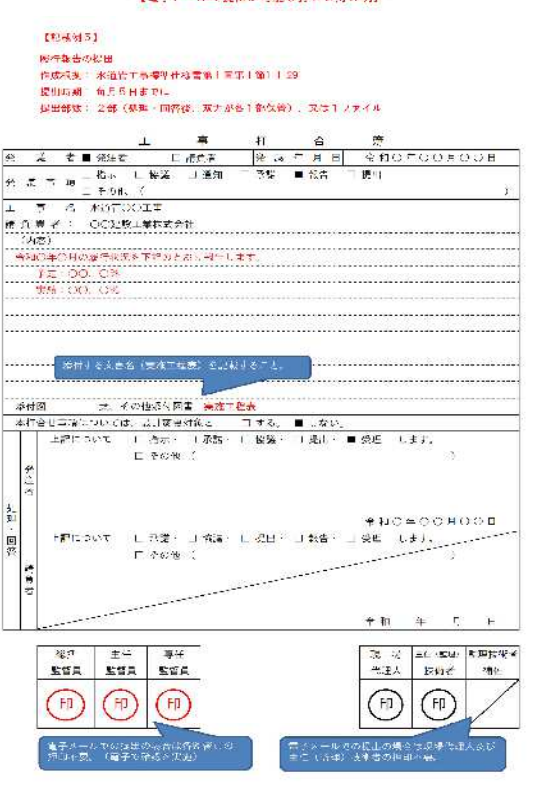
頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第10章 様式、資料				
10-22~25	施工体系図・作業員名簿	<p>【注】表・作業員名簿の電子データは（上下表）電機連のホームページからダウンロードできます。</p>  <p>【地下体系図の記載例】</p>  <p>【注】表形式（ASP表）の電子データは（上下表）電機連のホームページからダウンロードできます。</p>  <p>【作業員名簿の記載例】</p> 	<p>【注】表形式（上下表）電機連のホームページからダウンロードできます。また、ASP形式も用意しており、電機連のホームページ「土木工事の現場」に掲載しております。</p>  <p>【地下体系図の記載例】</p>  <p>【注】表形式（上下表）電機連のホームページからダウンロードできます。また、ASP形式も用意しております。</p>  <p>【作業員名簿の記載例】</p> 	<p>ASP活用に伴う修正</p> <p>記載方法定着化のため削除 現場必携で確認</p> <p>ASP活用に伴う修正</p> <p>記載方法定着化のため削除 現場必携で確認</p>


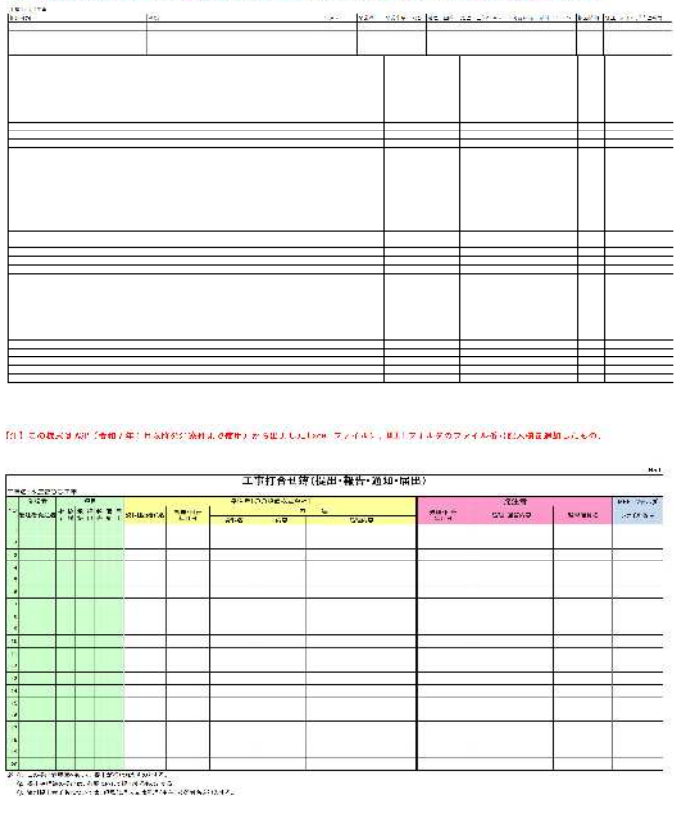

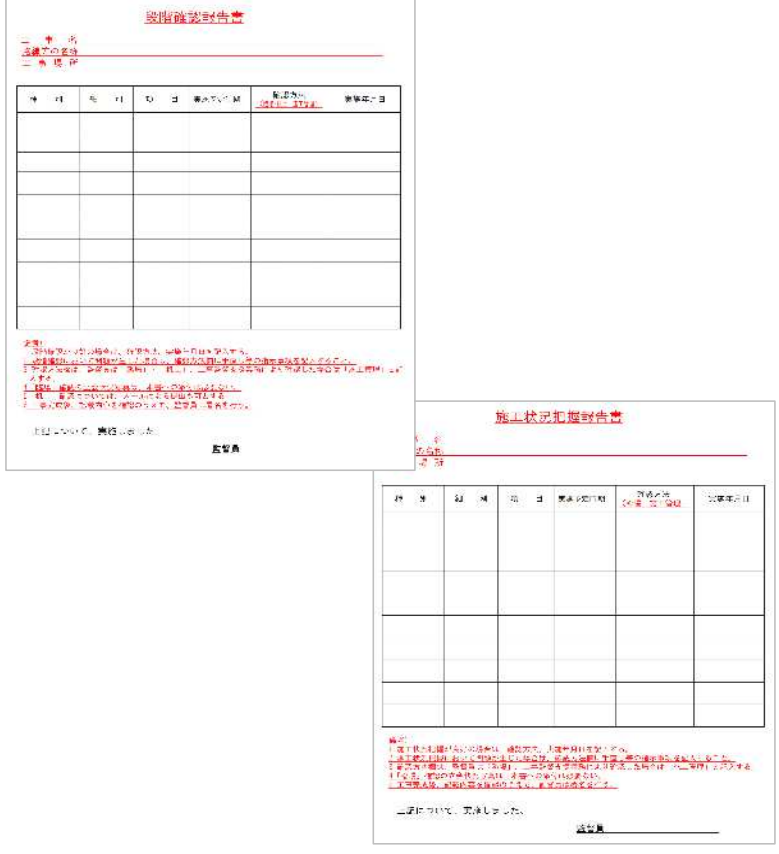
令和7年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第10章 様式、資料				
10-26	工事打合簿	<p>【注】工事打合せ簿のエクセルデータは（上下水）総務課のホームページからダウンロードできます。</p> 	<p>【注】様式は（上下水）総務課のホームページからダウンロードできます。</p> 	語句の簡略化
10-27	工事打合簿の処理・回答手順	<p>＜工事打合せ簿の処理・回答手順＞</p> <ol style="list-style-type: none">① 作成・入力 ② 印刷 ③ 承認 ④ 送付 <p>（以下、処理手順がある場合）</p> <ol style="list-style-type: none">① 承認 ② 送付 <p>（以下、送付先がある場合）</p> <ol style="list-style-type: none">① 承認 ② 送付	<p>＜工事打合簿の処理・回答手順＞</p> <ol style="list-style-type: none">① 作成・入力 ② 印刷 ③ 承認 ④ 送付 <p>（以下、処理手順がある場合）</p> <ol style="list-style-type: none">① 承認 ② 送付 <p>（以下、送付先がある場合）</p> <ol style="list-style-type: none">① 承認 ② 送付	愛知県標準仕様書に準拠（追加）

（次頁に続く）

（次頁に続く）

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次	第10章 様式、資料		小項目を追加表示	検索を容易にするため
10-28	工事打合簿の処理・回答手順	<p>(前頁の続き)</p> <p style="text-align: center; color: red;">新 設</p>	<p>(前頁の続き)</p> 	愛知県標準仕様書に準拠（追加）
10-35	工事打合簿（電子メール）	<p>【電子メールで提出可能な打合簿の例】</p> 	<p>【電子メールで提出可能な打合簿の例】</p> 	ASP活用に伴う修正

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第10章 様式、資料				
10-37~38	工事打合簿一覧表			ASP活用に伴う修正
10-49~50	段階確認 施工状況把握			ASP活用に伴う修正